

燕 市
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
第 8 期 介 護 保 険 事 業 計 画

令和 3 年度～令和 5 年度
(2021) (2023)

令和 3 年 3 月

燕 市

目 次

第1章 計画の策定について -----	1
1 計画策定の目的 -----	1
2 計画の位置づけ -----	2
3 計画の期間 -----	3
4 第8期に向けた介護保険制度の改正 -----	3
5 計画の策定体制 -----	4
（1）策定体制 -----	4
（2）市民意見の反映 -----	4
（3）計画の策定プロセス -----	5
第2章 高齢者を取り巻く現状 -----	6
1 高齢者人口等の推移 -----	6
（1）高齢者人口と高齢化率の推移 -----	6
（2）高齢者の世帯 -----	8
（3）高齢者の疾病・医療 -----	9
（4）死因の状況 -----	10
2 介護保険事業の状況 -----	11
（1）要支援・要介護認定の状況 -----	11
（2）介護サービスの利用状況および給付費 -----	13
（3）介護予防サービスの利用状況および給付費 -----	27
（4）介護給付費と予防給付費の合計 -----	34
（5）1人あたりの費用額 -----	34
（6）地域支援事業費の状況 -----	35
（7）介護保険事業費の状況 -----	35
3 実態調査にみる高齢者の状況 -----	36
（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 -----	36
（2）在宅介護実態調査 -----	41
（3）介護サービス事業所アンケート調査 -----	49
4 前期計画の主な現状と課題 -----	53
第3章 計画の基本的な考え方 -----	56
1 基本理念 -----	56
2 基本目標 -----	58
3 地域包括ケアシステムの深化・推進と重点施策 -----	60
4 施策の体系 -----	65
5 日常生活圏域と地域包括支援センター -----	66
（1）日常生活圏域の考え方 -----	66

(2) 地域包括支援センターの機能強化 -----	67
(3) 地域共生社会の実現 -----	67
第4章 保健福祉事業の推進 -----	68
1 健康づくりの推進 -----	68
(1) 健康づくりの推進 -----	68
2 いきいきと活躍できる地域社会づくり -----	80
(1) 高齢者の社会参加と活動の場の整備 -----	80
3 地域全体で支える基盤整備 -----	83
(1) 安心して暮らせる地域づくり -----	83
(2) 在宅サービスと施設サービスの提供 -----	84
(3) 介護人材の確保・育成 -----	91
4 地域における相互支援システムづくり -----	92
(1) 高齢者の家族への支援 -----	92
第5章 地域支援事業の推進 -----	96
1 地域支援事業の概要 -----	96
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 -----	97
(2) 包括的支援事業 -----	108
(3) 権利擁護の充実 -----	120
(4) 任意事業 -----	122
第6章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計 -----	123
1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計 -----	124
(1) 高齢者等の人口推計 -----	124
(2) 要介護認定者数の推計 -----	126
2 介護保険事業の安定運営 -----	127
(1) 介護保険サービス基盤の整備 -----	127
(2) 地域支援事業の確保策 -----	130
(3) 保険者機能の強化 -----	130
3 介護保険サービス事業量等の見込み -----	131
(1) 介護保険サービス見込み量 -----	131
(2) 標準給付費の見込み -----	137
(3) 地域支援事業費の見込み -----	138
(4) 介護保険事業費の見込み -----	139
4 介護保険料の推計 -----	140
(1) 介護保険料の方針について -----	140
(2) 第1号被保険者の保険料推計 -----	141

第7章 成年後見制度の利用促進	143
1 燕市における高齢者の成年後見の現状と課題	143
（1）これまでの主な取り組み	143
（2）燕市における高齢者の状況	143
（3）成年後見制度の利用状況	143
（4）成年後見人を受任可能な専門職の状況	143
（5）アンケート調査等の結果	144
（6）燕市の課題	146
2 施策の展開	147
（1）成年後見制度の周知および啓発の強化	147
（2）地域連携ネットワークの構築に向けた調整	147
（3）後見人等の育成・支援	149
（4）助成制度の在り方の検討	149
第8章 事業の円滑な運営と推進体制	150
1 計画実現のための体制づくり	150
（1）介護サービス等の質的向上	150
（2）広報活動の充実	150
（3）サービス情報の提供	150
（4）庁内体制の整備	150
（5）地域福祉の体制の整備	150
2 サービスの円滑な提供	151
（1）介護予防・健康づくりの推進	151
（2）介護保険サービスの充実	151
（3）地域人材の発掘・育成	151
3 介護給付費適正化事業	152
（1）要介護認定の適正化	152
（2）ケアマネジメント等の適正化	152
（3）住宅改修の適正化	152
（4）事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化	152
4 計画の進行管理	153
資料編	154
1 用語解説	154
2 燕市介護保険運営協議会委員名簿	160
3 燕市介護保険運営協議会の開催経過	160

第1章 計画の策定について

1 計画策定の目的

総務省が発表した令和元（2019）年10月1日現在の人口推計によると、我が国の総人口は1億2,616万7千人で、前年に比べ27万6千人（0.22%）の減少と9年連続で減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は3,588万5千人で、前年に比べ30万7千人の増加となり、総人口に占める割合も28.4%と過去最高となっています。

燕市においても人口減少、少子高齢化は進行しており、新潟県が発表した令和2（2020）年10月1日現在の高齢化率は新潟県平均の33.0%を下回るものの全国を上回り、31.5%となっています。

今後も、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、ますます進展していくことから、医療・介護へのニーズも増加していくことが見込まれます。

このような高齢者を取り巻く動向を踏まえ、国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する取り組みを推進しています。

また、人口減少・少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。福祉ニーズが多種多様化するなか、従来の高齢者支援や子育て支援、障がい者支援といった、制度・分野ごとの縦割りで整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。そこで、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを感じられる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、平成30（2018）年3月に策定した「燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、「第7期計画」という）において、令和7（2025）年までの中長期的な視点に立った施策の展開を見据え、高齢者が住み慣れた地域で快適な生活が営めるよう、総合的な施策展開を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

「燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という）は、地域共生社会の実現に向けた地域の包括的支援体制の基盤として、本市における地域包括ケアシステムの確立をめざし、令和22（2040）年までの中長期的な視野に立ちながら、高齢者福祉施策および介護保険事業の基本的な考え方やめざすべき取り組みなどの方向性を示すものです。

2 計画の位置づけ

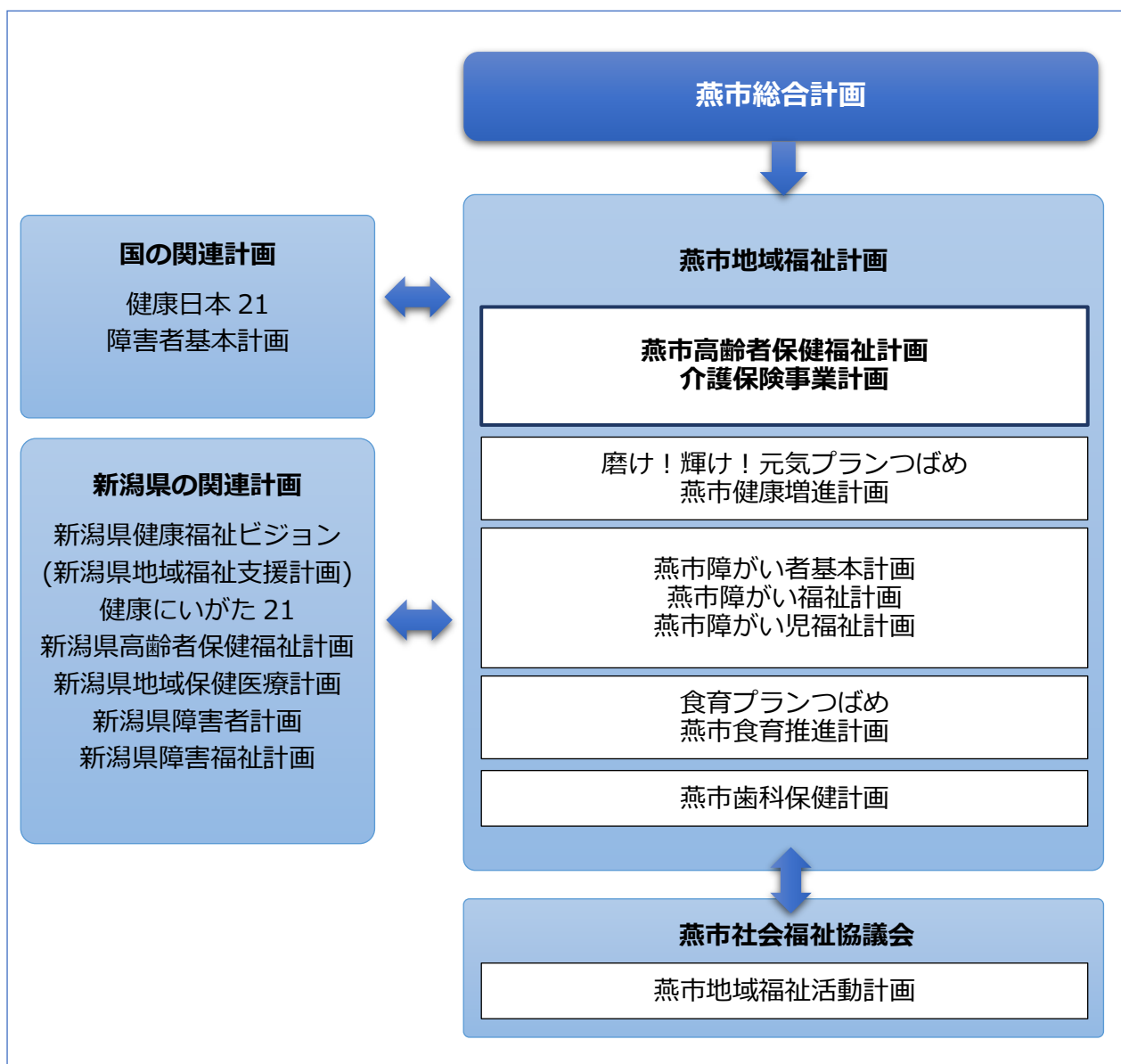
第8期計画は、「燕市総合計画」のもと、高齢者に対する保健福祉分野に関する燕市の指針をとりまとめるものです。

また、燕市地域福祉計画ならびに関連計画として燕市健康増進計画などの保健関連計画、燕市障がい者基本計画などの福祉関連計画との整合性を図っています。

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき策定しています。

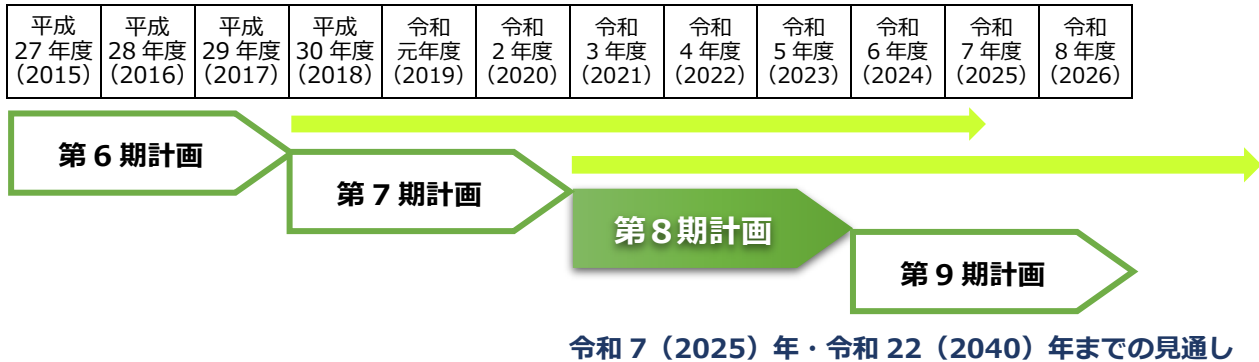
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づいた計画であり、高齢者保健福祉計画の一部として位置づけられ、両計画は一体的に策定されています。

計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



4 第8期に向けた介護保険制度の改正

基本指針では、第6期（平成27～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけ、いわゆる団塊世代が75歳になる令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

平成30（2018）年の介護保険制度の改正により、第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に重点を置くとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた事業運営に取り組みました。

第8期計画では、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域共生社会の実現をめざして令和7（2025）年までに地域包括ケアシステムを確立するため、現役世代が急減する令和22（2040）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えて計画を策定しました。

第8期計画において充実する事項

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱*等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

* 認知症施策推進大綱：認知症施策推進関係閣僚会議において令和元（2019）年6月18日にとりまとめられたものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するものです。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

1. 燕市介護保険運営協議会

本計画の策定にあたっては、長寿福祉課が事務を担当し、保健、医療および福祉の関係者、学識経験者ならびに被保険者代表の 15 名で構成する燕市介護保険運営協議会において、現状の確認など、審議・検討を通してまとめ、県との調整を行いました。

2. 庁内関係部署との連携

計画策定にあたり、高齢者福祉事業および介護保険事業の運営主管である健康福祉部を中心に、庁内の各部局等と連携し、燕市における地域包括ケアシステムの整備と高齢者施策についての課題と目標を共有するとともに、県との連携を図りました。

(2) 市民意見の反映

1. 現状とニーズ把握のための調査の実施

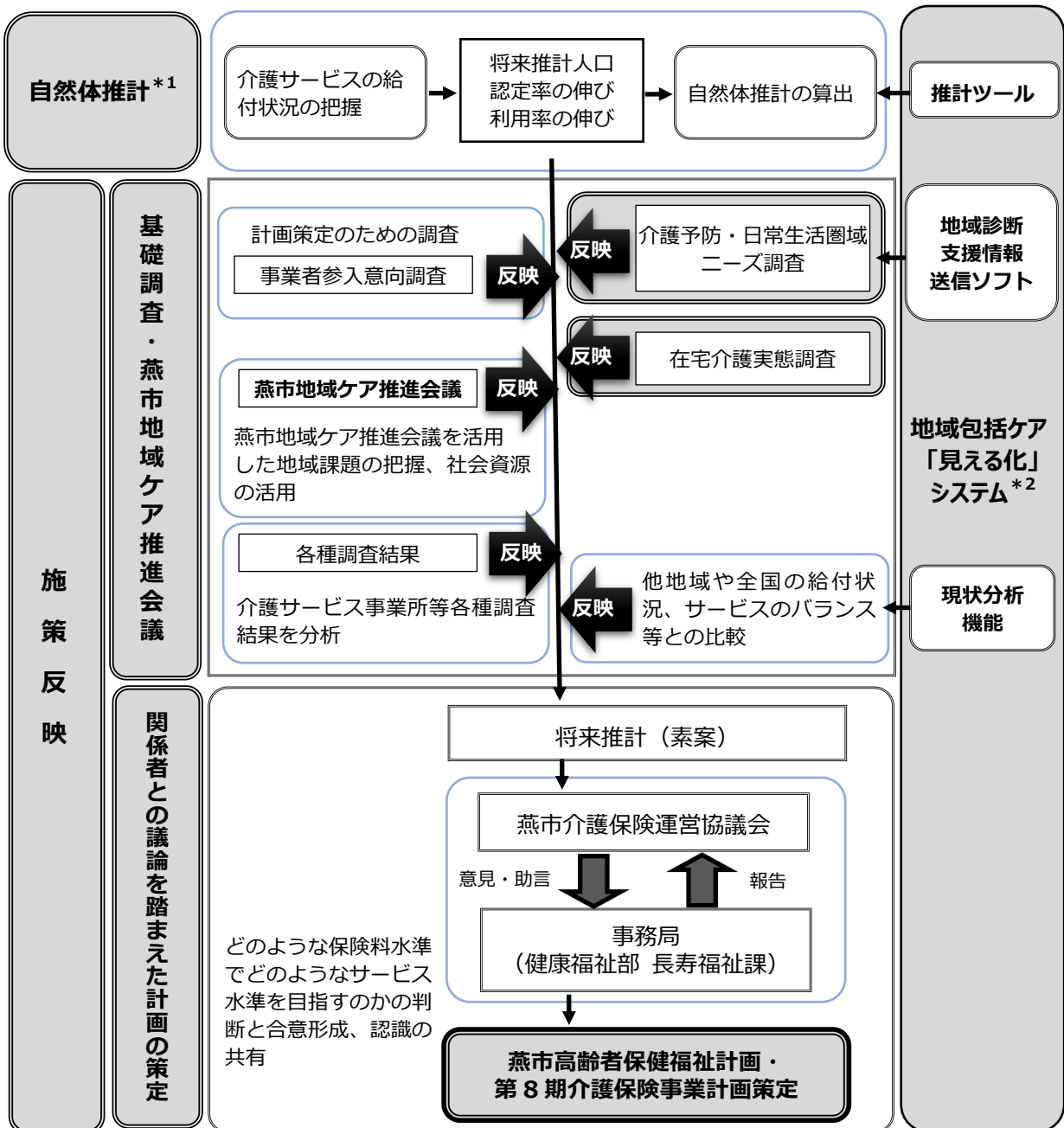
被保険者の市民を中心に、高齢者保健福祉サービス、介護保険サービスに関する利用意向や希望するサービスを把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施し、市民の要望・意見を収集するとともに市内介護事業所等に対して将来的な参入意向調査を実施しました。

2. パブリックコメントの実施

市民から幅広い意見を聴取するため、第 8 期計画の素案について、令和 2（2020）年 12 月 21 日から令和 3（2021）年 1 月 15 日の期間でパブリックコメントを実施しました。

(3) 計画の策定プロセス

計画の策定プロセスイメージ



*1 自然体推計：自然体推計の計算過程を確認、把握可能とすることを目的とし、全国値を用いてシステム上の推計を再現したファイルで、適切な将来推計作業を支援したものです。

*2 地域包括ケア「見える化」システム：市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

第2章 高齢者を取り巻く現状

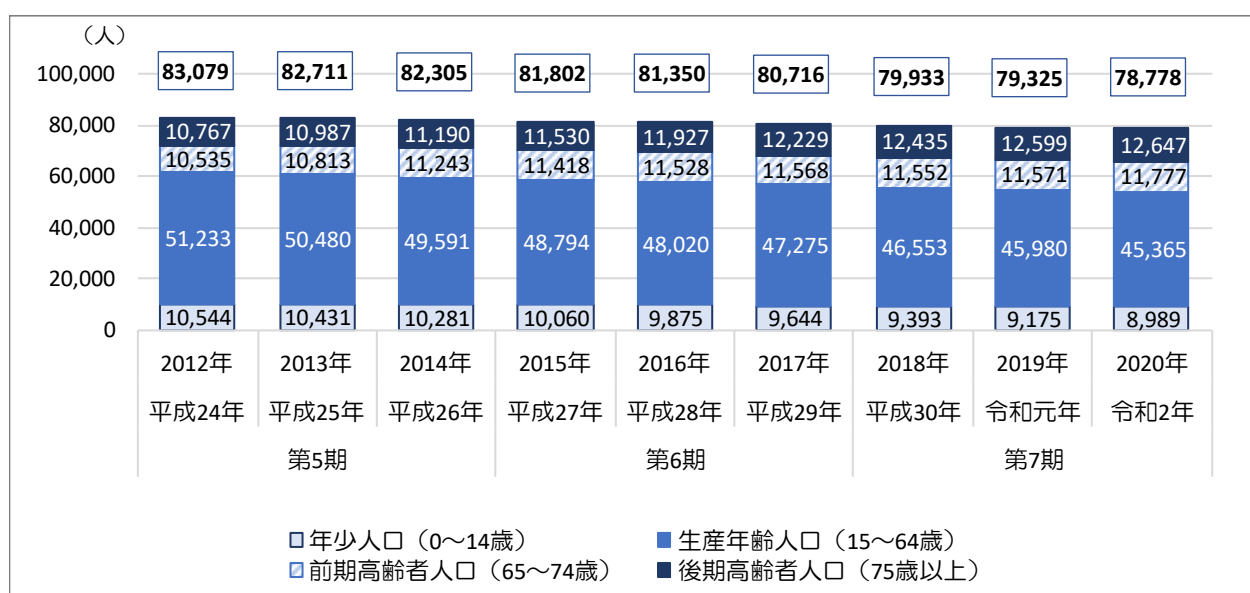
1 高齢者人口等の推移

(1) 高齢者人口と高齢化率の推移

本市の令和2(2020)年10月1日の住民基本台帳人口は78,778人となっています。このうち高齢者数は24,424人で総人口に占める割合は31.0%、また、後期高齢者数は12,647人で後期高齢化率は16.1%となっています。第5期計画初年度の平成24(2012)年以降、総人口は減少し続けている一方で、高齢者人口、後期高齢者人口ともに増加し続けています。

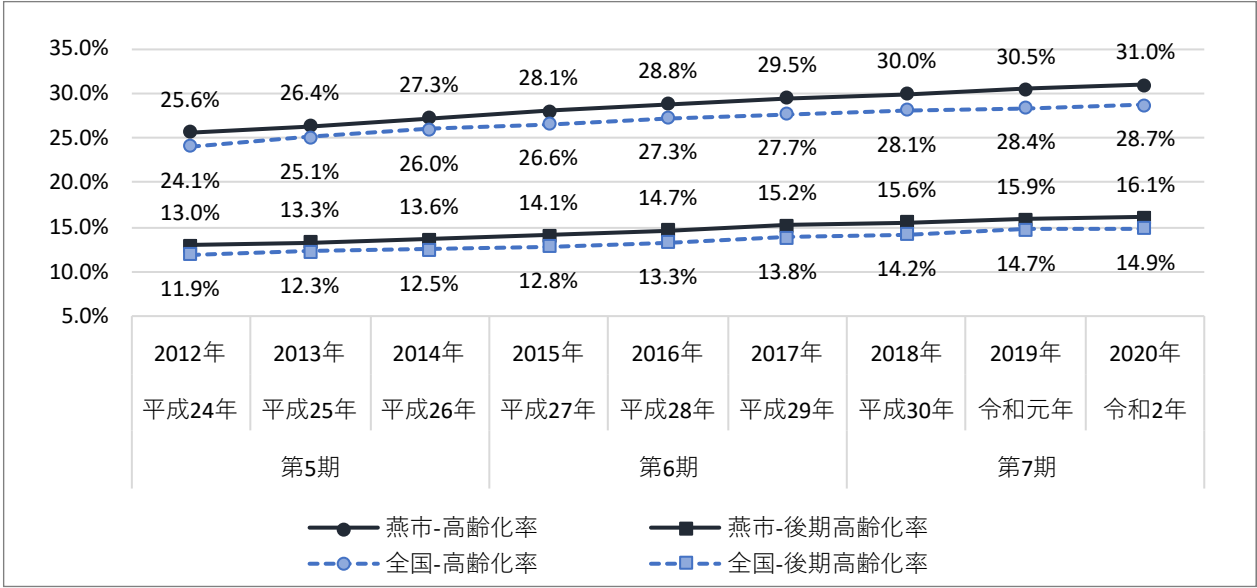
本市の高齢化率は、新潟県内では3番目に低くなっていますが、全国平均を上回って推移しており、高齢化率の伸び率も全国を上回っています。

年齢階層別人口の推移

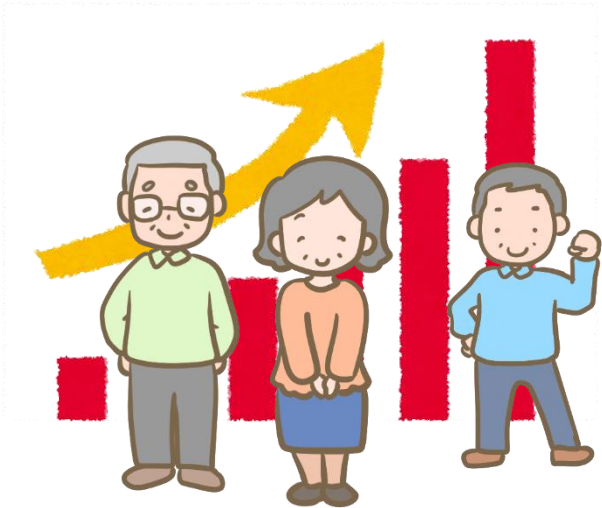


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢化率の推移



資料：燕市：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在） 全国：総務省統計局「人口推計」（各年 9 月 15 日現在）



(2) 高齢者の世帯

平成 27 (2015) 年の国勢調査結果では、施設等の世帯を除く一般世帯の数は 27,494 世帯となっています。このうち 65 歳以上の親族のいる世帯は 14,454 世帯で、全体の 52.6%となっています。平成 12 (2000) 年以降、高齢者のいる世帯が一般世帯に占める割合は増加し続けています。

高齢者のいる世帯を世帯類型別にみると、すべての世帯類型が増加し続けていますが、世帯類型比率の推移をみると、特に高齢者の単身世帯と夫婦のみ世帯、いわゆる高齢者のみ世帯の割合が増加しています。

平成 27 (2015) 年の高齢者のみ世帯数は 5,223 世帯で、一般世帯に占める割合は 19.0%となっています。

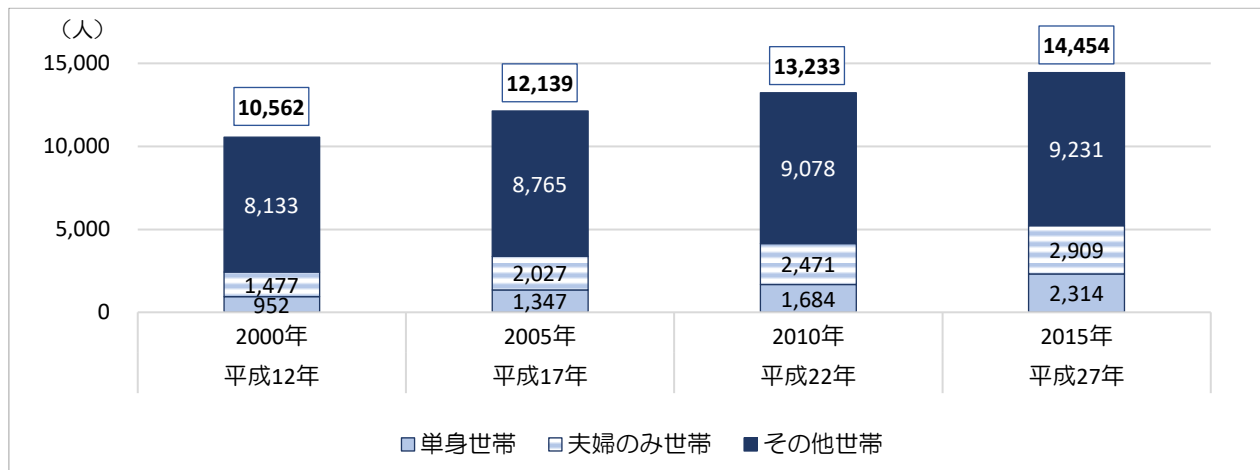
世帯の状況の推移

(単位：世帯)

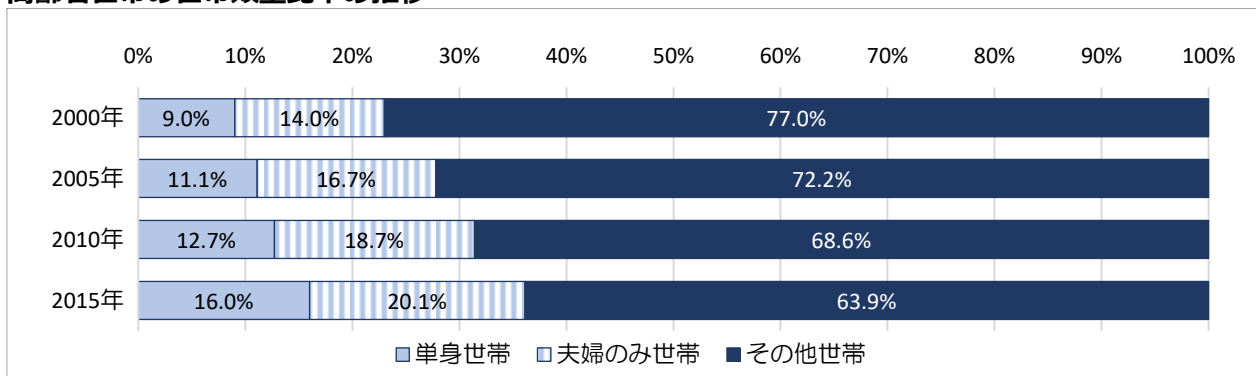
区分	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総世帯	24,845	25,820	26,653	27,537
一般世帯	23,804	25,698	26,617	27,494
65 歳以上の高齢者のいる世帯 (一般世帯に占める割合)	10,562 (44.4%)	12,139 (47.2%)	13,233 (49.7%)	14,454 (52.6%)

資料：国勢調査

高齢世帯の推移



高齢者世帯の世帯類型比率の推移



(3) 高齢者の疾病・医療

高齢者の疾病状況を、令和2（2020）年5月診療分からみると、「高血圧性疾患」が第1位、次いで「う蝕」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯肉炎及び歯周疾患」などとなっており、生活習慣病に係わる疾病や歯の疾患が多くなっています。

国民健康保険被保険者 65歳以上の疾病別受診件数および構成比（上位15位）

順位	疾病名称	令和2（2020）年		平成29（2017）年	
		件数	構成比	件数	構成比
1	高血圧性疾患	1,548	18.09%	1,801	17.66%
2	う蝕	890	10.40%	1,108	10.86%
3	脂質異常症	555	6.49%	-	-
4	糖尿病	433	5.06%	515	5.05%
5	歯肉炎及び歯周疾患	407	4.76%	401	3.93%
6	その他の眼及び付属器の疾患	286	3.34%	302	2.96%
7	関節症	193	2.26%	283	2.77%
8	脳梗塞	176	2.06%	239	2.34%
9	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	168	1.96%	189	1.85%
10	その他の神経系の疾患	165	1.93%	184	1.80%
11	脊椎障害（脊椎症を含む）	161	1.88%	246	2.41%
12	屈折及び調節の障害	156	1.82%	171	1.68%
13	骨の密度及び構造の障害	138	1.61%	-	-
14	その他の消化器系の疾患	135	1.58%	173	1.70%
15	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	128	1.50%	-	-

資料：疾病中分類別入外別年齢階層別件数表（各年5月診療分）

順位3位、13位、15位については、平成29年において16位以降の順位だったものや疾病区分の変更により平成29年の数値がないものになります。

(4) 死因の状況

死因の状況をみると、死因順位の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患となっており、第1位の悪性新生物の死亡率は、2位以下と比べて非常に高くなっています。

死亡順位、死亡者数の状況

(単位：人)

区 分		燕市			新潟県
		平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和元年 (2019)
第 1 位	死因	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	死亡数	210	255	294	7,957
	死亡率*1	266.8%	327.3%	380.3%	360.7%
第 2 位	死因	心疾患 (高血圧性を除く)	心疾患 (高血圧性を除く)	心疾患 (高血圧性を除く)	心疾患 (高血圧性を除く)
	死亡数	133	151	152	4,171
	死亡率	169.0%	193.8%	196.6%	189.1%
第 3 位	死因	脳血管疾患	老衰	脳血管疾患	老衰
	死亡数	103	122	98	3,419
	死亡率	130.9%	156.6%	126.8%	155.0%
第 4 位	死因	老衰	脳血管疾患	老衰	脳血管疾患
	死亡数	82	102	86	2,882
	死亡率	104.2%	130.9%	111.2%	130.6%
第 5 位	死因	不慮の事故	肺炎	肺炎	肺炎
	死亡数	44	62	45	1,741
	死亡率	55.9%	79.6%	58.2%	78.9%

資料：燕市：平成 29・30 年 福祉保健年報
令和元年 総務省人口動態調査データにより市で計算
新潟県：新潟県人口動態統計（確定数）の概況

*1：死亡率は人口 10 万人対

2 介護保険事業の状況

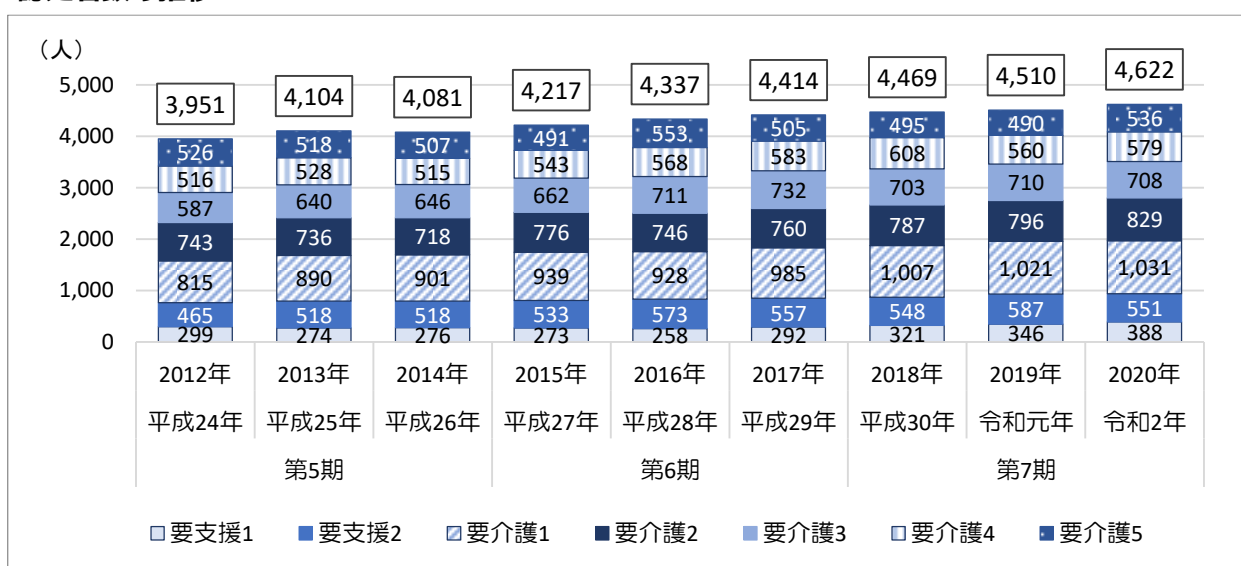
(1) 要支援・要介護認定の状況

令和2年の要支援・要介護認定者の実績は、4,622人となっており、高齢者人口に対する認定率は、18.5%となっています。

高齢者人口の増加もあり、認定者数は増加傾向にあります。

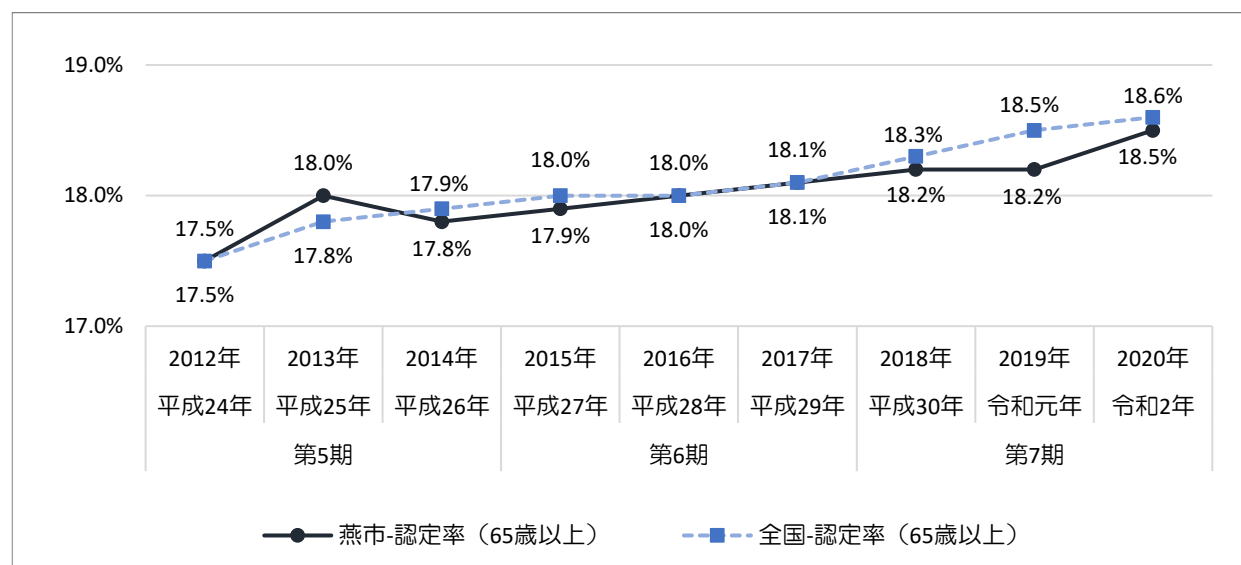
認定者を介護度別にみると要支援2および介護度3～5で実績は計画を下回り、要支援1および要介護1、2では実績が計画を上回る傾向にあります。

認定者数の推移



※各年認定者は9月末現在

認定率の推移



※各年認定率は9月末現在

認定者数の計画と実績の比較

区 分	平成 30 年 (2018)			令和元年 (2019)			令和 2 年 (2020)		
	計画 (人)	実績 (人)	計画比	計画 (人)	実績 (人)	計画比	計画 (人)	実績 (人)	計画比
高齢者人口	23,862	24,030	100.7%	24,035	24,205	100.7%	24,307	24,459	100.6%
認定者数	4,486	4,469	99.6%	4,587	4,510	98.3%	4,710	4,622	98.1%
第 2 号被保険者	94	104	110.6%	93	102	109.7%	94	104	110.6%
第 1 号被保険者	4,392	4,365	99.4%	4,494	4,408	98.1%	4,616	4,518	97.9%
認定率	18.4%	18.2%	—	18.7%	18.2%	—	19.0%	18.5%	—
要支援 1	271	321	118.5%	250	346	138.4%	239	388	162.3%
要支援 2	600	548	91.3%	639	587	91.9%	679	551	81.1%
要介護 1	951	1,007	105.9%	929	1,021	109.9%	914	1,031	112.8%
要介護 2	724	787	108.7%	688	796	115.7%	643	829	128.9%
要介護 3	756	703	93.0%	803	710	88.4%	851	708	83.2%
要介護 4	610	608	99.7%	638	560	87.8%	676	579	85.7%
要介護 5	574	495	86.2%	640	490	76.6%	708	536	75.7%

※各年認定者は 9 月末現在

区 分	平成 30 年 (2018)		令和元年 (2019)		令和 2 年 (2020)	
	計画(人)	実績(人)	計画(人)	実績(人)	計画(人)	実績(人)
要支援認定者数	871	869	889	933	918	939
要介護認定者数	3,615	3,600	3,698	3,577	3,792	3,683
認定者計	4,486	4,469	4,587	4,510	4,710	4,622

※各年認定者は 9 月末現在

※第 2 号被保険者含む

(2) 介護サービスの利用状況および給付費

サービス受給者全体については、平成 28（2016）年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2（2020）年度は前年より 100 人以上の増加となりました。

居宅サービスは、利用者が平成 28（2016）年に多く、それ以降は減少傾向でしたが、こちらも令和 2（2020）年度で前年より 100 人以上の増加となりました。

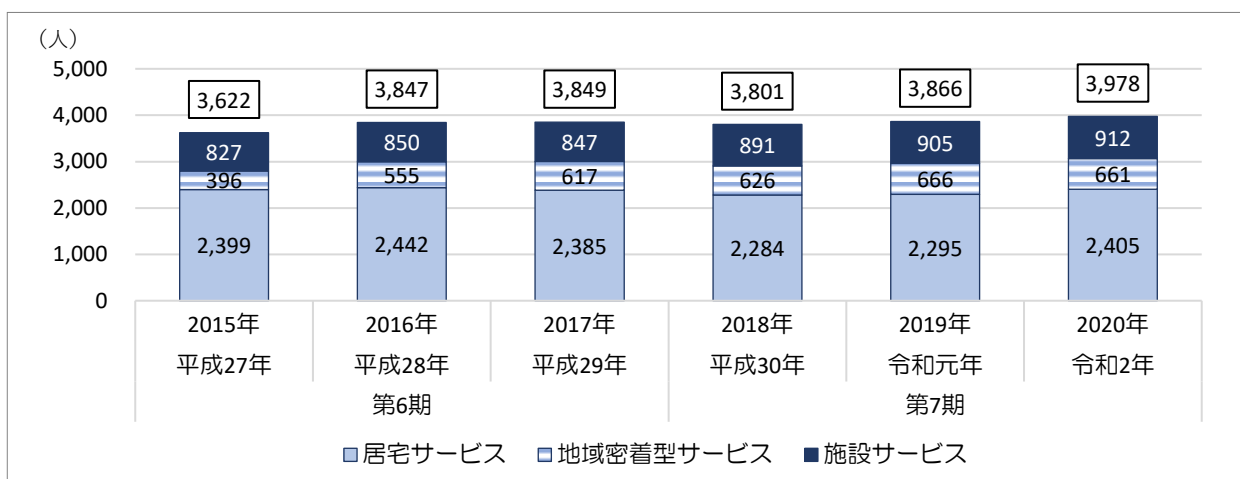
地域密着型サービスと施設サービスの利用者数は、年々増加傾向にあります。

サービス受給者の推移

（単位：人）

区分	第 6 期			第 7 期		
	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
居宅サービス	2,399	2,442	2,385	2,284	2,295	2,405
地域密着型サービス	396	555	617	626	666	661
施設サービス	827	850	847	891	905	912
合計	3,622	3,847	3,849	3,801	3,866	3,978

資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月月報値）



介護サービス受給者数および給付費について、居宅（介護予防）サービス・地域密着型（介護予防）サービス・施設サービスの 3 分類の割合をみると、受給者数では居宅サービスの割合が最も高く 60.5%となっていますが、給付費では施設サービスの割合が最も高くなっています。

要介護度別にみると、受給者数は、居宅サービスと地域密着型サービスは要介護 1 をピークに、重度化に伴い割合が減少している一方で、施設サービス利用者は重度化に伴い増加する傾向にあります。

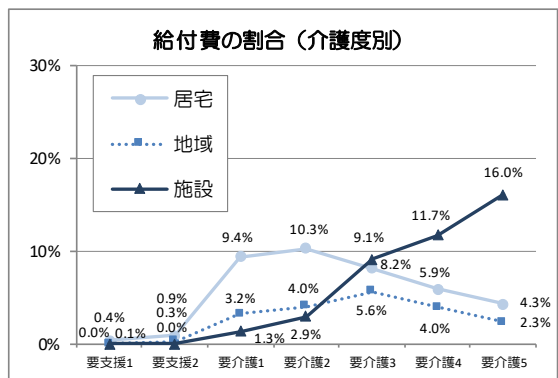
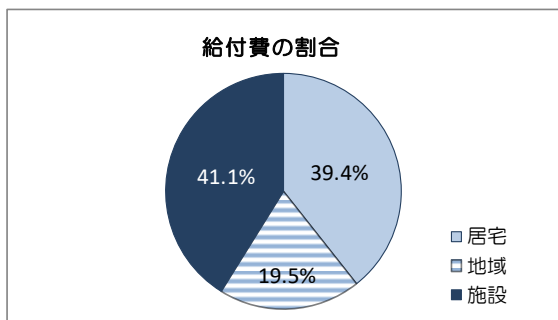
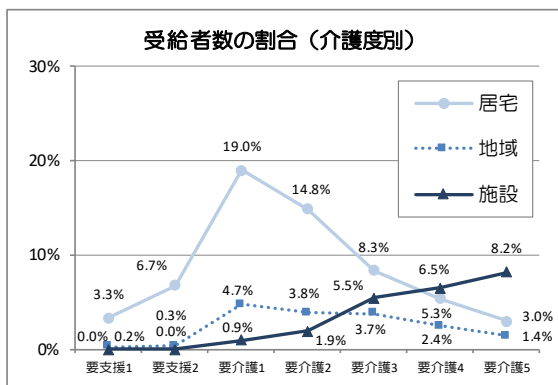
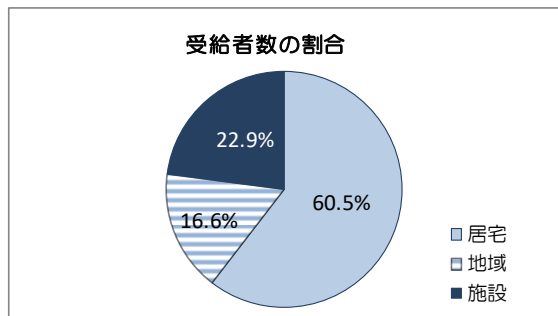
給付費は、居宅サービスは要介護 2 をピークに、重度化とともに割合が減少していますが、地域密着型サービスのピークは要介護 3 となっています。施設サービスは受給者数と同様に、重度化に伴い割合が高くなっています。

新潟県と比較すると、本市の方がわずかに地域密着型サービスおよび施設サービスの割合が高く、居宅サービスの割合が低くなっています。

受給者数と給付費について県との比較

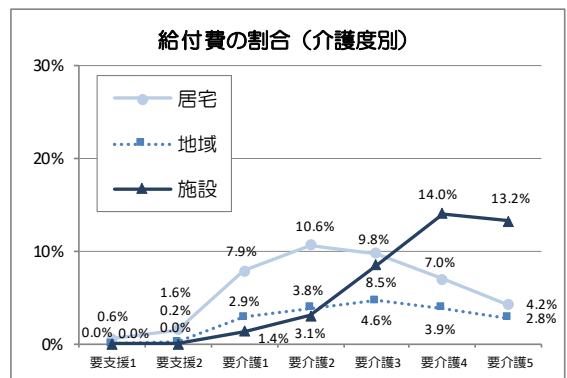
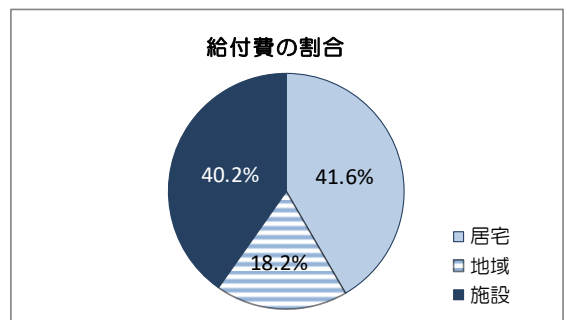
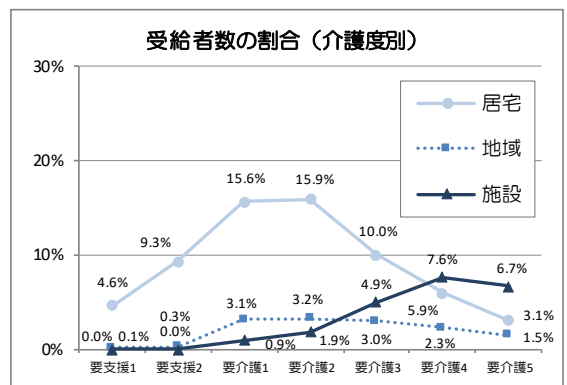
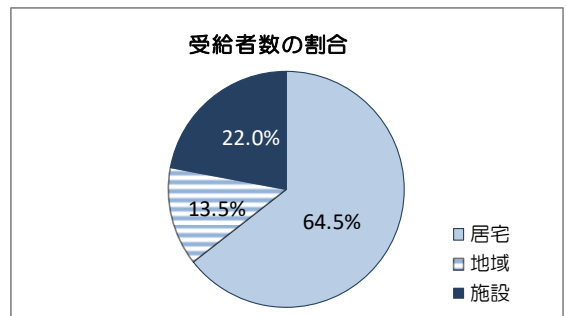
燕市

1号被保険者数	24,461人
認定者数（1号被保険者）	4,538人
全体	18.6%
介護サービス受給者数合計	3,978人



新潟県

1号被保険者数	720,001人
認定者数（1号被保険者）	135,688人
全体	18.8%
介護サービス受給者数合計	119,955人



資料：介護保険事業状況報告月報（令和2年10月月報値）

※端数処理の関係で内訳の合計が100.0%にならないところがあります。

1. 介護保険サービスの利用実績（人数・給付費）

① 居宅サービス

居宅サービスの利用人数については、第7期計画値の見込みを上回っているサービスが多くなっています。

居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
① 訪問介護	人数	平成30年度	3,348	3,692	110.3%
		令和元年度	3,528	3,628	102.8%
		令和2年度	3,756	3,624	96.5%
	給付費	平成30年度	171,621	170,149	99.1%
		令和元年度	186,133	171,675	92.2%
		令和2年度	203,764	177,142	86.9%
② 訪問入浴介護	人数	平成30年度	348	335	96.3%
		令和元年度	384	305	79.4%
		令和2年度	432	348	80.6%
	給付費	平成30年度	25,469	21,491	84.4%
		令和元年度	27,800	20,305	73.0%
		令和2年度	29,176	24,671	84.6%
③ 訪問看護	人数	平成30年度	2,748	2,878	104.7%
		令和元年度	2,916	2,960	101.5%
		令和2年度	3,120	3,120	100.0%
	給付費	平成30年度	110,223	116,621	105.8%
		令和元年度	117,673	114,545	97.3%
		令和2年度	126,470	119,693	94.6%
④ 訪問リハビリテーション	人数	平成30年度	132	87	65.9%
		令和元年度	144	28	19.4%
		令和2年度	156	12	7.7%
	給付費	平成30年度	4,046	3,292	81.4%
		令和元年度	4,164	772	18.5%
		令和2年度	4,811	252	5.2%
⑤ 居宅療養管理指導	人数	平成30年度	948	1,041	109.8%
		令和元年度	996	1,148	115.3%
		令和2年度	1,056	1,188	112.5%
	給付費	平成30年度	8,094	8,983	111.0%
		令和元年度	8,488	9,677	114.0%
		令和2年度	9,003	8,923	99.1%

居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
⑥ 通所介護	人数	平成30年度	10,488	12,980	123.8%
		令和元年度	10,788	12,474	115.6%
		令和2年度	11,100	12,840	115.7%
	給付費	平成30年度	895,123	1,064,363	118.9%
		令和元年度	928,611	1,012,482	109.0%
		令和2年度	961,847	1,057,483	109.9%
⑦ 通所リハビリテーション	人数	平成30年度	2,904	3,165	109.0%
		令和元年度	2,916	3,213	110.2%
		令和2年度	2,976	3,324	111.7%
	給付費	平成30年度	227,655	231,871	101.9%
		令和元年度	229,551	235,005	102.4%
		令和2年度	233,811	246,146	105.3%
⑧ 短期入所生活介護	人数	平成30年度	5,160	5,339	103.5%
		令和元年度	5,484	5,156	94.0%
		令和2年度	5,844	5,184	88.7%
	給付費	平成30年度	488,781	486,467	99.5%
		令和元年度	530,644	465,441	87.7%
		令和2年度	574,267	517,235	90.1%
⑨ 短期入所療養介護（老健）	人数	平成30年度	156	238	152.6%
		令和元年度	156	328	210.3%
		令和2年度	168	408	242.9%
	給付費	平成30年度	11,379	17,552	154.2%
		令和元年度	11,882	24,932	209.8%
		令和2年度	12,871	37,418	290.7%
⑩ 特定施設入居者生活介護	人数	平成30年度	804	786	97.8%
		令和元年度	864	831	96.2%
		令和2年度	948	912	96.2%
	給付費	平成30年度	149,279	140,587	94.2%
		令和元年度	159,534	147,649	92.6%
		令和2年度	174,731	164,882	94.4%

居宅サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
⑪ 福祉用具貸与	人数	平成30年度	12,756	13,412	105.1%
		令和元年度	13,320	13,694	102.8%
		令和2年度	13,944	14,916	107.0%
	給付費	平成30年度	139,800	151,901	108.7%
		令和元年度	145,817	155,118	106.4%
		令和2年度	152,530	174,836	114.6%
⑫ 特定福祉用具購入費	人数	平成30年度	276	203	73.6%
		令和元年度	300	178	59.3%
		令和2年度	312	216	69.2%
	給付費	平成30年度	7,562	5,338	70.6%
		令和元年度	8,091	5,429	67.1%
		令和2年度	8,330	6,973	83.7%
⑬ 住宅改修費	人数	平成30年度	144	186	129.2%
		令和元年度	156	188	120.5%
		令和2年度	156	180	115.4%
	給付費	平成30年度	12,029	17,093	142.1%
		令和元年度	12,903	15,921	123.4%
		令和2年度	12,903	15,639	121.2%
⑭ 居宅介護支援	人数	平成30年度	19,176	21,193	110.5%
		令和元年度	19,620	21,083	107.5%
		令和2年度	20,112	22,260	110.7%
	給付費	平成30年度	283,921	308,754	108.7%
		令和元年度	290,649	310,164	106.7%
		令和2年度	297,942	330,355	110.9%

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護および認知症対応型通所介護の見込みを大きく下回りました。

地域密着型サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
① 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数	平成30年度	132	75	56.8%
		令和元年度	144	53	36.8%
		令和2年度	144	24	16.7%
	給付費	平成30年度	19,952	9,211	46.2%
		令和元年度	20,852	6,442	30.9%
		令和2年度	20,852	3,628	17.4%
② 夜間対応型訪問介護	人数	平成30年度	0	0	—
		令和元年度	0	0	—
		令和2年度	0	0	—
	給付費	平成30年度	0	0	—
		令和元年度	0	0	—
		令和2年度	0	0	—
③ 認知症対応型通所介護	人数	平成30年度	504	224	44.4%
		令和元年度	516	204	39.5%
		令和2年度	564	192	34.0%
	給付費	平成30年度	40,719	17,016	41.8%
		令和元年度	40,266	16,088	40.0%
		令和2年度	41,955	15,820	37.7%
④ 小規模多機能型居宅介護	人数	平成30年度	2,328	1,948	83.7%
		令和元年度	2,400	1,843	76.8%
		令和2年度	2,436	1,896	77.8%
	給付費	平成30年度	433,415	363,697	83.9%
		令和元年度	447,035	339,222	75.9%
		令和2年度	453,520	349,392	77.0%
⑤ 認知症対応型共同生活介護	人数	平成30年度	2,520	2,155	85.5%
		令和元年度	2,544	2,139	84.1%
		令和2年度	2,688	2,160	80.4%
	給付費	平成30年度	651,056	547,919	84.2%
		令和元年度	657,572	553,508	84.2%
		令和2年度	694,281	572,442	82.5%

地域密着型サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
⑥ 地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
	給付費	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人数	平成30年度	1,440	1,383	96.0%
		令和元年度	1,440	1,439	99.9%
		令和2年度	1,440	1,440	100.0%
	給付費	平成30年度	358,457	368,232	102.7%
		令和元年度	358,618	395,731	110.3%
		令和2年度	358,618	406,299	113.3%
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	人数	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
	給付費	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
⑨ 地域密着型通所介護	人数	平成30年度	2,160	1,521	70.4%
		令和元年度	2,160	1,981	91.7%
		令和2年度	2,160	2,088	96.7%
	給付費	平成30年度	82,736	62,852	76.0%
		令和元年度	82,773	98,287	118.7%
		令和2年度	82,773	108,389	130.9%

③ 介護保険施設サービス

介護療養型医療施設の廃止に伴い、介護医療院等への転換が行われていることで実績値も減少しています。

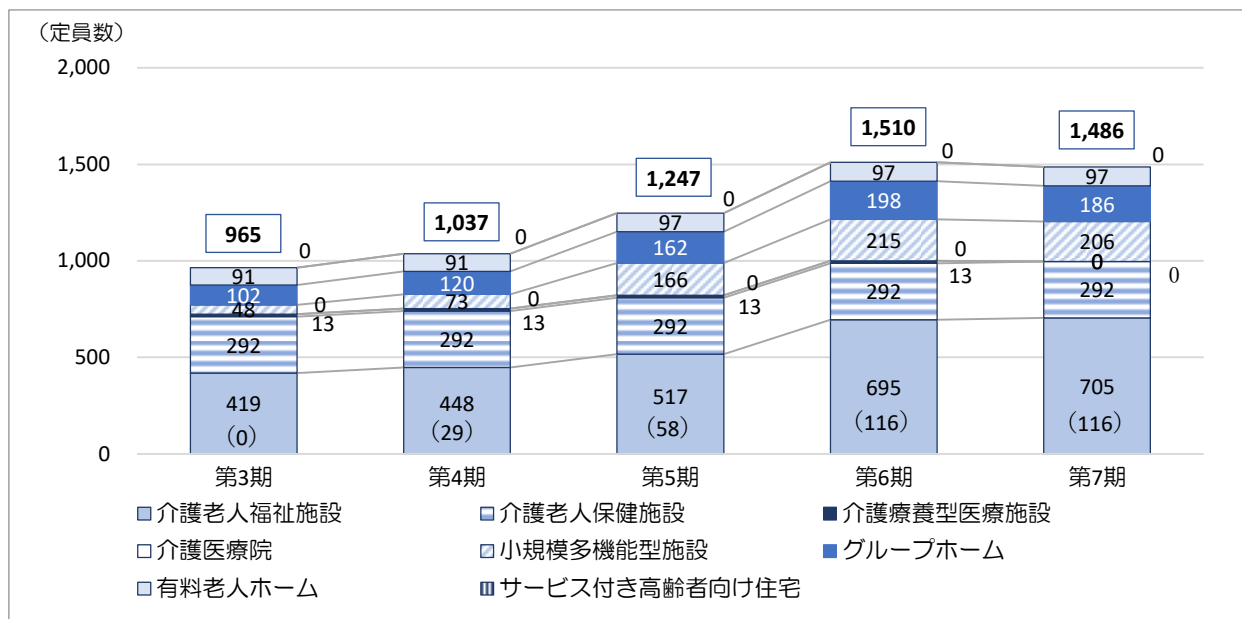
介護保険施設サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
① 介護老人福祉施設	人数	平成30年度	6,912	6,174	89.3%
		令和元年度	7,032	6,387	90.8%
		令和2年度	7,032	6,552	93.2%
	給付費	平成30年度	1,750,923	1,561,585	89.2%
		令和元年度	1,783,119	1,642,732	92.1%
		令和2年度	1,783,119	1,734,357	97.3%
② 介護老人保健施設	人数	平成30年度	3,888	3,751	96.5%
		令和元年度	3,888	3,781	97.2%
		令和2年度	3,888	3,708	95.4%
	給付費	平成30年度	1,053,417	1,008,962	95.8%
		令和元年度	1,053,889	1,044,352	99.1%
		令和2年度	1,053,889	1,050,026	99.6%
③ 介護療養型医療施設	人数	平成30年度	1,044	848	81.2%
		令和元年度	1,044	715	68.5%
		令和2年度	1,044	48	4.6%
	給付費	平成30年度	389,698	301,768	77.4%
		令和元年度	389,872	255,889	65.6%
		令和2年度	389,872	18,115	4.6%
④ 介護医療院	人数	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	14	－
		令和2年度	0	804	－
	給付費	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	5,566	－
		令和2年度	0	305,815	－

④ 施設整備状況

第3期以降の施設整備の状況は、在宅での介護が困難な方の要望に応えるため第3期から第7期にかけて介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）286床を計画的に整備するなど、施設入所待機者の解消に努めました。



※ () の数値は地域密着型介護老人福祉施設です。

第7期計画期間における整備状況

地区	種 別	施設名 (定員数)	定員数	累計
燕	介護老人福祉施設	つばめ福寿園 (短期入所からの転換 4 増)、 さわたりの郷 (短期入所からの転換 6 増)	10	369
	地域密着型介護老人福祉施設			58
	介護老人保健施設			100
	介護療養型医療施設	富樫医院 (廃止 13 減)	-13	0
	小規模多機能型施設	ほうえんの里 (廃止25減)、こころの郷 (29)	4	58
	グループホーム	白ふじ (廃止 9 減)	-9	81
	有料老人ホーム			97
	小 計		-8	763
吉田	介護老人福祉施設			170
	介護老人保健施設			92
	小規模多機能型施設	ひのくち (廃止 6 減)、長善のさと (定員 6 減)、 あさひ (定員 1 減)	-13	90
	グループホーム	ひのくち (廃止9減)、長善のさと (転用3)、 みなみよしだ (増床 3)	-3	51
	小 計		-16	403
分水	介護老人福祉施設			50
	地域密着型介護老人福祉施設			58
	介護老人保健施設			100
	小規模多機能型施設			58
	グループホーム			54
	小 計		0	320
合 計			-24	1,486

2. 介護給付費の実績

① 居宅サービス

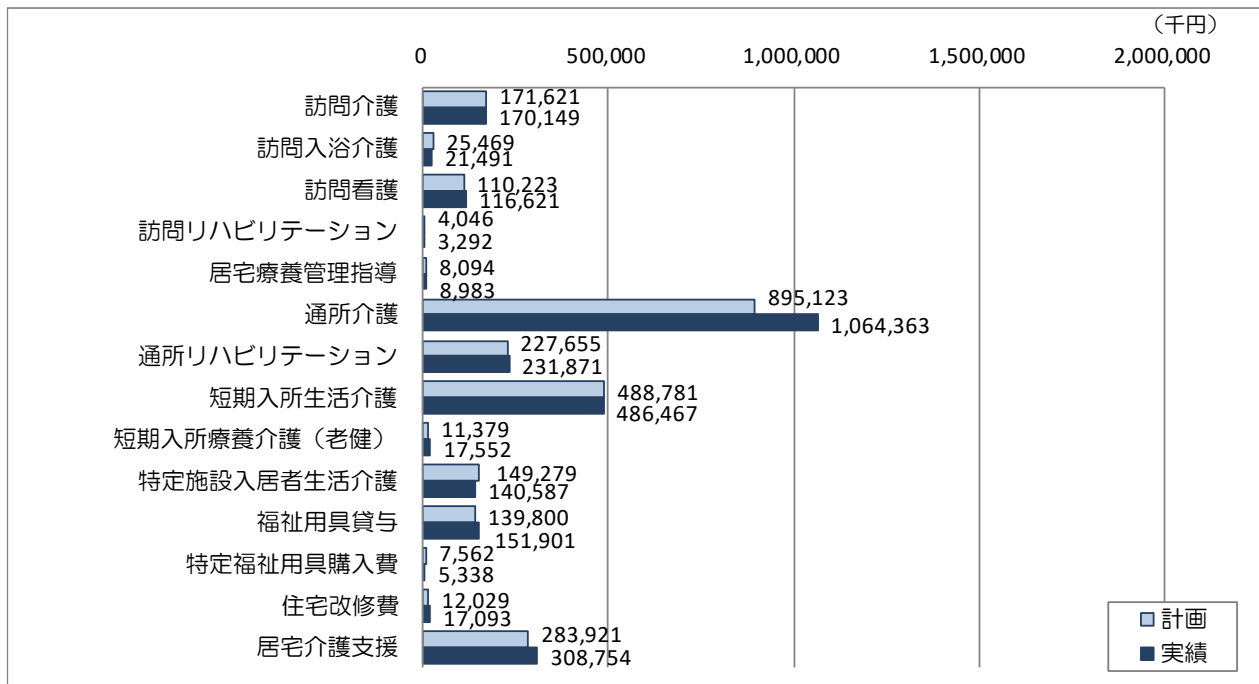
訪問リハビリテーションは令和元年度に市内の1事業所が廃止となったことにより、計画値を大きく下回っています。

また、居宅療養管理指導は、外出せずとも自宅にしながら医師や歯科医師等からの指導を受けれるサービスであることから、利用希望者が増加しているものと思われます。

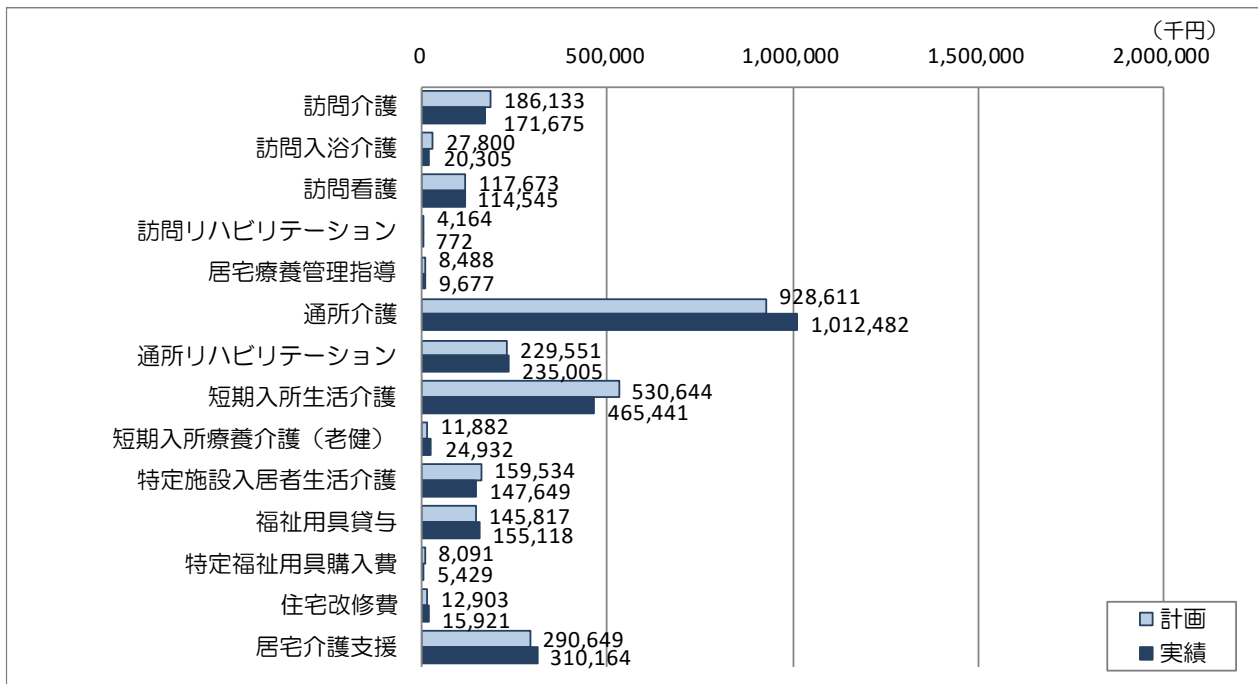
通所介護は、広域型の事業所が地域密着型へ移行したことや、新たな地域密着型通所介護施設の開設により、通所介護から地域密着型通所介護へ利用者が移行していますが、要介護認定者は計画値より軽度化の傾向がみられることで、在宅サービスの利用が増加し給付費自体は計画値よりも増加しています。

短期入所療養介護（老健）は、医療的ケアを必要とする在宅サービスの受給者が計画値よりも多いものと思われます。

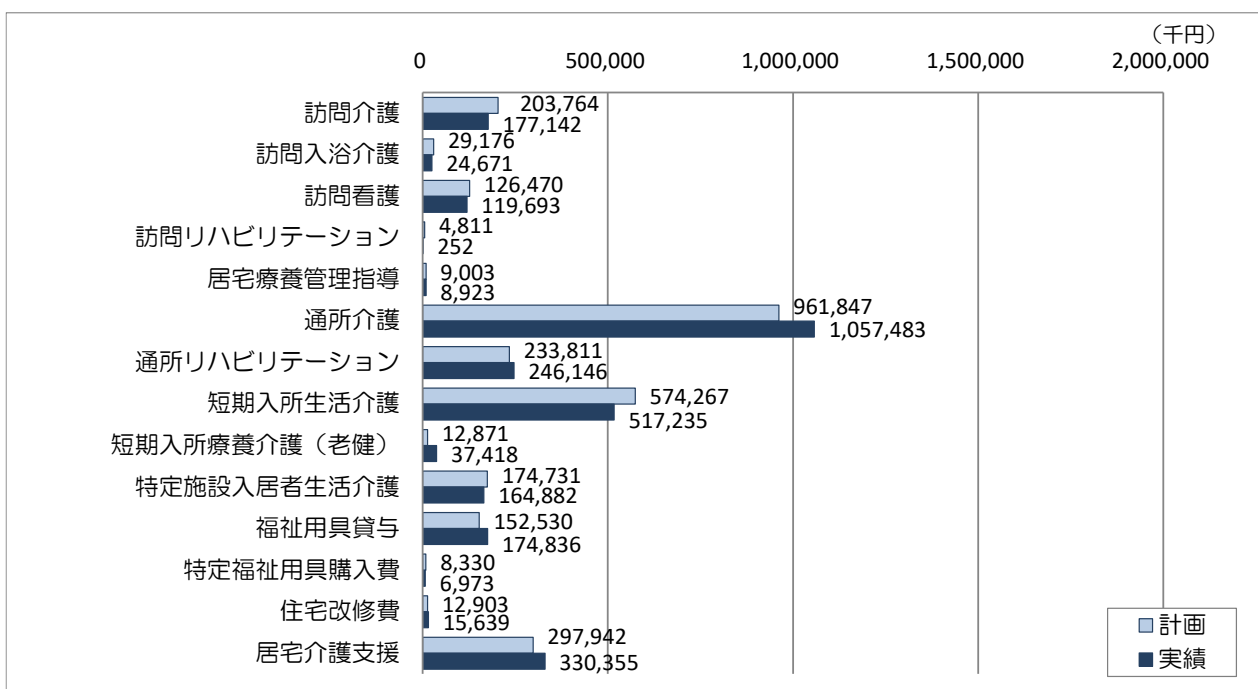
居宅サービス給付費 計画と実績の比較（平成30年度）



居宅サービス給付費 計画と実績の比較（令和元年度）



居宅サービス給付費 計画と実績の比較（令和2年度）



② 地域密着型サービス

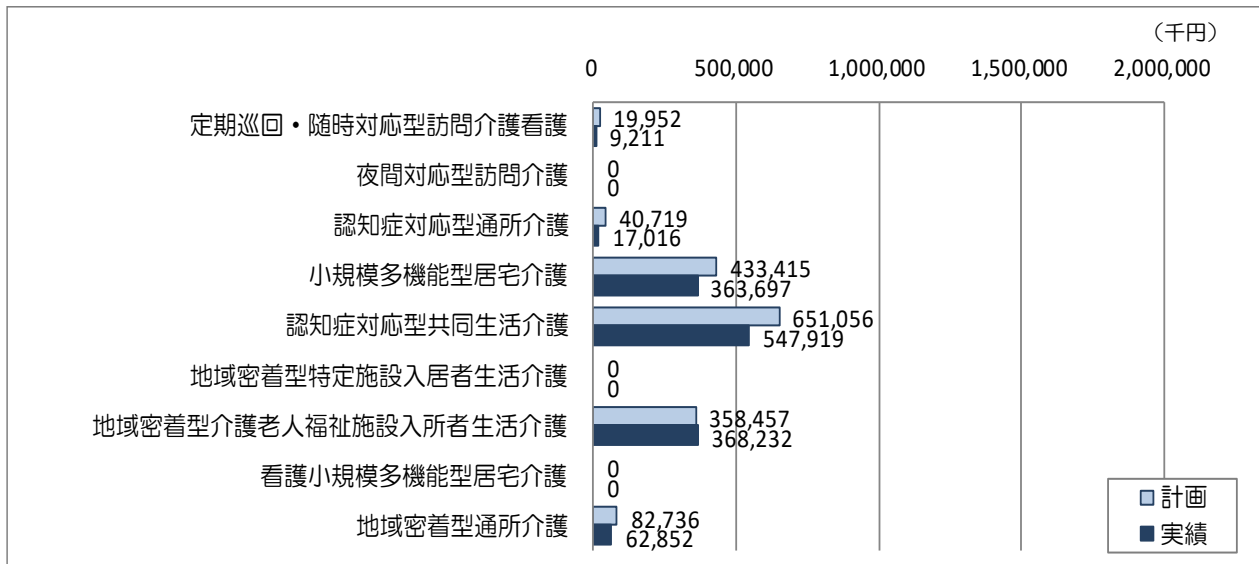
定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、市内では1事業所のみの開設にとどまっており実績値が計画値を下回りました。

認知症対応型通所介護は、利用者の減少により廃止した事業所もあるなど、計画値を下回りました。

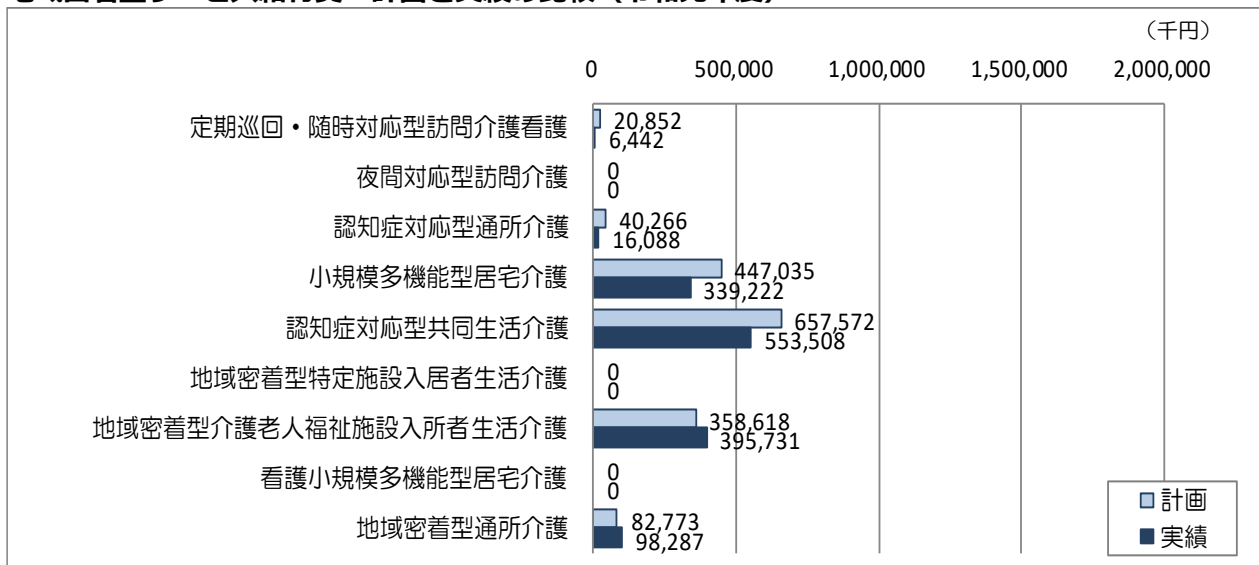
小規模多機能型居宅介護は、第7期計画中に、燕地区で1施設整備予定であったが事業者からの応募がありませんでした。また、廃止や休止となった事業所があったことや、吉田地区の2施設で定員を減らしたことなどにより計画値を下回りました。

地域密着型通所介護は、令和元年度に広域型から地域密着型へ転換した事業所が1か所あり、新たに開設された事業所が1か所となったことで計画値を上回りました。

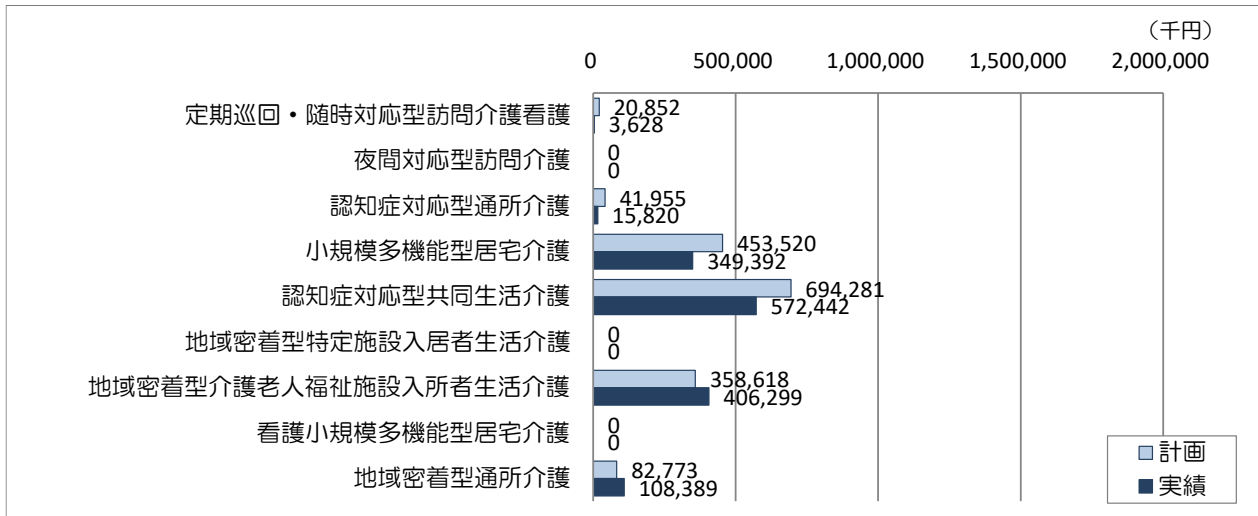
地域密着型サービス給付費 計画と実績の比較（平成30年度）



地域密着型サービス給付費 計画と実績の比較（令和元年度）



地域密着型サービス給付費 計画と実績の比較（令和2年度）

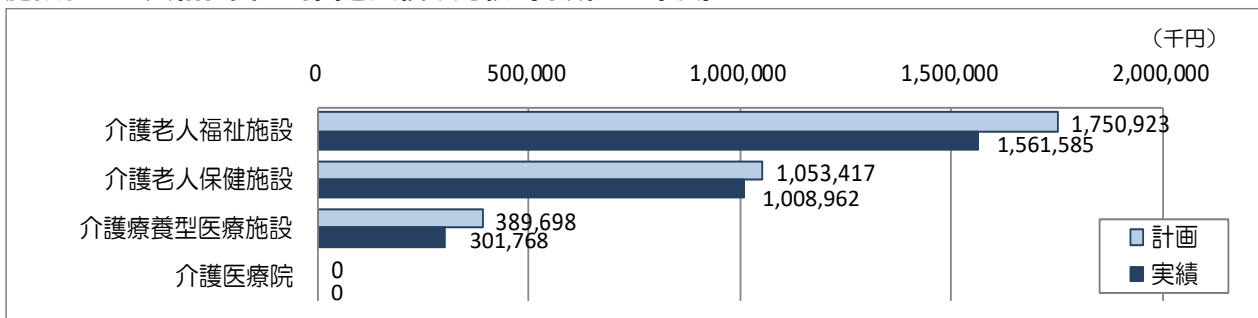


③ 施設サービス

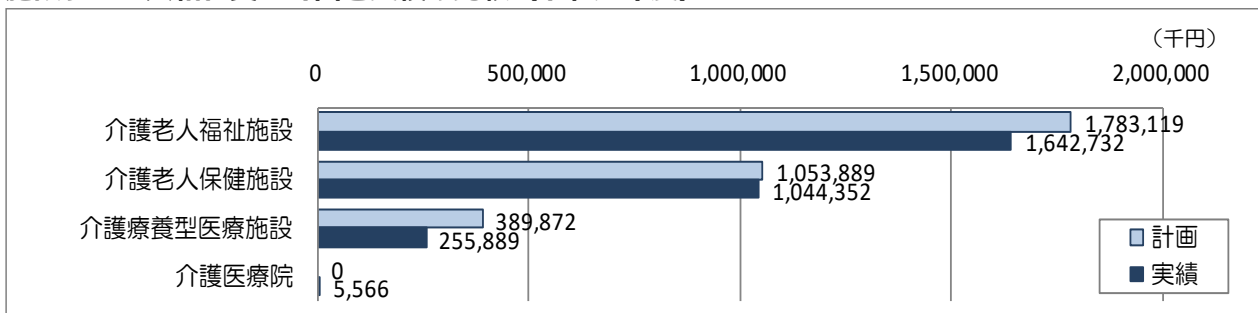
介護老人福祉施設は、計画通りに整備が進んだが、職員不足により空床が生じた施設があったことから、計画値を下回りました。

介護医療院は、近隣市における介護療養型から介護医療院への転換により、令和元年度から利用者が生じています。

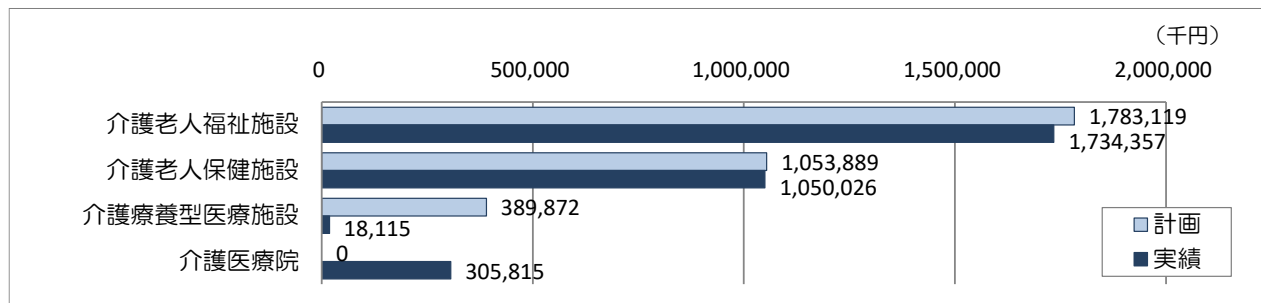
施設サービス給付費 計画と実績の比較（平成30年度）



施設サービス給付費 計画と実績の比較（令和元年度）



施設サービス給付費 計画と実績の比較（令和2年度）



(3) 介護予防サービスの利用状況および給付費

1. 介護予防サービスの利用実績（人数・給付費）

① 介護予防サービス

介護予防福祉用具購入費が計画値を下回っているのは、在宅での生活環境を整えるためには、福祉用具貸与や住宅改修で対応される受給者が多いものと思われます。

介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
① 介護予防訪問入浴介護	人数	平成30年度	12	0	－
		令和元年度	12	0	－
		令和2年度	12	0	－
	給付費	平成30年度	896	0	－
		令和元年度	897	0	－
		令和2年度	897	0	－
② 介護予防訪問看護	人数	平成30年度	732	572	78.1%
		令和元年度	756	575	76.1%
		令和2年度	780	612	78.5%
	給付費	平成30年度	16,073	15,644	97.3%
		令和元年度	16,839	15,171	90.1%
		令和2年度	17,582	16,215	92.2%
③ 介護予防訪問リハビリテーション	人数	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
	給付費	平成30年度	0	0	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
④ 介護予防居宅療養管理指導	人数	平成30年度	180	106	58.9%
		令和元年度	168	115	68.5%
		令和2年度	180	96	53.3%
	給付費	平成30年度	1,607	890	55.4%
		令和元年度	1,527	882	57.8%
		令和2年度	1,608	1,363	84.8%

介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	人数	平成30年度	648	701	108.2%
		令和元年度	684	723	105.7%
		令和2年度	720	672	93.3%
	給付費	平成30年度	23,058	23,862	103.5%
		令和元年度	24,228	25,359	104.7%
		令和2年度	25,387	23,934	94.3%
⑥ 介護予防短期入所生活介護	人数	平成30年度	144	109	75.7%
		令和元年度	156	112	71.8%
		令和2年度	156	72	46.2%
	給付費	平成30年度	10,002	4,333	43.3%
		令和元年度	10,938	4,551	41.6%
		令和2年度	11,763	3,178	27.0%
⑦ 介護予防 短期入所療養介護（老健）	人数	平成30年度	0	1	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
	給付費	平成30年度	0	23	－
		令和元年度	0	0	－
		令和2年度	0	0	－
⑧ 介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	平成30年度	72	64	88.9%
		令和元年度	72	74	102.8%
		令和2年度	84	84	100.0%
	給付費	平成30年度	6,028	4,793	79.5%
		令和元年度	6,031	5,373	89.1%
		令和2年度	7,204	5,362	74.4%
⑨ 介護予防福祉用具貸与	人数	平成30年度	3,144	3,217	102.3%
		令和元年度	3,276	3,520	107.4%
		令和2年度	3,420	3,660	107.0%
	給付費	平成30年度	14,382	16,274	113.2%
		令和元年度	14,986	18,209	121.5%
		令和2年度	15,645	18,601	118.9%

介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

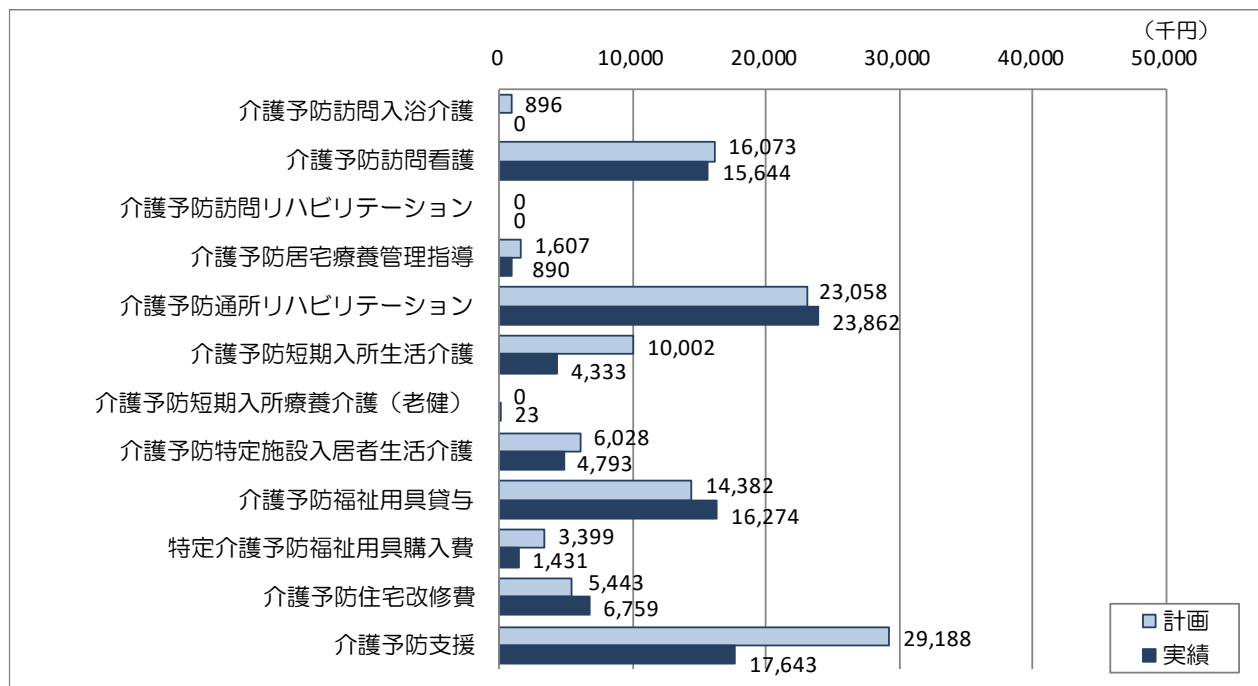
（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
⑩ 介護予防福祉用具購入費	人数	平成30年度	132	56	42.4%
		令和元年度	132	67	50.8%
		令和2年度	132	72	54.5%
	給付費	平成30年度	3,399	1,431	42.1%
		令和元年度	3,399	1,578	46.4%
		令和2年度	3,399	2,432	71.6%
⑪ 介護予防住宅改修費	人数	平成30年度	60	82	136.7%
		令和元年度	60	96	160.0%
		令和2年度	60	108	180.0%
	給付費	平成30年度	5,443	6,759	124.2%
		令和元年度	5,443	7,645	140.5%
		令和2年度	5,443	10,453	192.0%
⑫ 介護予防支援	人数	平成30年度	6,504	3,984	61.3%
		令和元年度	6,672	4,254	63.8%
		令和2年度	6,924	4,380	63.3%
	給付費	平成30年度	29,188	17,643	60.4%
		令和元年度	29,955	18,861	63.0%
		令和2年度	31,087	19,382	62.3%

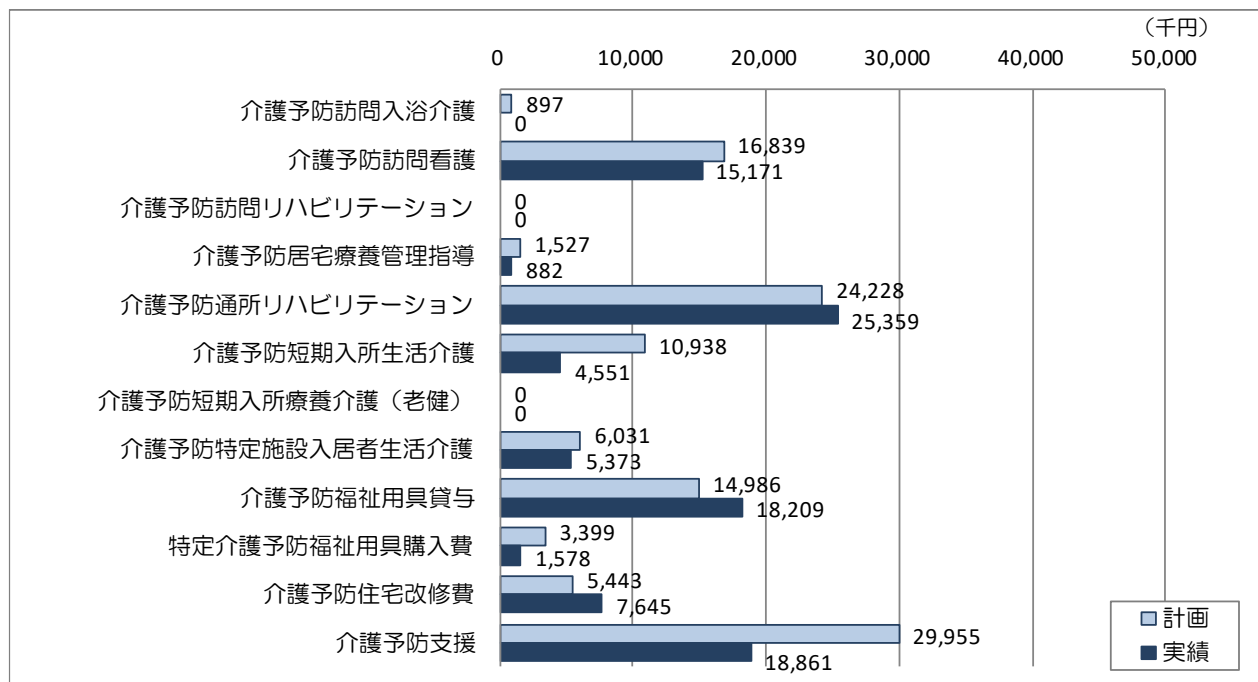


令和元年度 お口と体の健康教室

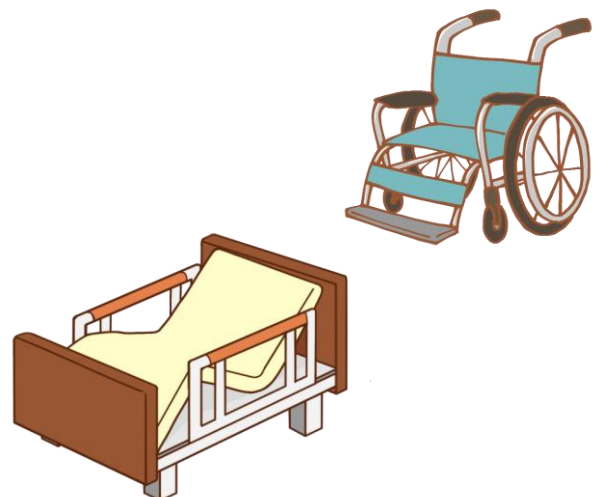
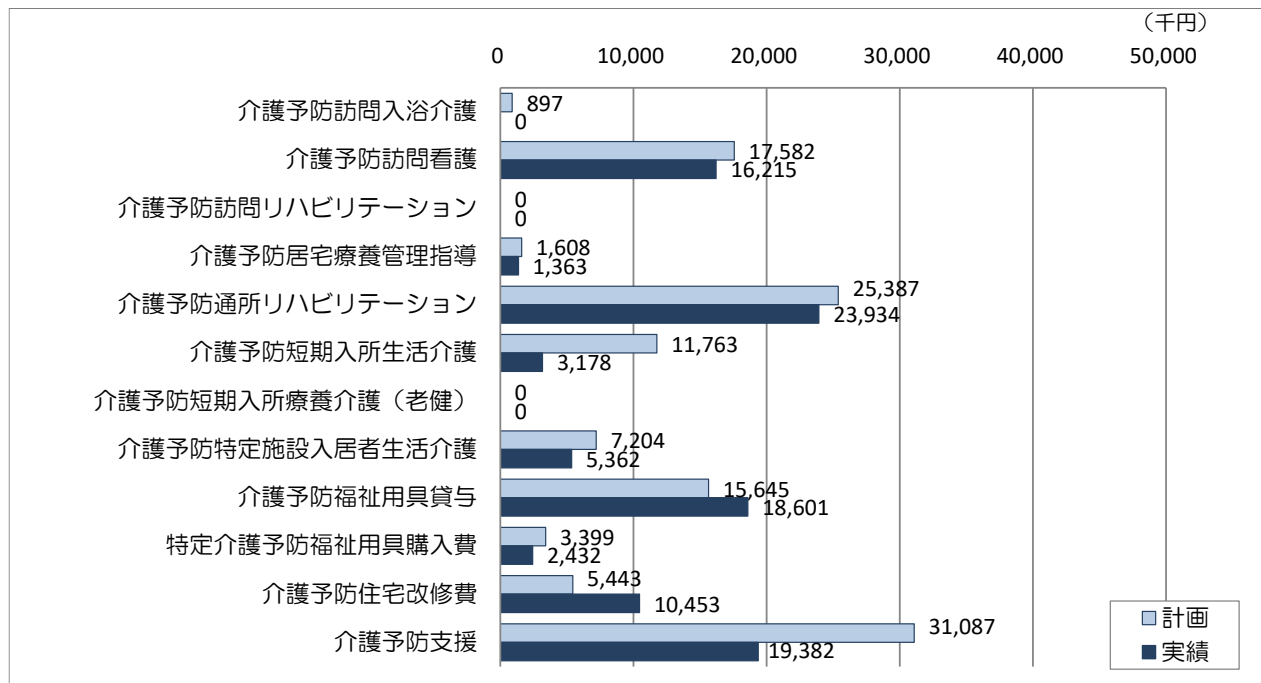
介護予防サービス給付費 計画と実績の比較（平成30年度）



介護予防サービス給付費 計画と実績の比較（令和元年度）



介護予防サービス給付費 計画と実績の比較（令和2年度）



② 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、全体的に計画値を下回っています。

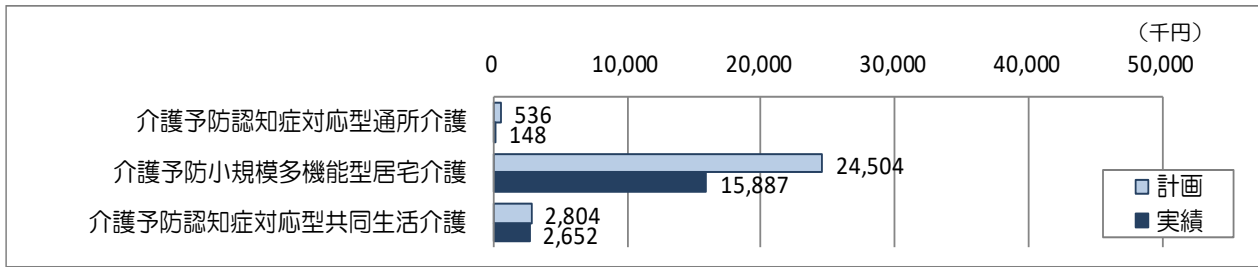
また、要支援者においては、認知症関係のサービス利用のニーズが見込みより少なくなっています。

地域密着型介護予防サービス事業量の実績（令和2年度は見込み）

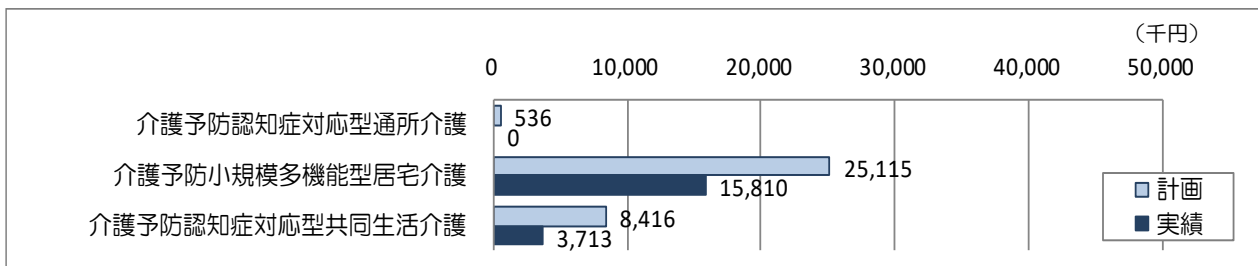
（単位：人、千円）

区分			計画	実績	計画比
① 介護予防認知症対応型通所介護	人数	平成30年度	12	5	41.7%
		令和元年度	12	0	0.0%
		令和2年度	12	0	0.0%
	給付費	平成30年度	536	148	27.7%
		令和元年度	536	0	0.0%
		令和2年度	536	0	0.0%
② 介護予防 小規模多機能型居宅介護	人数	平成30年度	324	227	70.1%
		令和元年度	336	222	66.1%
		令和2年度	348	204	58.6%
	給付費	平成30年度	24,504	15,887	64.8%
		令和元年度	25,115	15,810	63.0%
		令和2年度	26,131	15,337	58.7%
③ 介護予防 認知症対応型共同生活介護	人数	平成30年度	12	12	100.0%
		令和元年度	36	16	44.4%
		令和2年度	48	36	75.0%
	給付費	平成30年度	2,804	2,652	94.6%
		令和元年度	8,416	3,713	44.1%
		令和2年度	11,221	8,597	76.6%

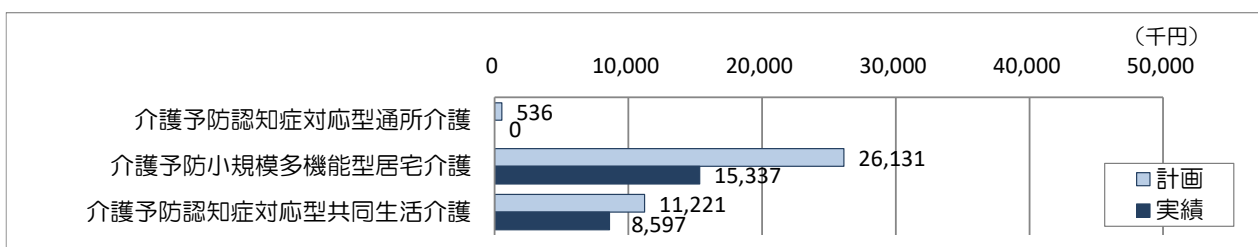
地域密着型サービス給付費 計画と実績の比較（平成30年度）



地域密着型サービス給付費 計画と実績の比較（令和元年度）



地域密着型サービス給付費 計画と実績の比較（令和2年度）



(4) 介護給付費と予防給付費の合計

介護給付費と予防給付費の合計については、介護給付費・予防給付費共に計画数値を下回っており、全体でも計画値を下回っています。

介護給付費・予防給付費の実績（令和2年度は見込み）

（単位：千円）

区分		計画	実績	計画比
介護給付費	平成30年度	7,315,355	6,985,704	95.5%
	令和元年度	7,495,936	7,046,931	94.0%
	令和2年度	7,681,335	7,445,931	96.9%
予防給付費	平成30年度	137,920	110,441	80.1%
	令和元年度	148,310	117,151	79.0%
	令和2年度	157,903	124,856	79.1%
給付費合計	平成30年度	7,453,275	7,096,145	95.2%
	令和元年度	7,644,246	7,164,082	93.7%
	令和2年度	7,839,238	7,570,787	96.6%

(5) 1人あたりの費用額

受給者1人あたりの費用額は、平成30年度で26,730円、令和元年度で26,760円となっており、比較すると30円増加しました。

また、県と比較してみると平成30年度は県が低く、令和元年度は市が低くなりました。

（単位：千円）

費用額		平成30年度	令和元年度
	在宅サービス	3,494,845	3,442,559
	居住系サービス	778,543	794,928
	施設サービス	3,620,058	3,736,698
	合計	7,893,446	7,974,185
第1号被保険者1人1か月あたり費用額（円）		26,730	26,760
第1号被保険者1人1か月あたり費用額（円）（新潟県）		26,669	27,016
第1号被保険者1人1か月あたり費用額（円）（全国）		23,499	24,138

※地域包括ケア「見える化」システムより

(6) 地域支援事業費の状況

地域支援事業費は介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業共に計画より実績が上回っています。

地域支援事業費の実績（令和2年度は見込み）

（単位：千円）

区分		計画	実績	計画比	
地域支援事業費	平成 30 年度	335,951	342,226	101.9%	
	令和元年度	343,515	358,314	104.3%	
	令和 2 年度	352,726	370,667	105.1%	
	介護予防・日常生活支援 総合事業費	平成 30 年度	147,841	152,907	103.4%
		令和元年度	151,169	166,713	110.3%
		令和 2 年度	155,223	169,035	108.9%
	包括的支援事業・任意事業費	平成 30 年度	188,110	189,319	100.6%
		令和元年度	192,345	191,601	99.6%
		令和 2 年度	197,503	201,632	102.1%

(7) 介護保険事業費の状況

標準給付費及び地域支援事業費の合計である総事業費は計画値を下回りました。

介護保険事業費の実績（令和2年度は見込み）

（単位：千円）

区分		計画	実績	計画比
標準給付費（A）	平成30年度	7,846,469	7,541,689	96.1%
	令和元年度	8,167,219	7,635,190	93.5%
	令和2年度	8,470,099	8,088,362	95.5%
地域支援事業費（B）	平成30年度	335,951	342,226	101.9%
	令和元年度	343,515	358,314	104.3%
	令和2年度	352,726	370,667	105.1%
介護保険事業費（A+B）	平成30年度	8,212,420	7,883,915	96.0%
	令和元年度	8,510,734	7,993,504	93.9%
	令和2年度	8,822,825	8,459,029	95.9%

3 実態調査にみる高齢者の状況

第8期介護保険事業計画を策定するにあたり、現状の把握を目的として以下の3種類の調査をアンケート形式で実施しました。

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年12月実施）
- 在宅介護実態調査（令和元年12月実施）
- 介護サービス事業所アンケート調査（令和2年10月実施）

「調査結果の見方」

- ① 結果の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。このため、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率（％）は、その設問の該当者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、回答率の合計が100.0%を超えることがあります。

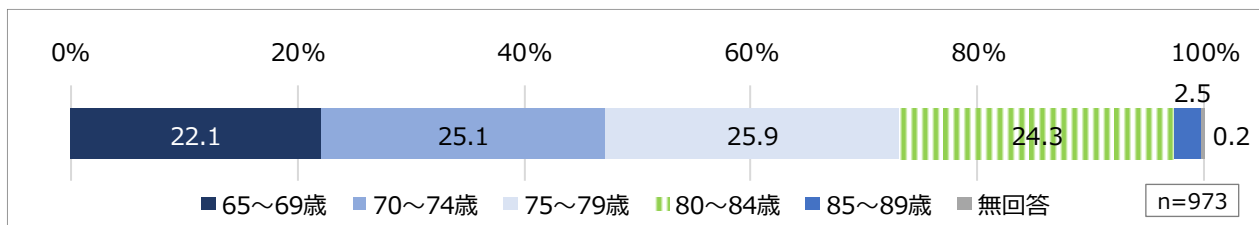
調査の概要及び結果は以下の通りです。

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

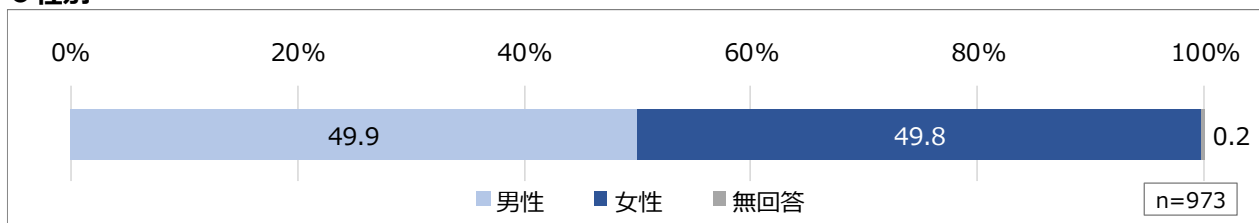
高齢者の日常生活や心身の状況を正確に把握し、生活支援サービスや介護保険サービス、介護予防事業等の取り組み、サービス量の見込みを検討するため、令和元年12月時点において、市内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の市民から無作為抽出した1,500人を対象に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

1. 回答者本人について

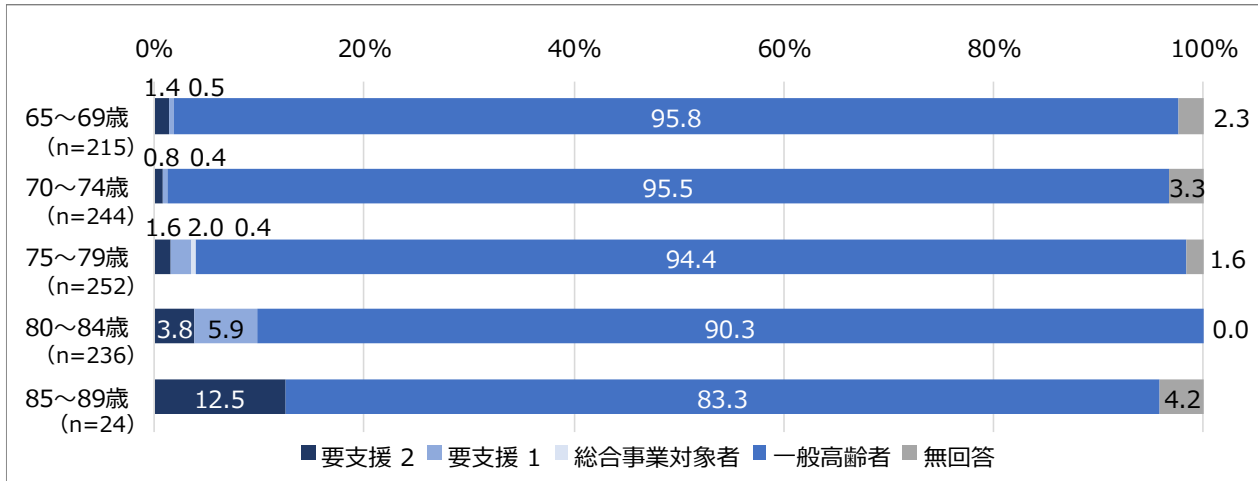
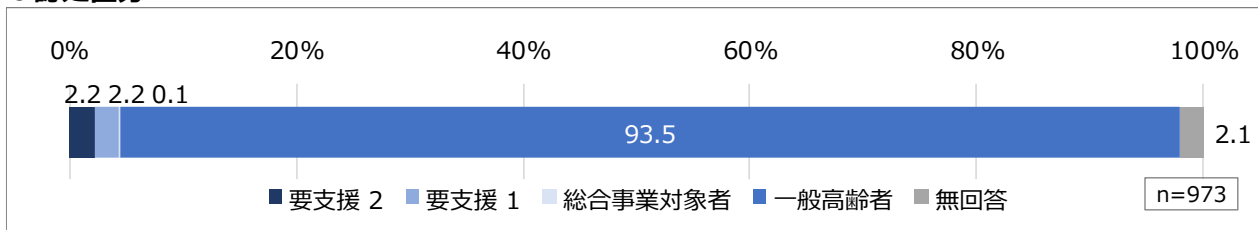
● 年齢



● 性別



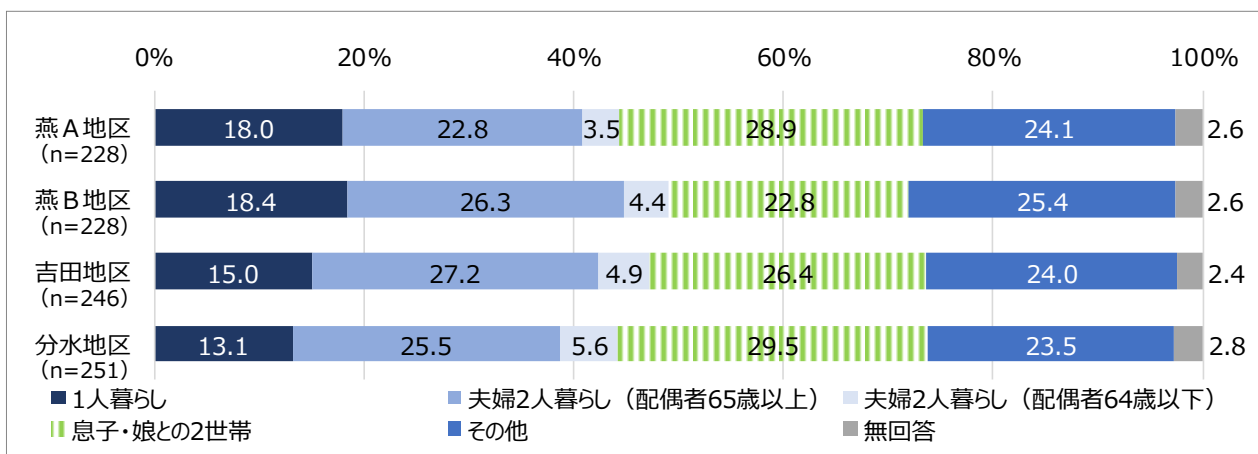
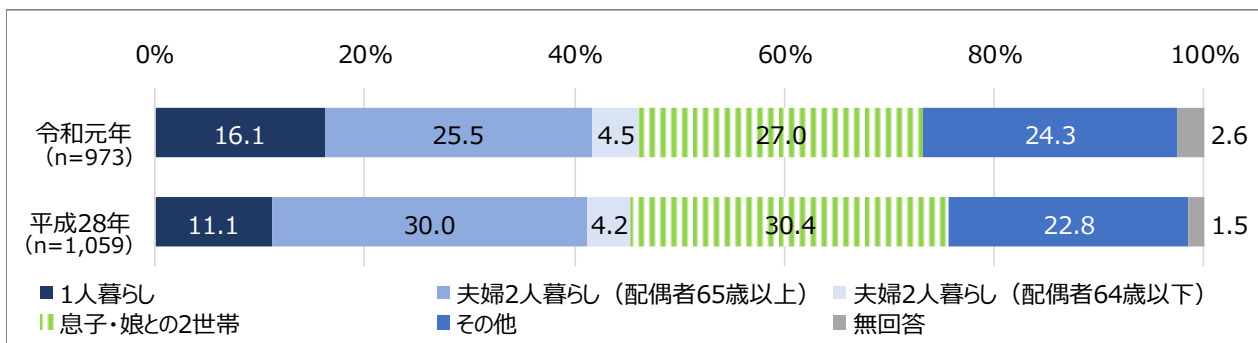
●認定区分



2. 家族構成

「息子・娘との2世帯」が27.0%と最も高くなっています。

「1人暮らし」の割合が、平成28年の前回調査時から5.0ポイント増加して16.1%となっています。燕B地区と燕A地区で「1人暮らし」の割合が高くなっています。



3. リスク該当者の状況

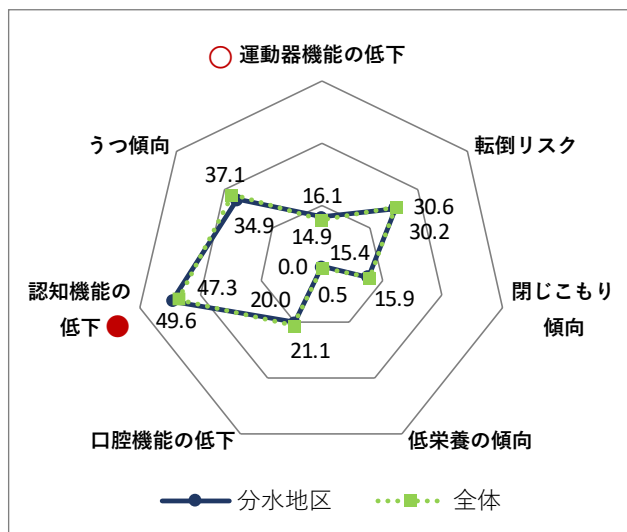
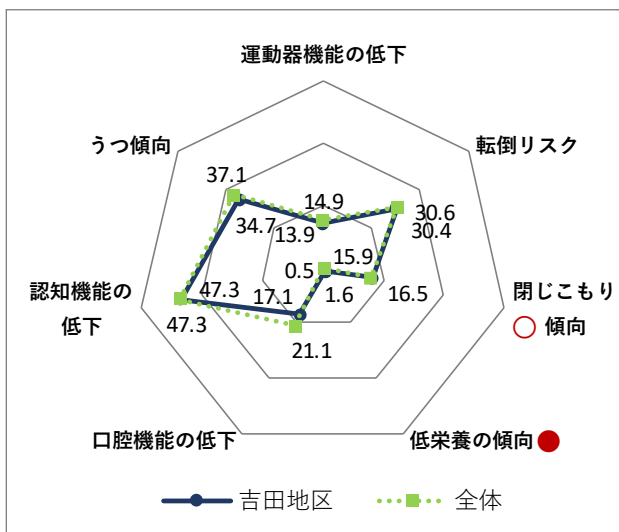
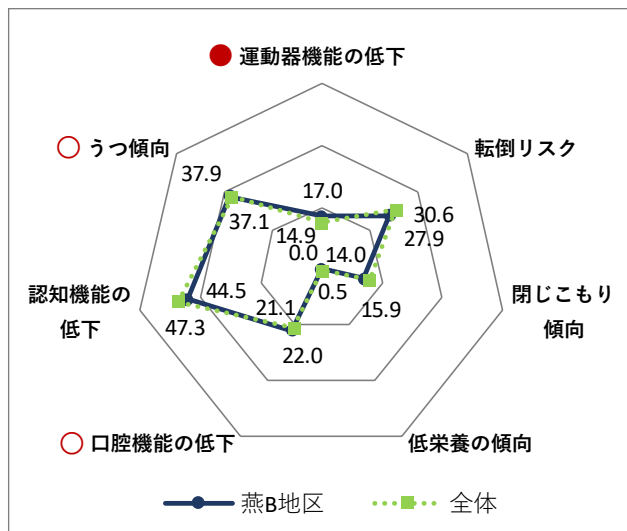
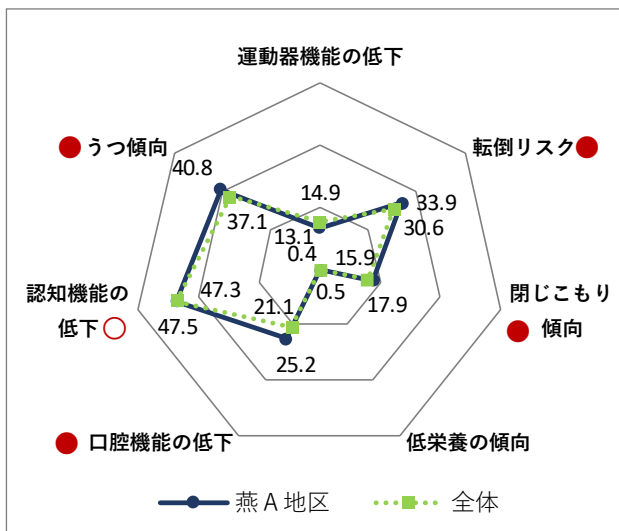
日常生活圏域別のリスク該当者の割合を、全体の割合と比較しました。無回答による判定不能を除いているため、評価項目別の分析結果と数値が異なります。全体の割合より高い項目は○、4 圏域の中で最も割合の高い項目は●で示しています。

燕A地区では、「転倒リスク」、「閉じこもり傾向」、「口腔機能の低下」、「うつ傾向」の4 項目でリスク該当者割合が最も高く、また「認知機能の低下」のリスク該当者割合が高くなっています。

燕B地区では、「運動器機能の低下」のリスク該当者割合が最も高くなっており、「口腔機能の低下」、「うつ傾向」のリスク該当者割合が高くなっています。

吉田地区では、「低栄養の傾向」のリスク該当者割合が最も高く、また「閉じこもり傾向」のリスク該当者割合が高くなっています。

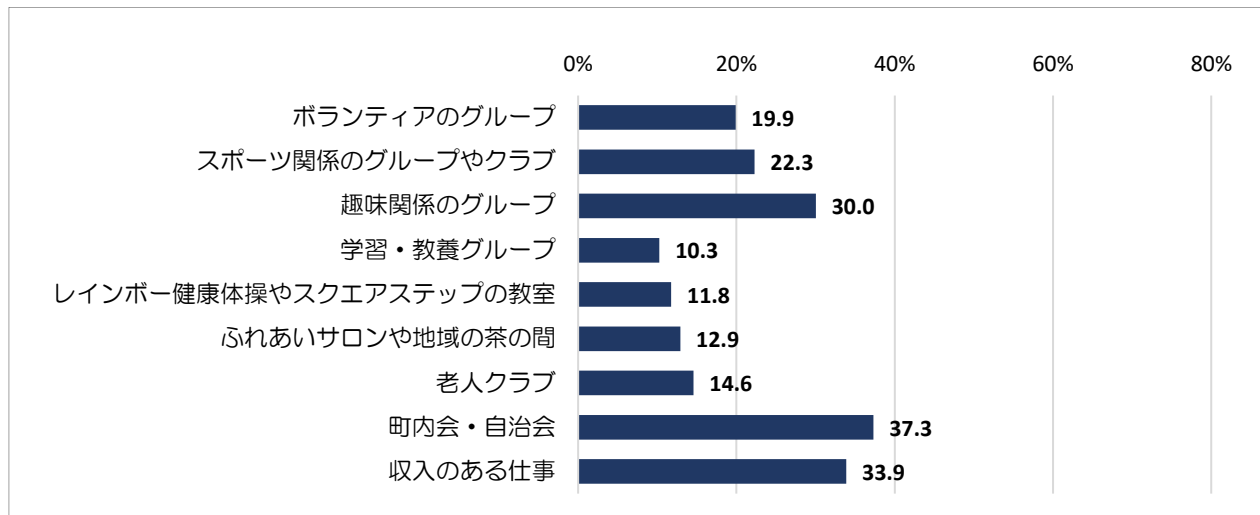
分水地区では、「認知機能の低下」のリスク該当者割合が最も高く、また「運動器機能の低下」のリスク該当者割合が高くなっています。



4. 地域活動への参加状況

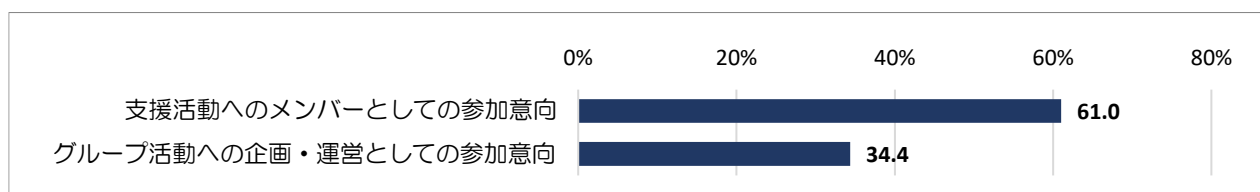
地域活動へ参加している割合（「年に数回」を含む）をみると、「町内会・自治会」が37.3%と最も高く、次いで「収入のある仕事」が33.9%となっています。

介護予防のための通いの場に参加している割合は、運動器機能の維持向上を目的とした「レインボー健康体操やスクエアステップの教室」で11.8%、「ふれあいサロンや地域の茶の間」は12.9%となっています。



※無回答を除いて集計しています。

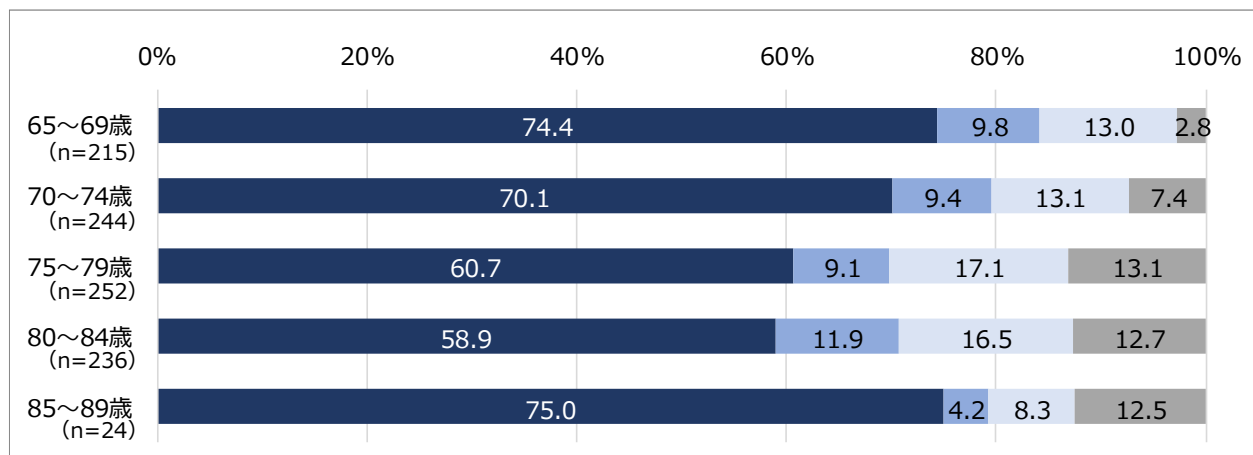
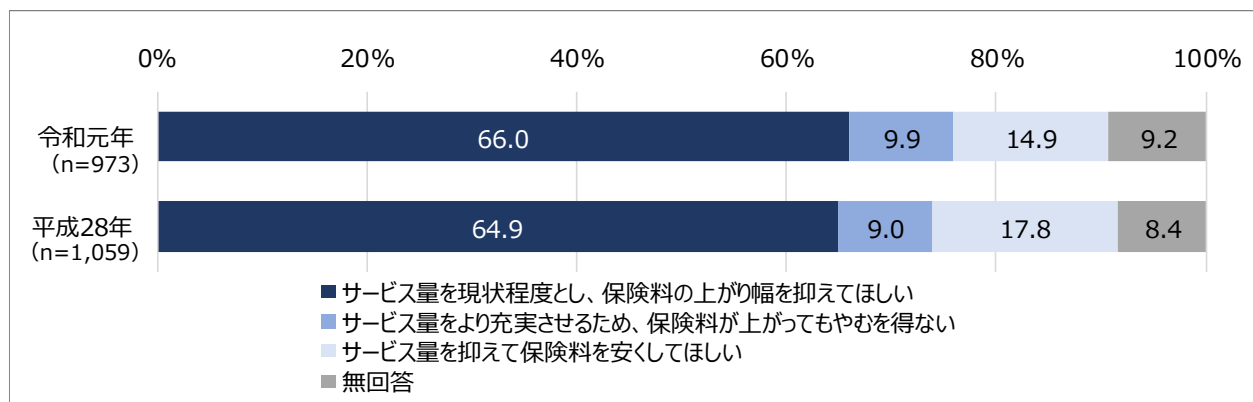
「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動にメンバー（参加者）として参加してみたいと思いますか」という問いに対して、「すでに参加している」または「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」と回答した人の割合は61.0%となっています。企画運営としての参加意向は34.4%となっています。



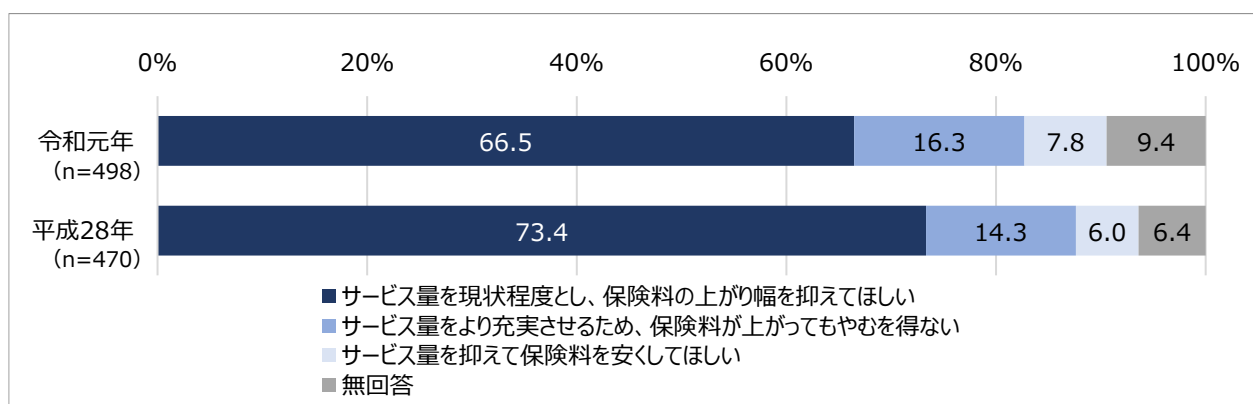
※無回答を除いて集計しています。

5. 介護保険料について

「サービス量を現状程度とし、保険料の上がり幅を抑えてほしい」が66.0%と最も高くなっています。



次ページ以降に掲載している在宅介護実態調査では、「サービス量を現状程度とし、保険料の上がり幅を抑えてほしい」が66.5%、「サービス量をより充実させるため、保険料が上がってもやむを得ない」が16.3%、「サービス量を抑えて保険料を安くしてほしい」が7.8%となっています。

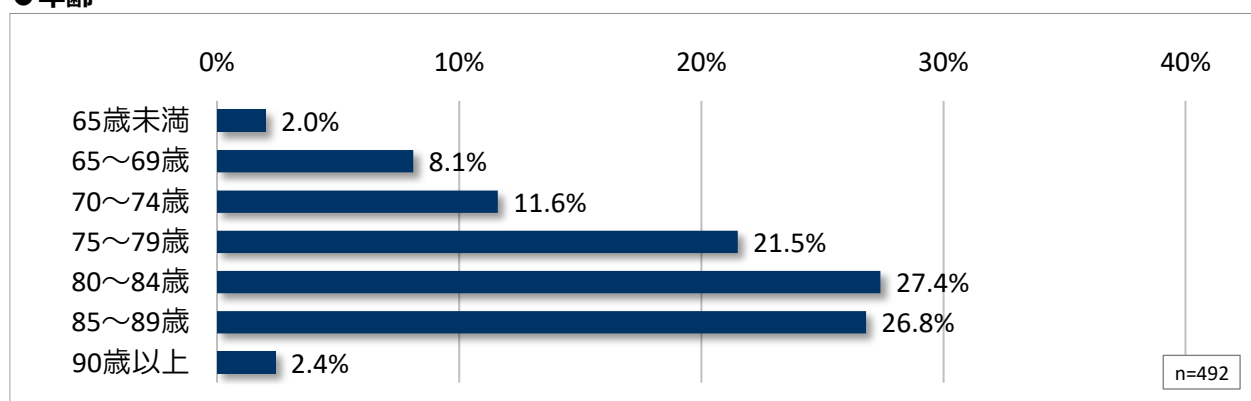


(2) 在宅介護実態調査

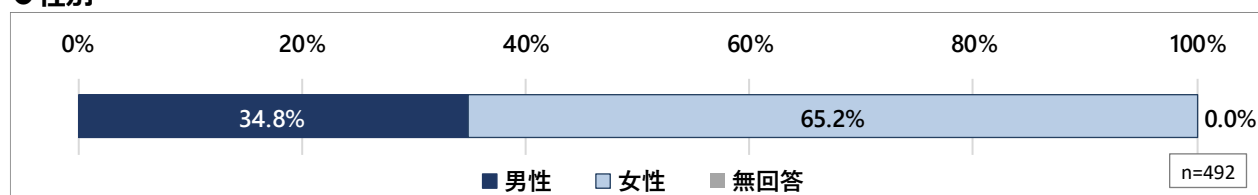
在宅生活の継続や介護者等の就労継続の実現に向けた介護サービス基盤の充実を図ることを目的として、令和元年12月1日時点において、65歳以上の要支援、要介護認定者（施設入所者等を除く）の中から無作為抽出した800人を対象に「在宅介護実態調査」を実施しました。

1. 回答者本人について

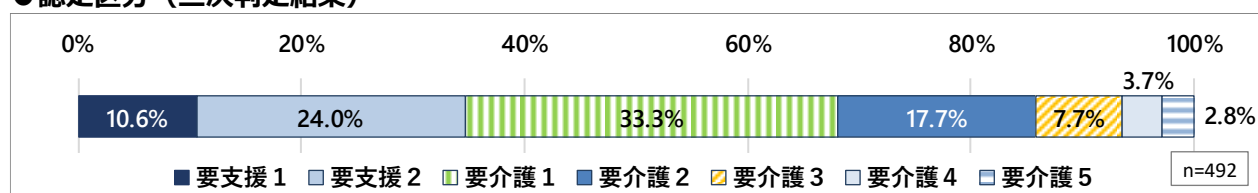
●年齢



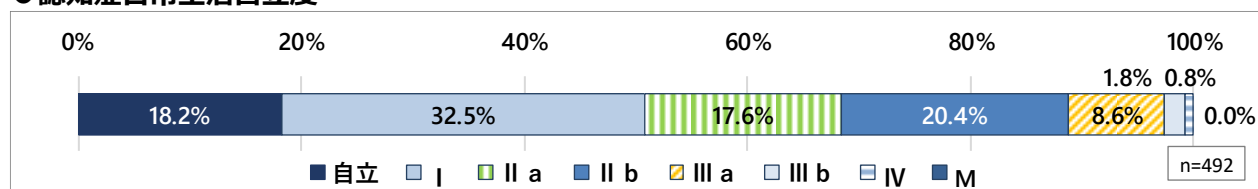
●性別



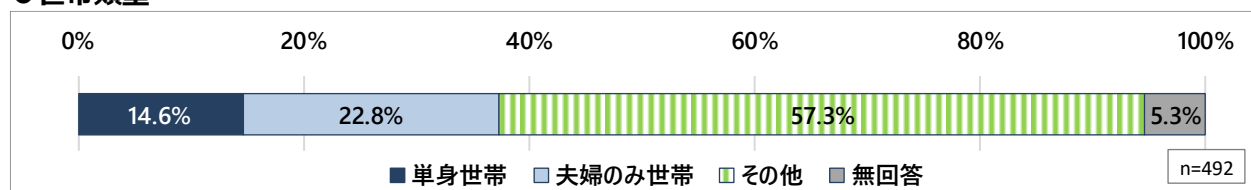
●認定区分（二次判定結果）



●認知症日常生活自立度



●世帯類型

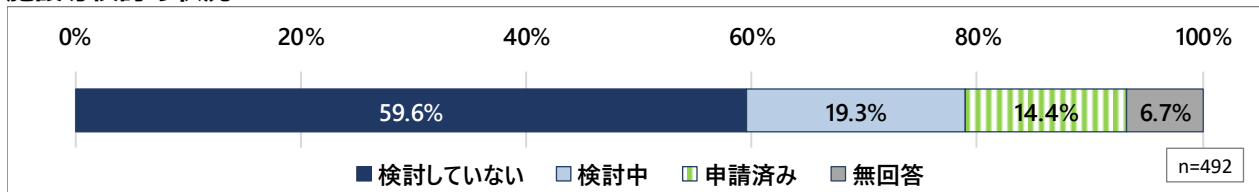


2. 施設等検討の状況

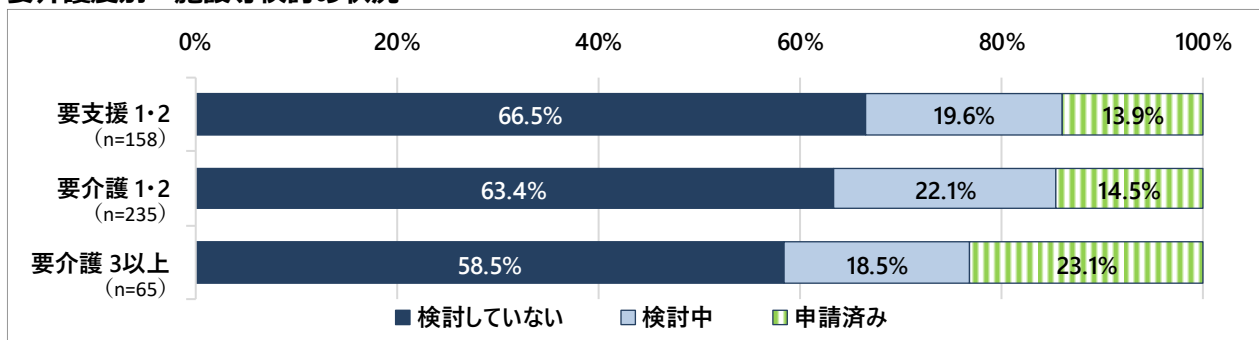
施設等への入所・入居を「検討していない」割合は平成 28 年の前回調査時より 5.1 ポイント増加して 59.6%となっています。「検討中」が 19.3%で、「申請済み」は前回調査時より 6.0 ポイント減少して 14.4%となっています。

利用している介護保険サービスを「訪問系」、「通所系」、「短期系」に分類し、要介護 3 以上についてサービス利用の組み合わせ別に施設等検討の状況をみると、「通所系・短期系のみ」で「検討していない」割合が低くなっています。「通所系」、「短期系」のサービスは介護者の負担を軽減する効果はありますが、在宅限界点の向上には訪問系のサービスの利用が効果的であると考えられます。

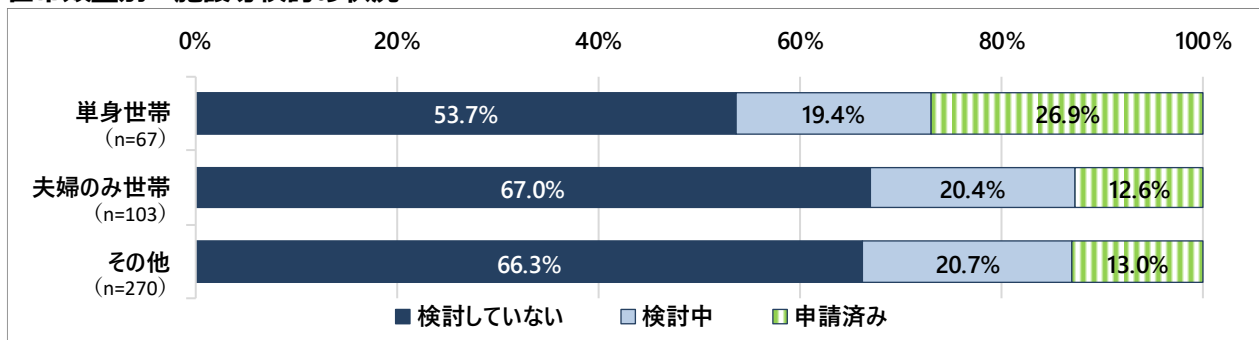
施設等検討の状況



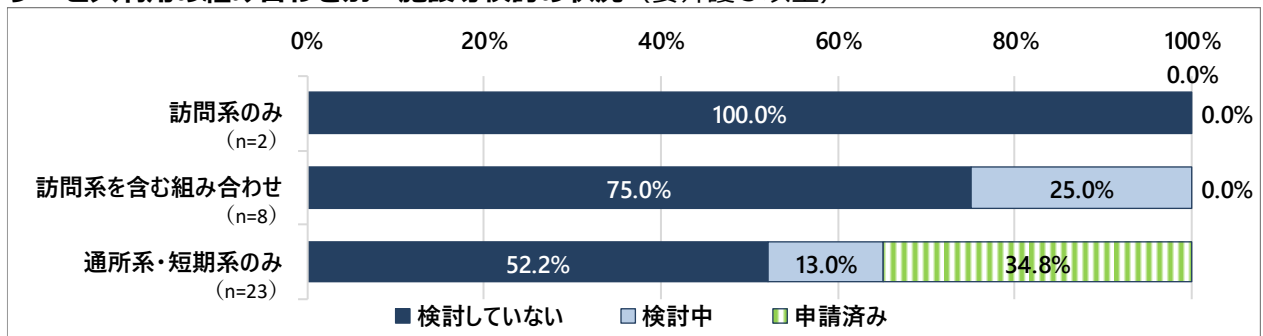
要介護度別・施設等検討の状況



世帯類型別・施設等検討の状況



サービス利用の組み合わせ別・施設等検討の状況（要介護 3 以上）

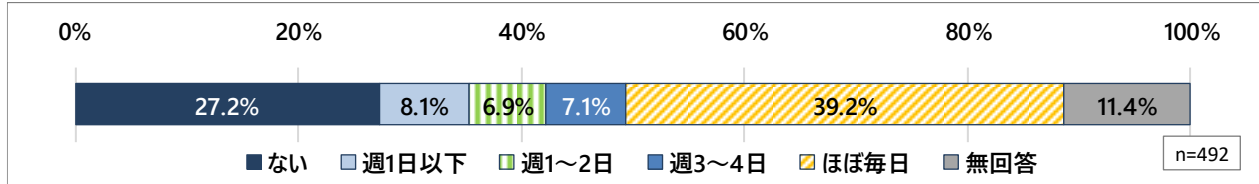


3. 家族等による介護の状況

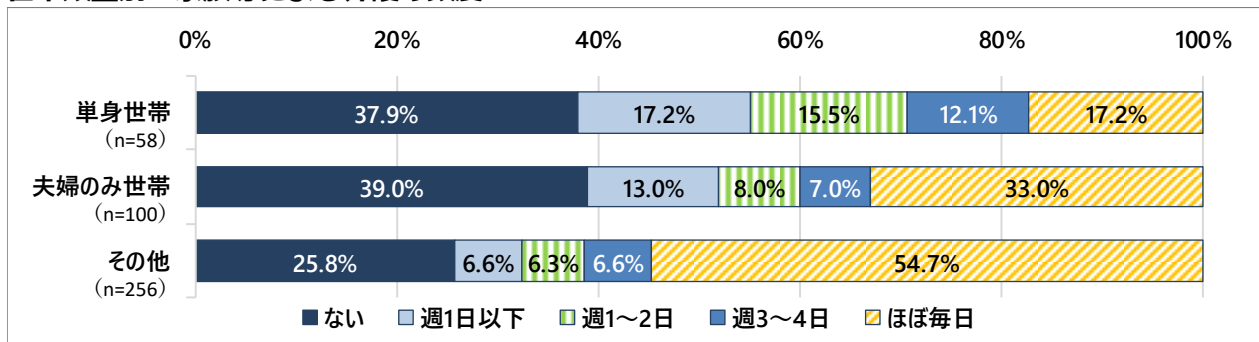
家族等による介護の頻度は「ほぼ毎日」が39.2%と最も高くなっています。一方で「ない」が27.2%となっています。

世帯類型別にみると、「ほぼ毎日」の割合はその他の世帯で最も高く、単身世帯で最も低くなっています。

家族等による介護の頻度



世帯類型別・家族等による介護の頻度

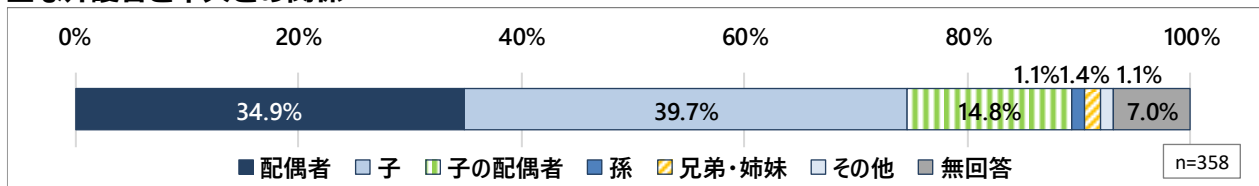


4. 主な介護者について

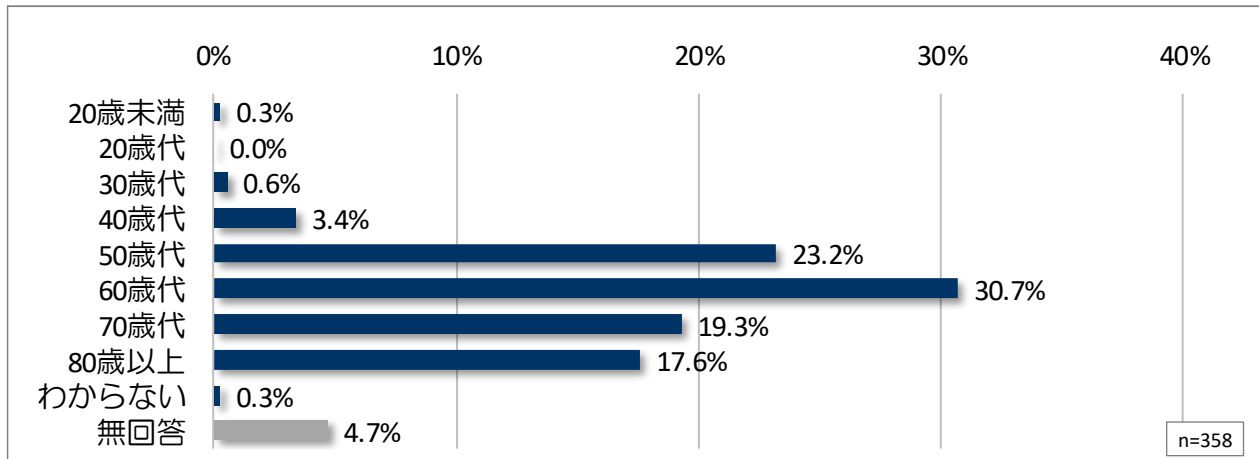
主な介護者と本人の関係は、「子」が39.7%と最も高く、次いで「配偶者」が34.9%となっています。

主な介護者の年齢をみると、「80歳以上」の高齢者の割合が17.6%となっています。

主な介護者と本人との関係



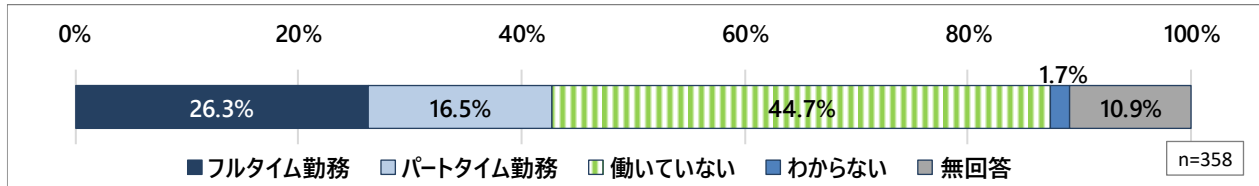
主な介護者の年齢



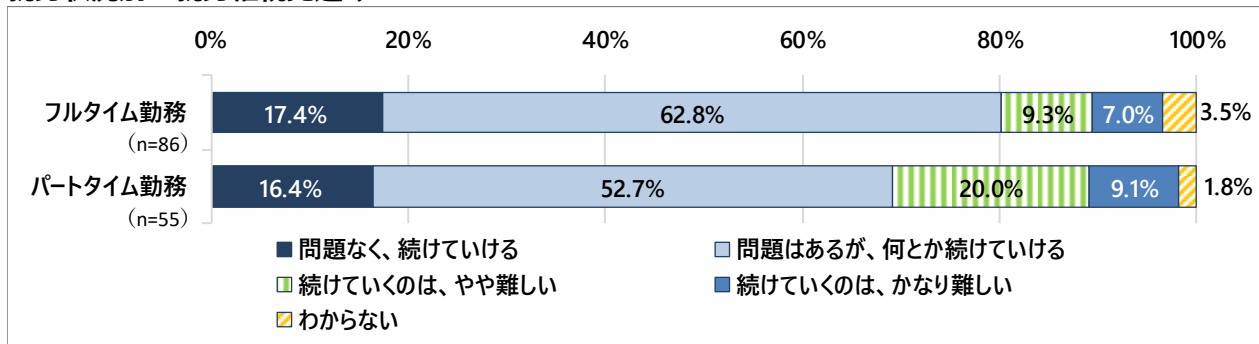
主な介護者の就労状況は、「働いていない」が44.7%で、就労している介護者の割合は42.8%となっています。

就労継続見込みをみると、要介護度が重度化すると「続けていくのはかなり難しい」割合が高くなりますが、就労継続を可能とする割合に大きな変化はありません。一方で、認知症自立度が悪化すると、就労の継続が困難であるとする割合が6.0ポイント増加しています。就労継続の可否の判断に認知症状の悪化が影響していると考えられます。

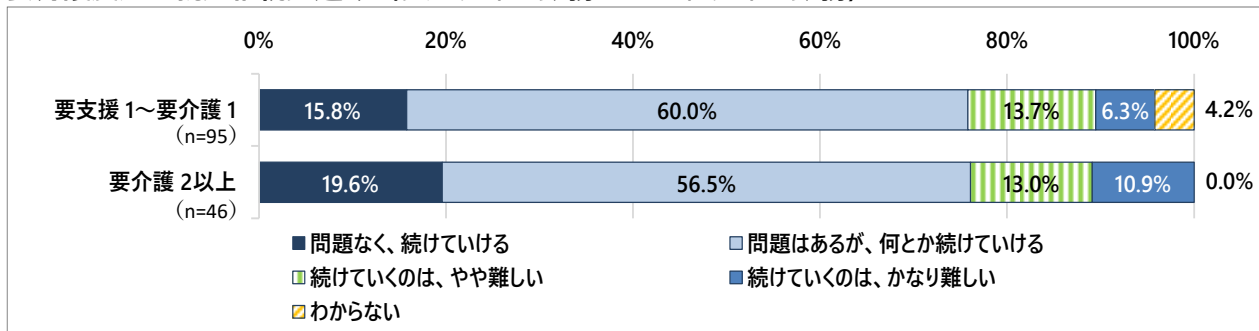
主な介護者の就労状況



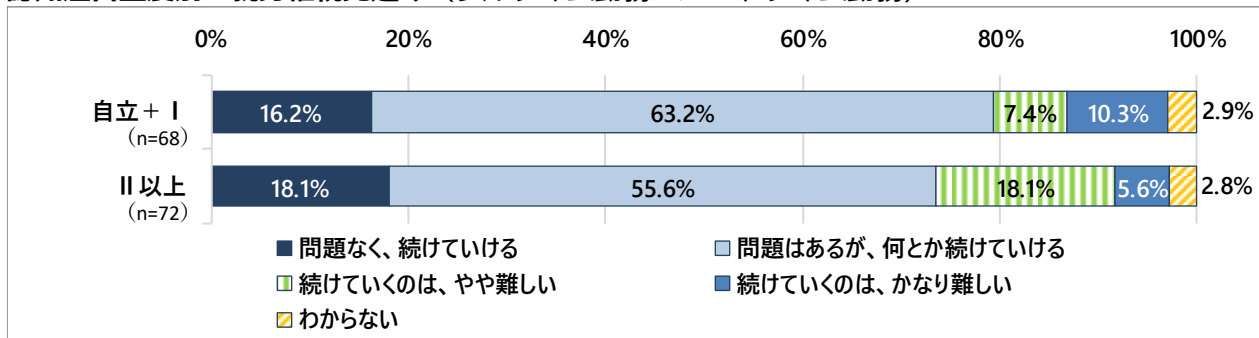
就労状況別・就労継続見込み



要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



認知症自立度別・就労継続見込み（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



介護を理由として、過去1年以内に家族・親族が仕事を辞めた割合は10.0%で、そのうち主な介護者が離職した割合は7.2%となっています。

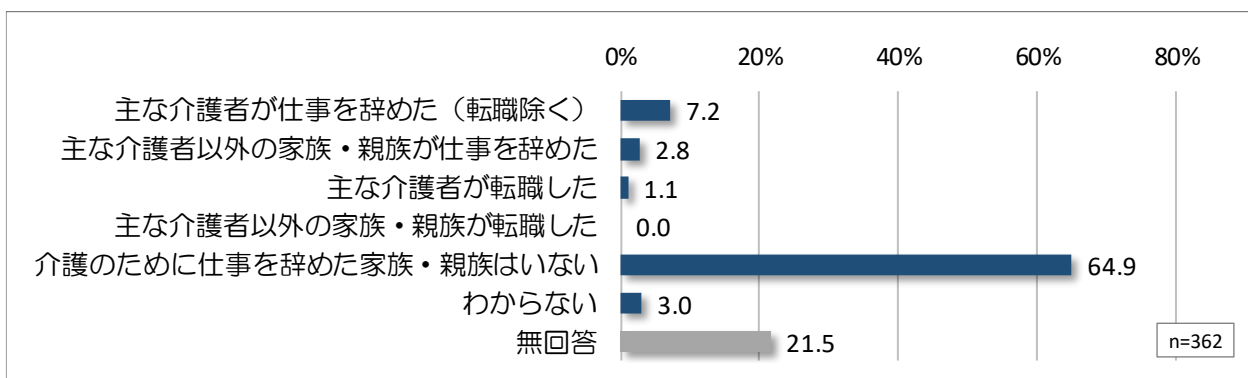
世帯類型別にみると、夫婦のみ世帯で介護者が離職した割合が高くなっています。

要介護度別にみると、重度化に伴い主な介護者が仕事を辞めた割合が高くなっています。

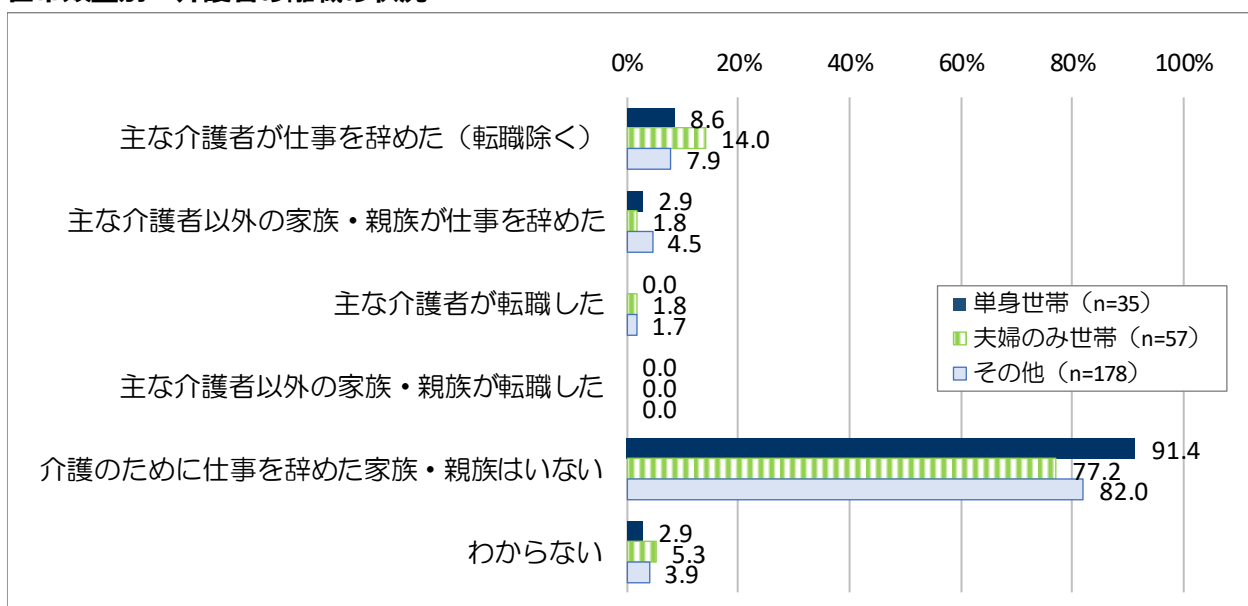
夫婦のみ世帯で、配偶者の要介護度が重度になると、仕事を継続することが困難になると考えられます。

介護者の就労状況により、家族介護者が関わる介護や不安に感じる介護が異なることから、介護サービスに対するニーズは、要介護者の状況だけでなく、介護者の就労状況等によっても異なると考えられます。介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能となる訪問系サービスや通所系サービスの組み合わせ、小規模多機能型居宅介護などの包括的サービスの活用など、仕事と介護の両立を継続させるために効果的な支援について、関係者間で検討を進め、サービスの充実に取り組むとともに、サービス利用の推進を図っていくことが重要と考えられます。

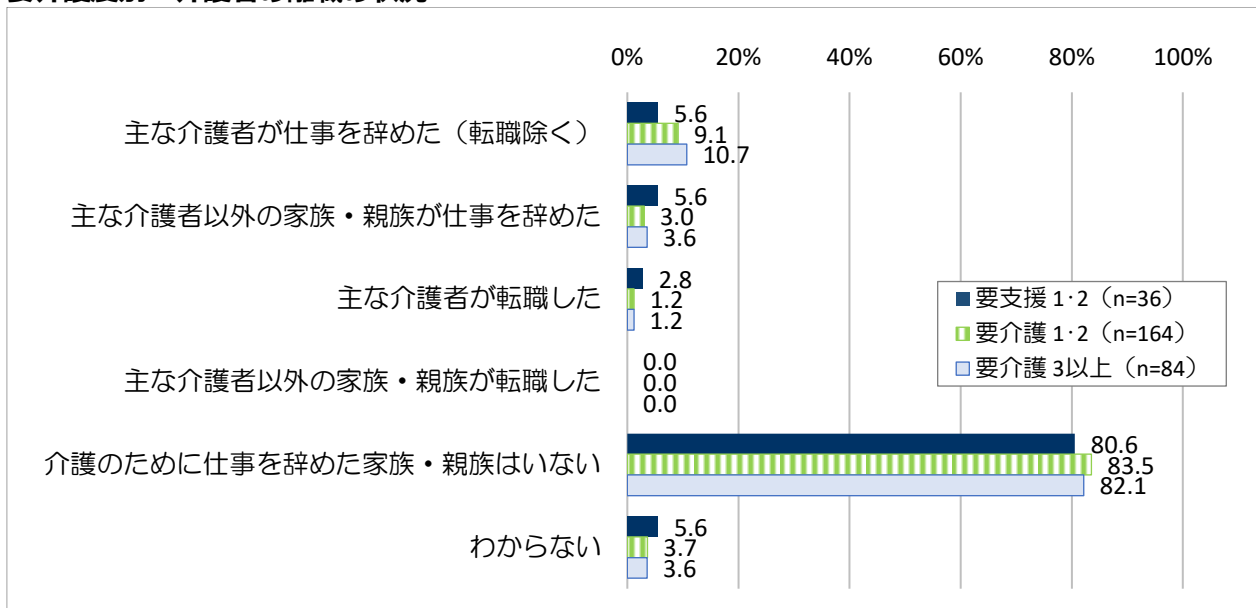
介護のために過去1年の間に離職をした人の有無



世帯類型別・介護者の離職の状況



要介護度別・介護者の離職の状況

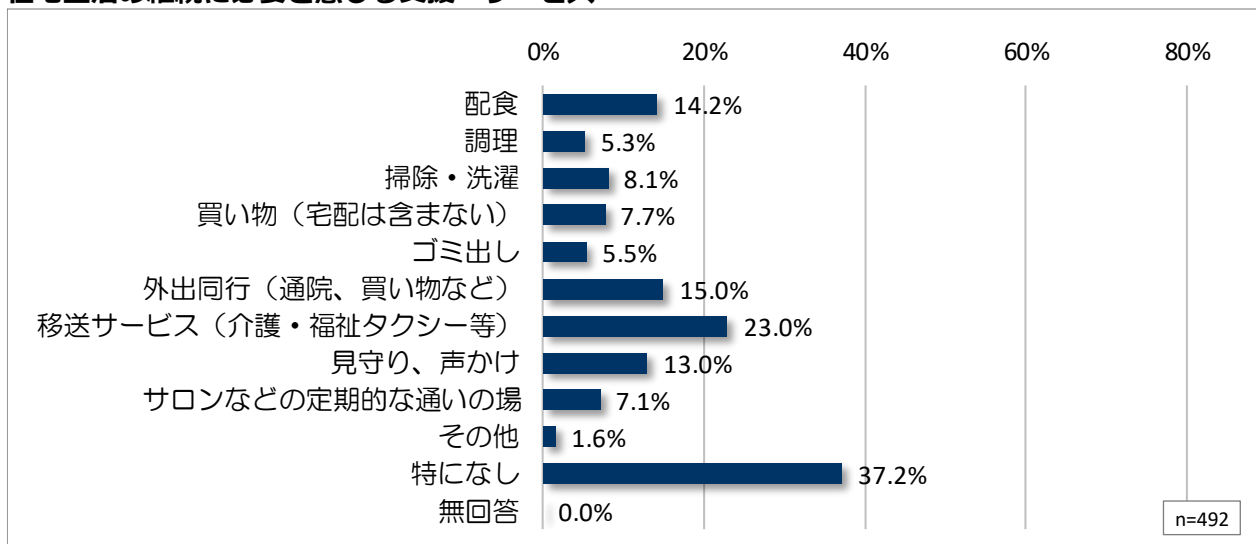


5. 支援・サービスのニーズ

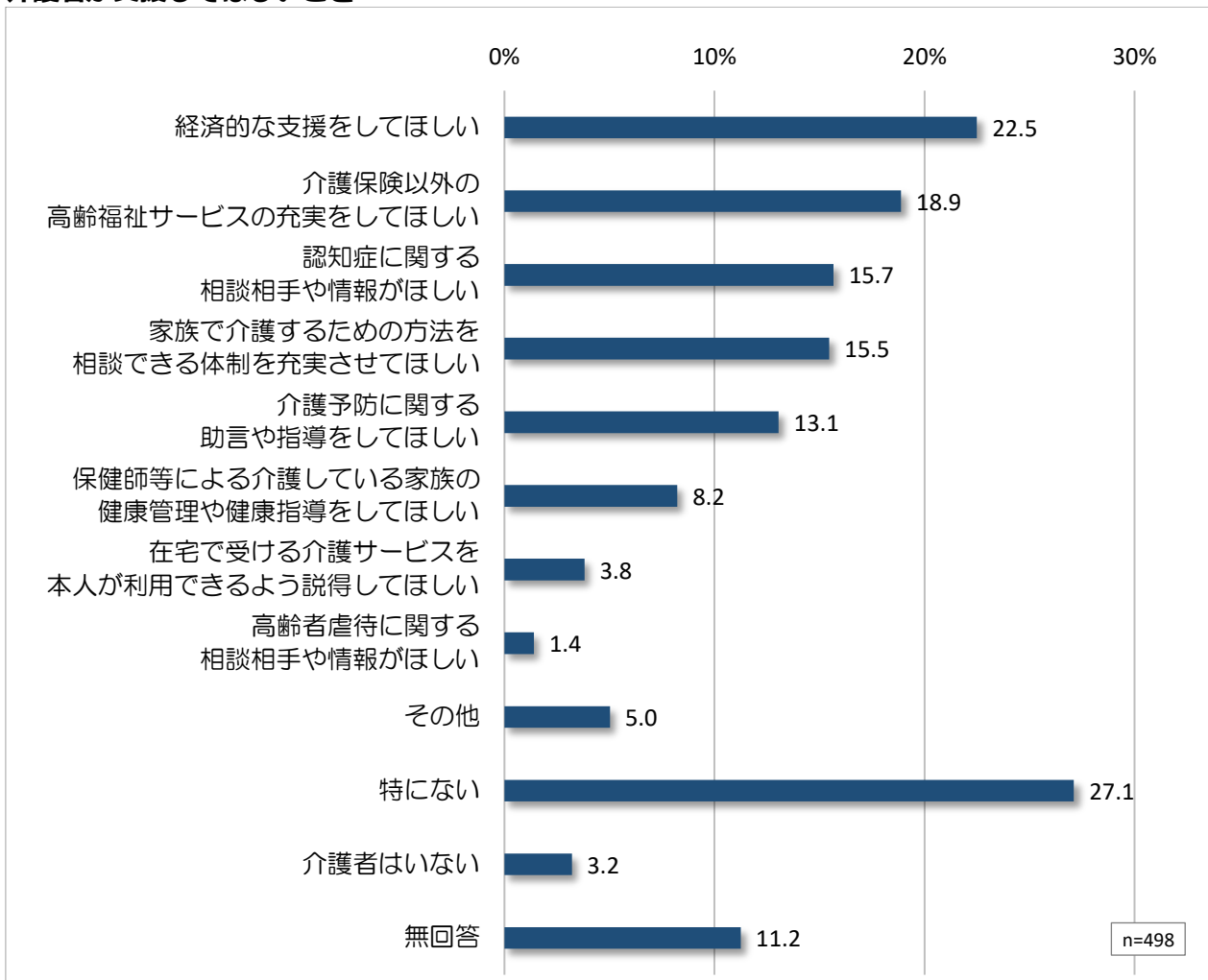
在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス」が最も高く 23.0%、次いで「外出同行」が 15.0%、「配食」が 14.2%などとなっています。

介護者の方が、現状の介護に関して支援してほしいことは、「経済的な支援をしてほしい」が 22.5%と最も高く、次いで「介護保険以外の高齢福祉サービスの充実をしてほしい」が 18.9%となっています。

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



介護者が支援してほしいこと

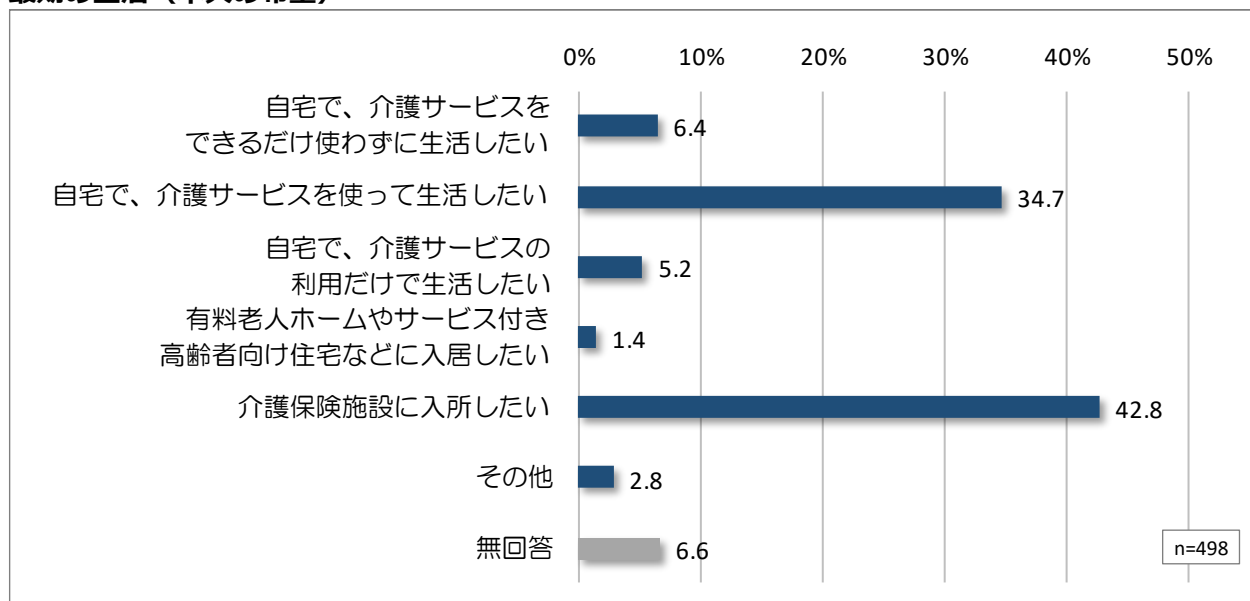


6. 今後の生活について

現在抱えている傷病の治療が困難になったり、治る見込みがなくなった場合、どこで最期まで生活を送りたいかとの問いでは、「介護保険施設に入所したい」が42.8%と最も高く、次いで「自宅で、介護サービスを使って生活したい」が34.7%となっています。

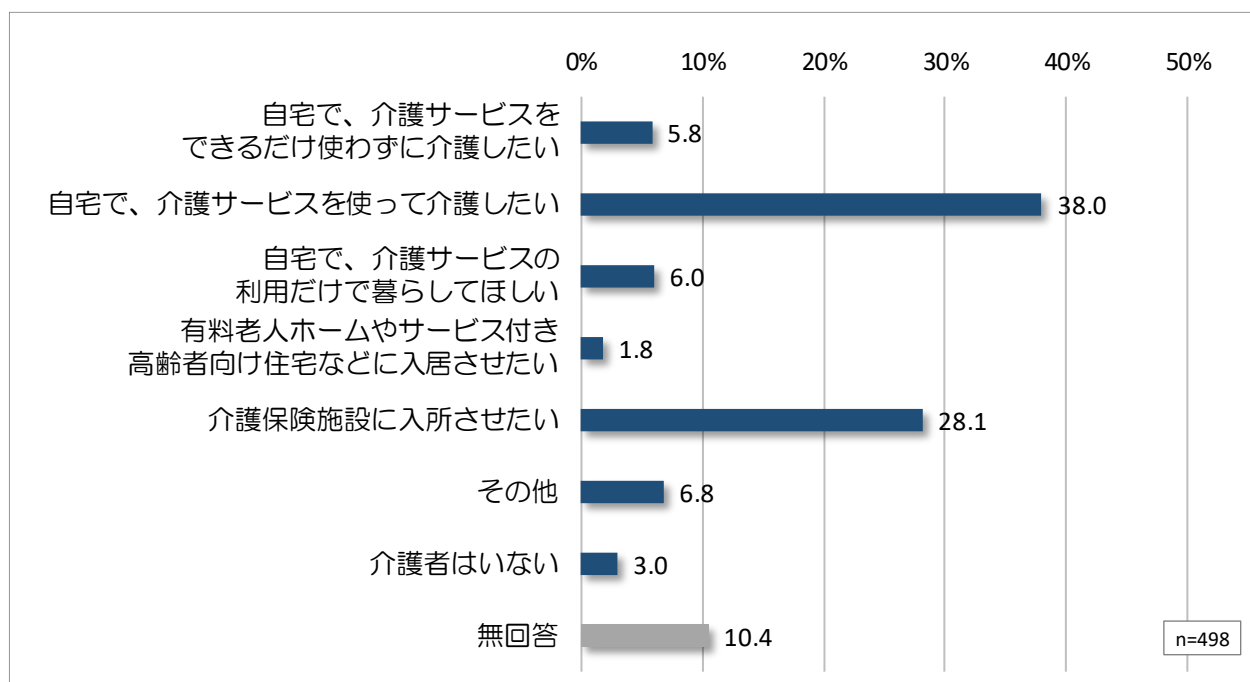
介護者の方は、今後の介護をどのようにしていきたいとお考えですかとの問いでは、「自宅で、介護サービスを使って介護したい」が38.0%と最も高く、次いで「介護保険施設に入所させたい」が28.1%となっています。

最期の生活（本人の希望）



※調査票では「1つを選択」としていましたが、複数回答が多数あったため、複数回答で集計しています。

今後の生活（介護者の希望）

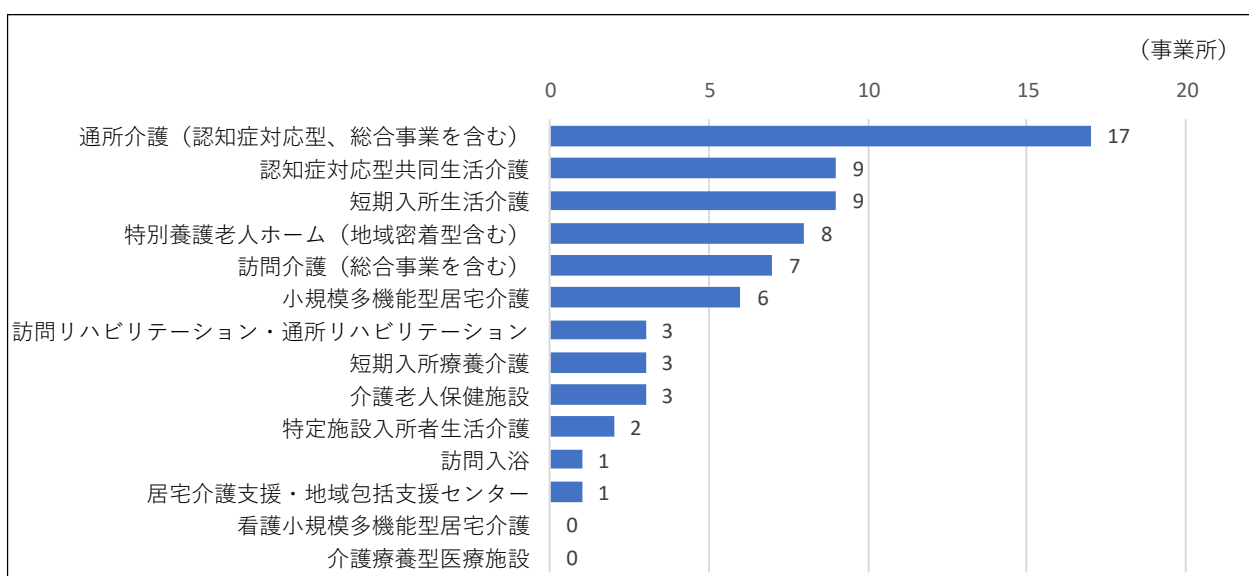


(3) 介護サービス事業所アンケート調査

ケアの担い手である介護人材不足が深刻化しており、介護事業所とそこで働く介護従事者の現状を把握するため、介護サービス事業所に対し、アンケートを実施いたしました。令和2年10月に86事業所(法人単位含む)を対象に「介護サービス事業所アンケート調査」を実施しました。

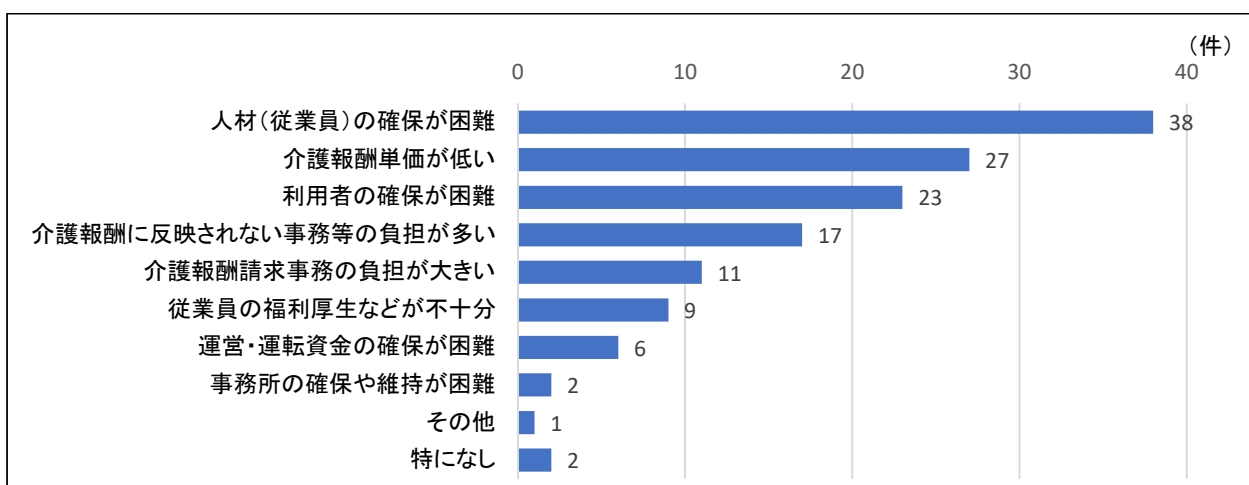
1. 事業所のサービス種別について

現在のサービス提供が最も多いのは、通所介護(認知症対応型、総合事業を含む)、次いで短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護となっております。



2. 介護保険サービス事業を行う上で、問題点や課題について

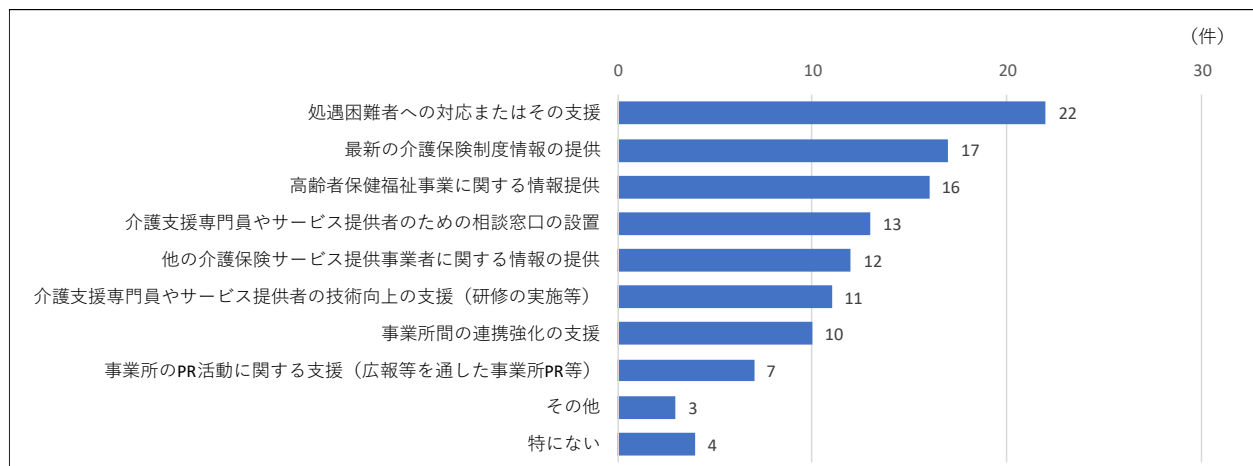
「人材(従業員)の確保が困難」が最も多く、次いで「介護報酬単価が低い」「利用者の確保が困難」となっております。



3. 介護保険サービス事業を行う上で、行政に求める支援等について

「処遇困難者への対応またはその支援」が最も多く、次いで「最新の介護保険制度情報の提供」、「高齢者保健福祉事業に関する情報提供」となっております。

その他では、求人活動への支援、行政によるサービス内容の理解等となっております。



4. 令和2年9月1日現在の従業者数と過去1年間の新規雇用者数について

年代別では、「30歳代」、「40歳代」で51.0%と半数を占めていますが、「50歳代」、「60歳代」、「70歳以上」が34.7%となっております。新規採用では、高校卒、大学卒合わせて11.0%で89.0%はその他採用となっております。20年後の令和22（2040）年を見据えると、人材の確保が重要と考えられます。

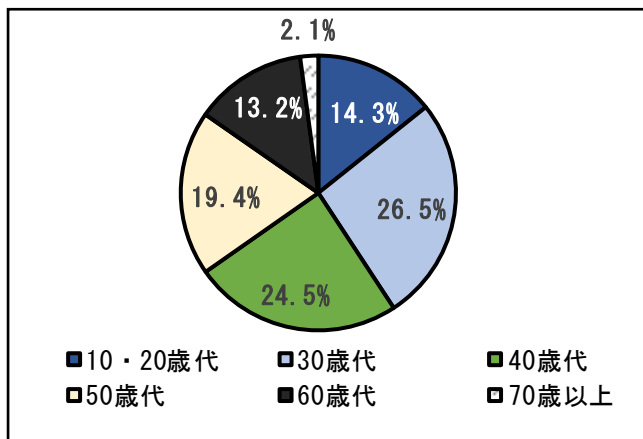
令和2年9月1日現在の従業者数

（単位：人）

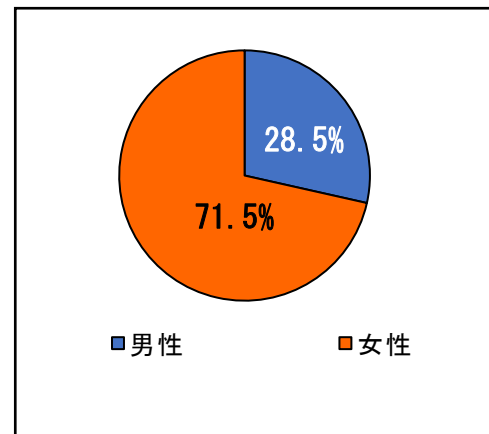
	正社員・ 正職員等	パート・ 臨時職員	派遣・ 出向等	合計	（左記の内訳）年齢別					
					10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
男	407	134	3	544	86	166	129	75	66	18
女	856	494	13	1,363	183	334	333	291	183	22
合 計	1,263	628	16	1,907	269	500	462	366	249	40
介護職	815	351	13	1,179	187	330	292	207	105	11
計画作成職	70	19	1	90	1	26	44	15	4	0
看護職	131	63	0	194	8	34	61	43	37	0
リハビリ職	64	9	0	73	14	34	19	6	0	0
栄養職	52	28	0	80	11	16	21	22	5	3
生活相談職	71	4	0	75	8	35	18	9	2	0
その他	104	87	2	193	18	23	38	36	44	25
うち燕市民	604	358	8	970	141	266	209	190	123	21

※内訳を答えていない事業所があるため合計が合わないところがあります。

職員の年齢構成比



職員の性別構成比



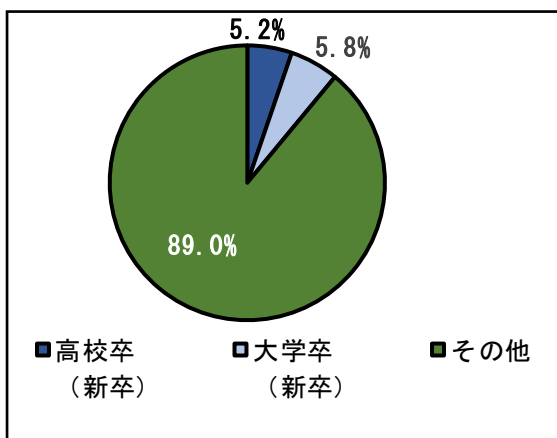
令和2年9月1日現在の過去1年間の新規雇用者数

(単位:人)

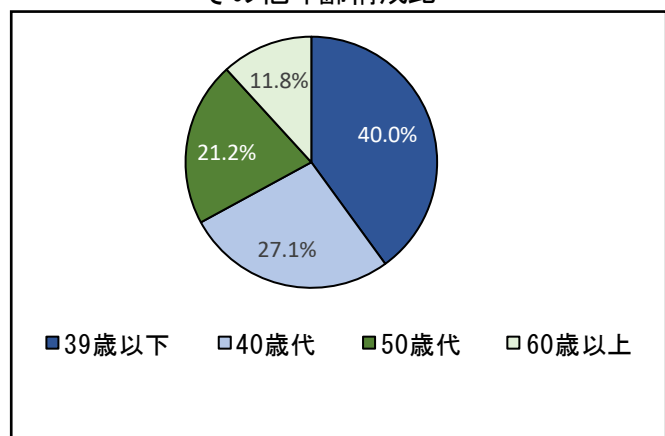
	正社員・ 正職員等	パート・ 臨時職員	派遣・ 出向等	合計	(左記の内訳) 採用時年齢等						
					高校卒 (新卒)	大学卒 (新卒)	合計	その他			
								39歳以下	40歳代	50歳代	60歳以上
男	28	27	3	58	2	5	48	20	9	9	10
女	90	56	15	161	8	6	122	48	37	27	10
合 計	118	83	18	219	10	11	170	68	46	36	20
介護職	71	53	16	140	5	6	109	45	37	18	8
計画作成職	1	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0
看護職	18	13	0	31	0	0	24	7	9	5	3
リハビリ職	12	1	0	13	0	3	11	10	1	0	0
栄養職	2	3	0	5	0	0	3	1	0	1	1
生活相談職	4	2	0	6	0	1	4	3	0	1	0
その他	4	13	2	19	0	0	18	0	2	7	9
うち燕市民	49	45	4	98	4	2	88	37	24	15	12

※内訳を答えていない事業所があるため合計が合わないところがあります。

採用時構成比



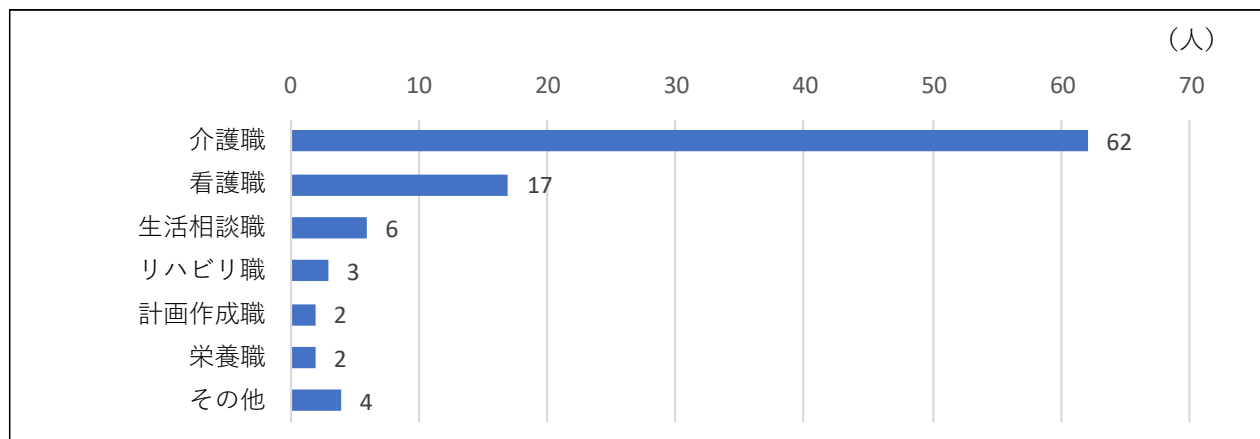
その他年齢構成比



5. 不足している又は今後、不足が見込まれる従業員の職種及び人数について

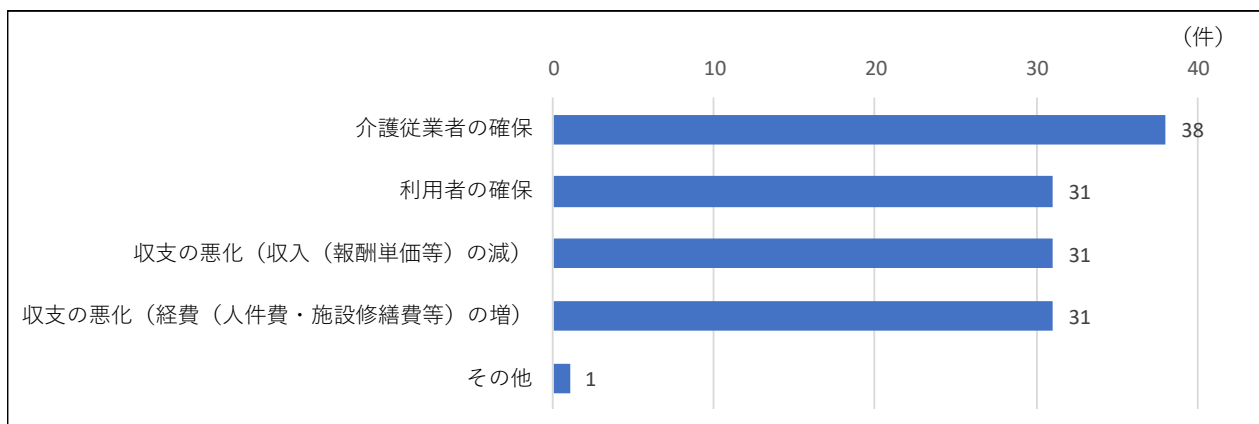
最も不足が見込まれるのは介護職となっています。

その他の職種では、運転手（ドライバー）、保健師となっております。



6. 今後、事業所（サービス）を継続していくうえでの課題について

介護従業員の確保が、継続していくうえでの課題となっております。



4 前期計画の主な現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス事業所調査及び燕市地域ケア推進会議や燕市介護保険運営協議会による協議により、第7期計画での取り組みに対して見えてきた課題を踏まえて第8期計画を策定します。

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）

●健康づくり・介護予防に関すること

【現 状】

- 調査では、リスク項目別にみると、市全域で「認知機能の低下」、「うつ傾向」、「転倒リスク」、「口腔機能の低下」、「閉じこもり傾向」、「運動器機能の低下」、「低栄養の傾向」の順に高くなっている。
- 調査では、生活機能の低下者や IADL の低下状況をみると、80 歳を超えると上昇している。

【課 題】

- 身近な場所を活用し、地域ぐるみの介護予防、健康づくりを積極的に進め、要介護状態の予防につなげることが必要。
- IADL や知的能動性の低下は、生活の質や心身の健康状態にも悪影響を及ぼすことから、これらの維持や向上を図ることが必要。

●高齢者の社会参加

【現 状】

- 調査では一人暮らしの割合が増加している。
- 調査では、今後学習してみたいことは「健康・スポーツ」、「趣味的なもの」、「家庭生活の役立つ技能」が多い。
- 調査では、週に1回未満の外出者の状況は15.6%となっている。

【課 題】

- 健康づくり活動やスポーツ関係等の活動に参加していない高齢者の割合は70.0%以上となっていることから、地域の人との交流の機会が必要。
- イベントや活動状況の情報提供が必要。

●介護サービスに関すること

【現 状】

- 調査では、現在治療中、または後遺症のある病気は「高血圧」、「目の病気」が多い。
- 調査では、主な介護者が不安に感じる介護は「認知症状への対応」、「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」が多い。
- 調査では、主な介護者が行っている介護等は「その他の家事」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「食事の準備」、「外出の付き添い、送迎等」が多い。
- 調査では、家族等からの介護を「ほぼ毎日」受けている割合は 39.2%となっている。年代は 60 歳代以上が多い。
- 調査では、実際に就労しながら介護をしている人は 42.8%となっている。

【課 題】

- 高齢者等の適切な在宅生活の継続の介護サービスの在り方について、検討が必要。
- 主な介護者の年齢が 70 代、80 代以上が多く、その実態は「老々介護」の問題も推測される。
- 介護者等の介護負担の軽減が必要。
- 家族等介護者の就労継続の実現が必要。

●認知症に関すること

【現 状】

- 調査では、日常生活で特に不安や心配に思っていることは「将来、寝たきりや認知症にならないか心配」が最も高く 54.0%となっている。
- 調査では、認知症の相談窓口を知っている人が 23.6%となっている。
- 調査では、健康について知りたい情報は「認知症予防」が 37.7%と最も高い。
- 認知症カフェ（オレンジリングカフェ）、認知症の人と介護者のつどいの参加者が増加した。
- 認知症高齢者等見守り事業（おかえりつばめ〜ル）を継続している。

【課 題】

- 認知症支援のさらなる周知・啓発が必要。
- 認知症高齢者への早期対応と地域全体で支える仕組みづくりが必要。
- 若年性認知症患者、家族を支援する仕組みが必要。
- 認知症への地域及び地域住民の理解が必要。

● 高齢者の見守りに関すること

【現 状】

- 地震や火災、相談事があったとき近所に頼れる人がいないなど、何かあったときに心配だ。

【課 題】

- 地域包括支援センターの機能強化・充実が必要。
- 地域が主体的に課題解決に取り組むための支援が必要。
- 住民が担い手として参加する住民主体の活動の体制づくりが必要。

● 介護給付費に関すること

【現 状】

- 調査では、「サービス量を現状程度とし、保険料の上り幅をおさえてほしい」が多い。
- 自立に向けたケアプラン作成のための研修会を開催した。

【課 題】

- 自立に資する適切なケアプランの作成支援が必要。
- 介護サービス給付の適正化。

● 人材の確保等について

【現 状】

- 調査では、「人材（従業員）の確保が困難」や「介護報酬単価が低い」、「利用者の確保が困難」が多い。

【課 題】

- 介護従事者の確保。
- 事業所間の連携強化。
- 事業所の PR 活動に関する広報等を通じた支援。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

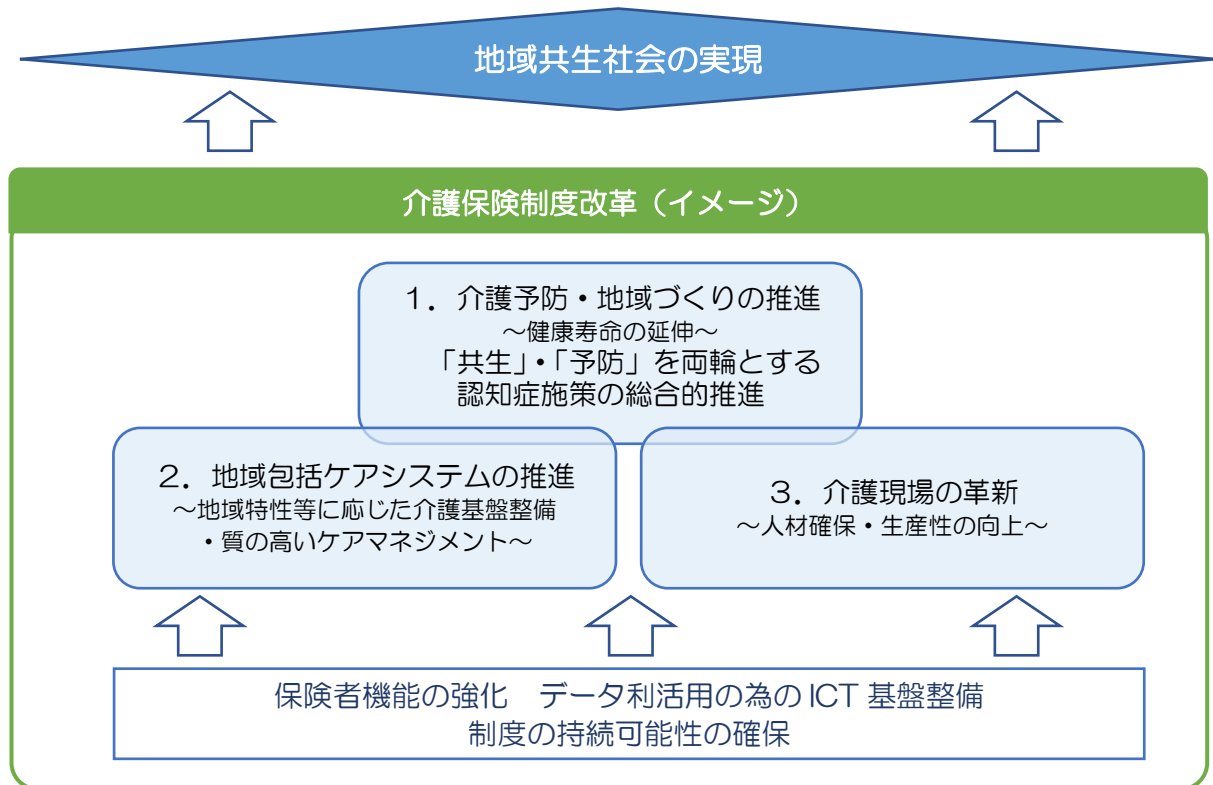
計画では、第6期からを「地域包括ケア計画」として位置づけ、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

第7期計画においては、基盤整備や担い手の確保を含めた支援体制づくりに努め、高齢者が自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

介護保険制度は、創設から20年が経過し、本市における要介護認定者は令和2（2020）年7月末現在4,610人に達し、介護サービスの提供事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。しかし、令和7（2025）年に団塊の世代がすべて75歳以上となり、令和22（2040）年に団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口のピーク、介護ニーズの高い85歳以上の人口の急増が見込まれます。

また、単身世帯や夫婦のみ世帯など、高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する地域包括ケアシステムを強化することにより、高齢者だけでなく、障がい者や子育て世帯、生活困窮者など、何らかの困難を抱えている人を含め、すべての市民が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざします。



第7期計画では「高齢者が住み慣れた地域で、快適な生活が営める総合的な福祉の増進」を基本理念としていましたが、地域包括ケアシステムを中核として、地域住民が地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む仕組みを構築していくため、また、「第2次燕市総合計画」では、本市の将来像として「人と自然と産業が調和しながら進化する燕市～「日本一輝いているまち」を目指して～」います。第8期においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年をめざした地域包括的ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に見据えることについて、計画に位置付けられていることから、めざす将来像「すべての高齢者が安心して地域で暮らし、いきがいを共に創る地域共生社会」を掲げたうえで「高齢者が住み慣れた地域で、輝いて暮らせるまち 燕」を基本理念とします。

めざす将来像

**すべての高齢者が安心して地域で暮らし、
いきがいを共に創る地域共生社会**

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、輝いて暮らせるまち 燕

2 基本目標

日本人の平均寿命は延伸傾向であり、寿命が長くなっても、健康を保持できず医療や介護が必要になる期間が長くなると、経済的にも精神的にも大きな負担を生じ、高齢者自身の生活の質の低下を招くおそれがあるとともに、医療費や社会保障費の増加にもつながります。そのため、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」である健康寿命の延伸が、重要施策となっています。

介護予防・日常生活圏域二エズ調査のリスク判定では、前回の調査よりリスク該当者は減少傾向にありますが、要支援認定者で割合が高く、また、年齢が上がるにつれて該当者割合が高くなっています。健康なうちから、正しい生活習慣について理解し、主体的に健康の維持・増進に取り組むことが重要です。

厚生労働省が発表した推計によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、認知症の有病者数は約700万人、高齢者の5人に1人になるとされています。これから先、認知症は誰にとっても身近なものになると考えられる一方で、在宅介護実態調査によると、介護者が不安に感じる介護で最も多いのが「認知症状への対応」となっています。

基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、輝いて暮らせるまち 燕」の実現に向けて、高齢者が健康を維持し、積極的に社会参加して活躍できるまちづくりを推進するとともに、介護者の負担や不安を軽減し、介護による離職や介護うつ予防に取り組みます。

基本目標 1 健康づくりの推進

健康を維持するために最も重要なことは正しい生活習慣の実践です。「磨け！輝け！元気プランつばめ（第3次燕市健康増進計画）」や「食育プランつばめ（第2次燕市食育推進計画）」、「燕市歯科保健計画」等の関連計画と有機的に連携し、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、保健事業の推進を図ります。

基本目標 2 いきいきと活躍できる地域社会づくり

元気な高齢者が社会の中で活躍の場を持つことは、本人の生きがいにつながるだけでなく、支援を必要としている人を支えるマンパワーとして地域の大切な資源となります。

いつまでも働く意欲を持ち、豊富な知識と経験を活かしていきいきと活動できるよう、地域社会で活動できる場や機会づくりを積極的に推進します。

基本目標 3 地域全体で支える基盤整備

高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み

ます。在宅医療と介護の連携強化や介護サービス基盤の整備に努めるとともに、地域住民等による介護予防活動などを積極的に支援します。

基本目標 4 地域における相互支援システムづくり

「燕ささえあいプラン（第3次燕市地域福祉計画・第3次燕市地域福祉活動計画）」を踏まえ、人と人の支え合いにあふれたまちづくりを推進します。

地域共生社会の実現をめざし、要支援・要介護者や認知症の人がいる家族などの介護者を地域で支えるため、住民参加による支え合いや見守りの活動を支援します。

基本目標 5 地域支援事業の推進

要介護状態にならないよう、高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業を充実させるとともに、住民主体の介護予防活動を促進します。

また、介護が必要になった場合でも、できるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による重度化予防を推進します。

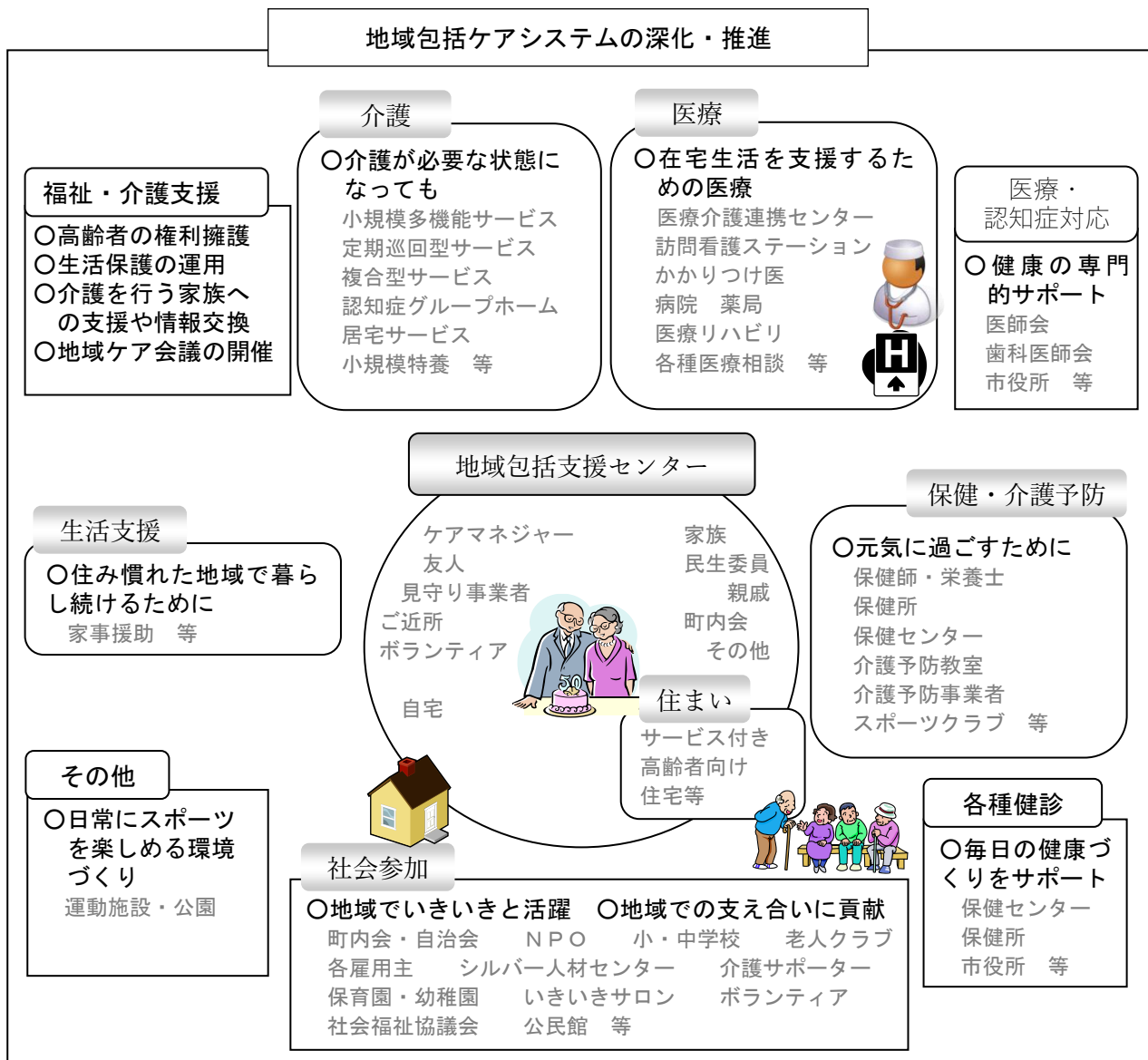
3 地域包括ケアシステムの深化・推進と重点施策

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域で暮らしていくために必要な様々な生活支援サービスや住まいが、家族介護者を支援しつつ、本人の意向や生活実態に合わせて切れ目なく継続的に提供されることが必要です。

今後、認知症高齢者の数が増大するとともに、高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していくことから、地域ごとの医療・介護・予防・生活支援・住まいの継続的で包括的な支援のネットワークである地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に引き続き取り組みます。

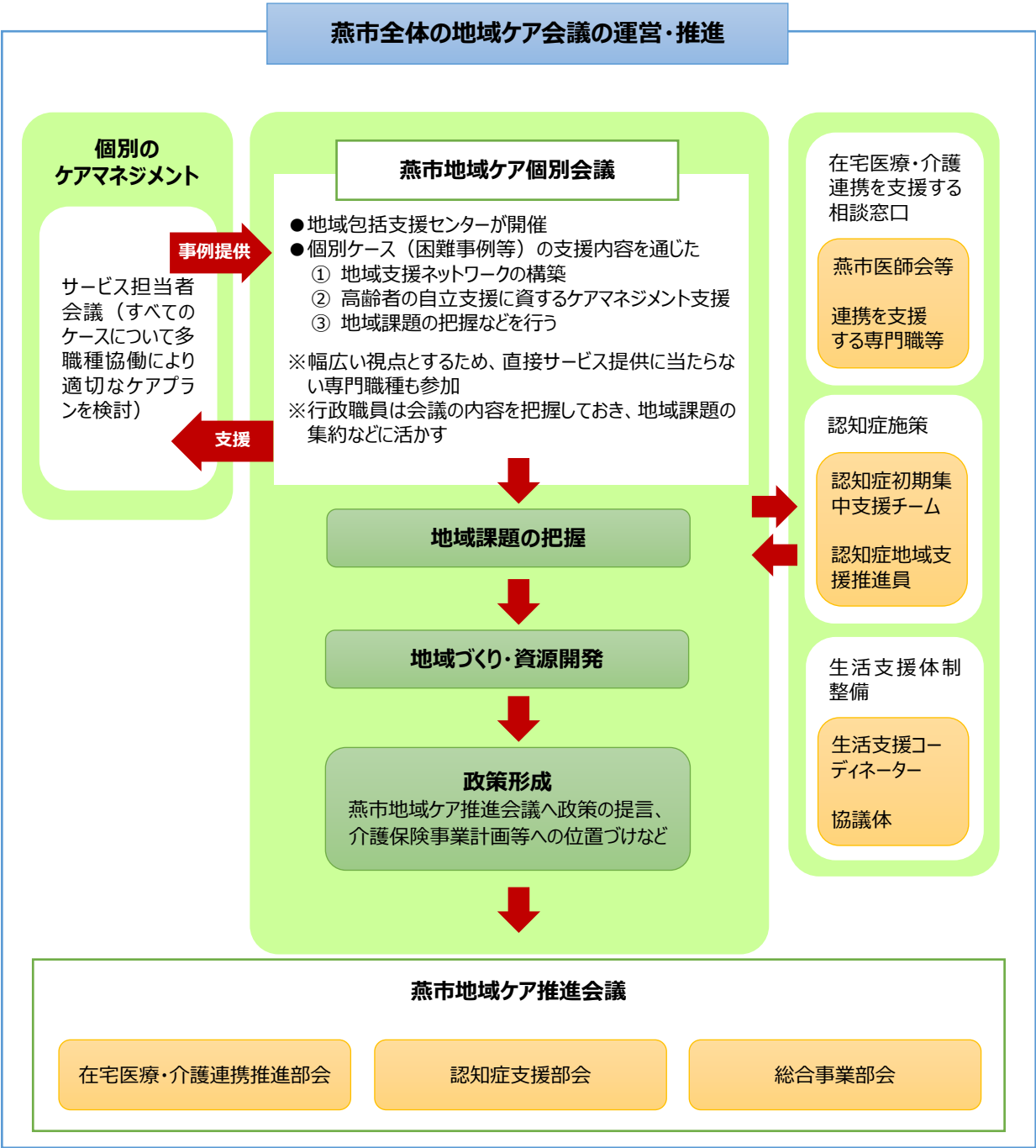
第7期計画における4つの重点施策について、本計画でも重点施策として設定し、燕市における地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを推進します。

地域包括ケアシステムのイメージ



重点施策 1 燕市全体の地域ケア会議の運営・推進

医療・介護等の関係機関と連携を強化し、認知症対策や日常生活支援への取り組みを進めて、地域の課題解決機能の向上を図ります。一般的な地域ケア会議の取り組みにはない燕市の医療・介護全般にわたる課題の検討集団として位置づけ、地域包括ケアシステム構築を推進します。

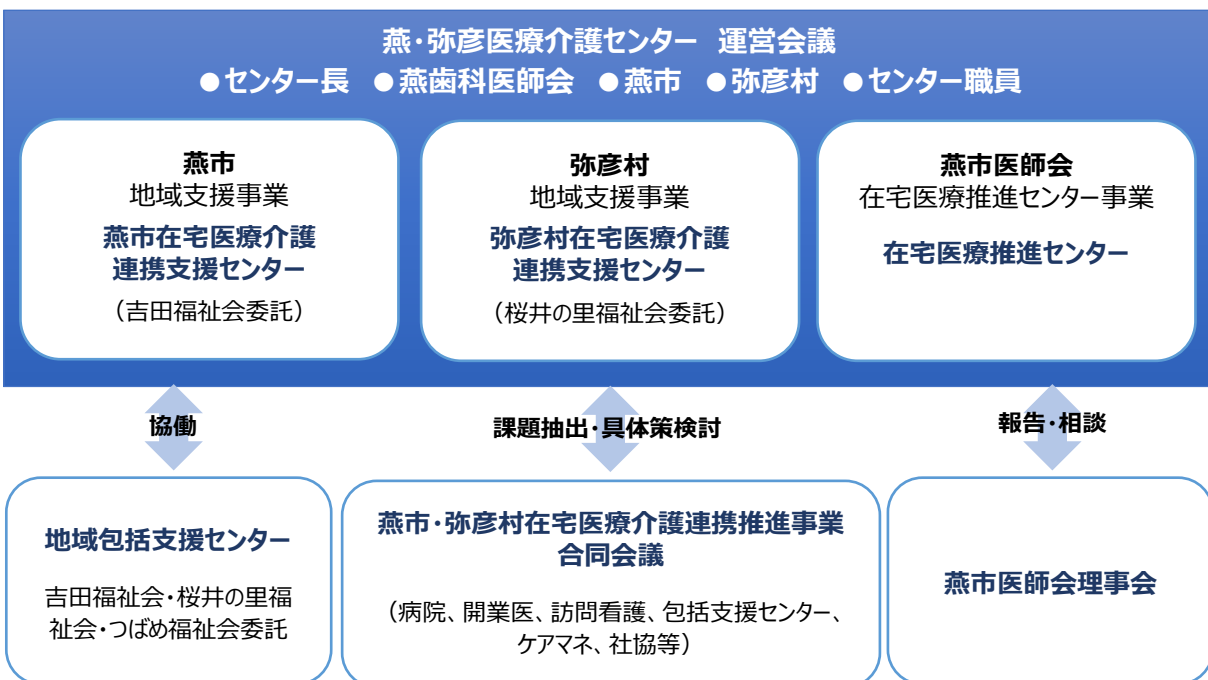


重点施策 2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。

誰もが安心して在宅療養ができるよう、在宅医療・介護連携推進事業の協議体として、燕・弥彦医療介護センターを設置し、燕市医師会「在宅医療推進センター事業」、燕市・弥彦村「在宅医療介護連携推進事業」を一体的に運営し、切れ目のない医療・介護が提供される体制の構築を推進していきます。

在宅医療・介護連携推進事業 協議体系



在宅医療・介護連携推進事業

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援（在宅医療・介護連携支援センターの運営）
- ⑤ 地域住民への普及啓発
- ⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑦ 医療・介護関係者の研修

重点施策 3 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関や地域住民等の協力を得ながら、地域の状況に応じたネットワーク体制の構築を図るとともに、認知症施策推進大綱の5つの柱に基づき、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策を推進します。

認知症を持ちながら地域で暮らす人の生活と命を守り、共に生きていく燕市をつくるために、さらなる認知症の啓発普及に努めます。

認知症の人とその家族の支援ニーズと、地域の認知症サポーター等の支援をつなぐ仕組（チームオレンジ）を整備します。チームオレンジの整備にあたっては、既存の支え合い活動組織をチームの土台とし、「共生」の地域づくりに取り組みます。

平成30（2018）年に活動をスタートした「燕・弥彦認知症初期集中支援チーム」は、チーム員（専門職）のスキルアップと市民への周知に力を入れ、より早期からの相談支援体制を強化し、認知症と診断された後も希望や生きがいを持って生活できるよう継続的な支援を行います。

これら具体的な施策の実施にあたり、認知症の本人や家族の視点を重視するため、認知症支援部会やオレンジリングカフェ等で本人や家族が意見を発信する場面を作り、その声を施策につなげていきます。

認知症施策推進大綱概要

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会をめざす。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みを促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることをめざす。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。



具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視pointsの重視

重点施策 4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じた住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加や生きがいづくりを通じて介護予防の取り組みを推進することを目的としています。

関係機関と定期的な情報共有および連携を強化していきます。

PDCA サイクルにより事業の評価を行い課題の分析を行うとともに、現場の関係者や、参加者のニーズの把握に努め、地域の実情に応じた事業を推進します。

「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけをめざすのではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となるため、住民が主体となる通いの場が、人と人とのつながりを通じて充実していくような地域づくりを推進します。

4 施策の体系

めざす将来像に向けて 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、輝いて暮らせるまち 燕

基本目標

施策の方向性

基本目標 1

健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの推進
 - 1. 健康診査・検診等
 - 2. 保健事業
 - 3. 食育事業
 - 4. 訪問歯科健診事業

基本目標 2

**いきいきと活躍できる
地域社会づくり**

- (1) 高齢者の社会参加と活動の場の整備
 - 1. 社会参加事業
 - 2. 施設の利用
 - 3. 就労支援
 - 4. 老人クラブ活動の支援
 - 5. 外出支援

基本目標 3

地域全体で支える基盤整備

- (1) 安心して暮らせる地域づくり
 - 1. 災害や感染症対策に係る体制整備
- (2) 在宅サービスと施設サービスの提供
 - 1. 在宅サービスの充実
 - 2. 施設サービスの充実
- (3) 介護人材の確保・育成

基本目標 4

**地域における
相互支援システムづくり**

- (1) 高齢者の家族への支援
 - 1. 高齢者の家族への支援
 - 2. 家族等介護者の支援
 - 3. 地域で支えあう仕組みづくり

基本目標 5

地域支援事業の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 1. 介護予防・生活支援サービス事業
 - 2. 一般介護予防事業
- (2) 包括的支援事業
 - 1. 地域包括支援センターの運営
 - 2. 総合相談支援
 - 3. 燕市全体の地域ケア会議の設置・運営
 - 4. 在宅医療・介護連携推進事業
 - 5. 生活支援体制整備事業
 - 6. 認知症施策の推進事業
- (3) 権利擁護の充実
 - 1. 権利擁護事業
 - 2. 高齢者虐待対策
 - 3. 成年後見制度の普及促進
- (4) 任意事業
 - 1. 介護給付適正化事業

重点施策 1

**燕市全体の地域ケア
会議の運営・推進**

重点施策 2

**在宅医療・介護連携の
推進**

重点施策 3

認知症施策の推進

重点施策 4

**介護予防・日常生活
支援総合事業の推進**

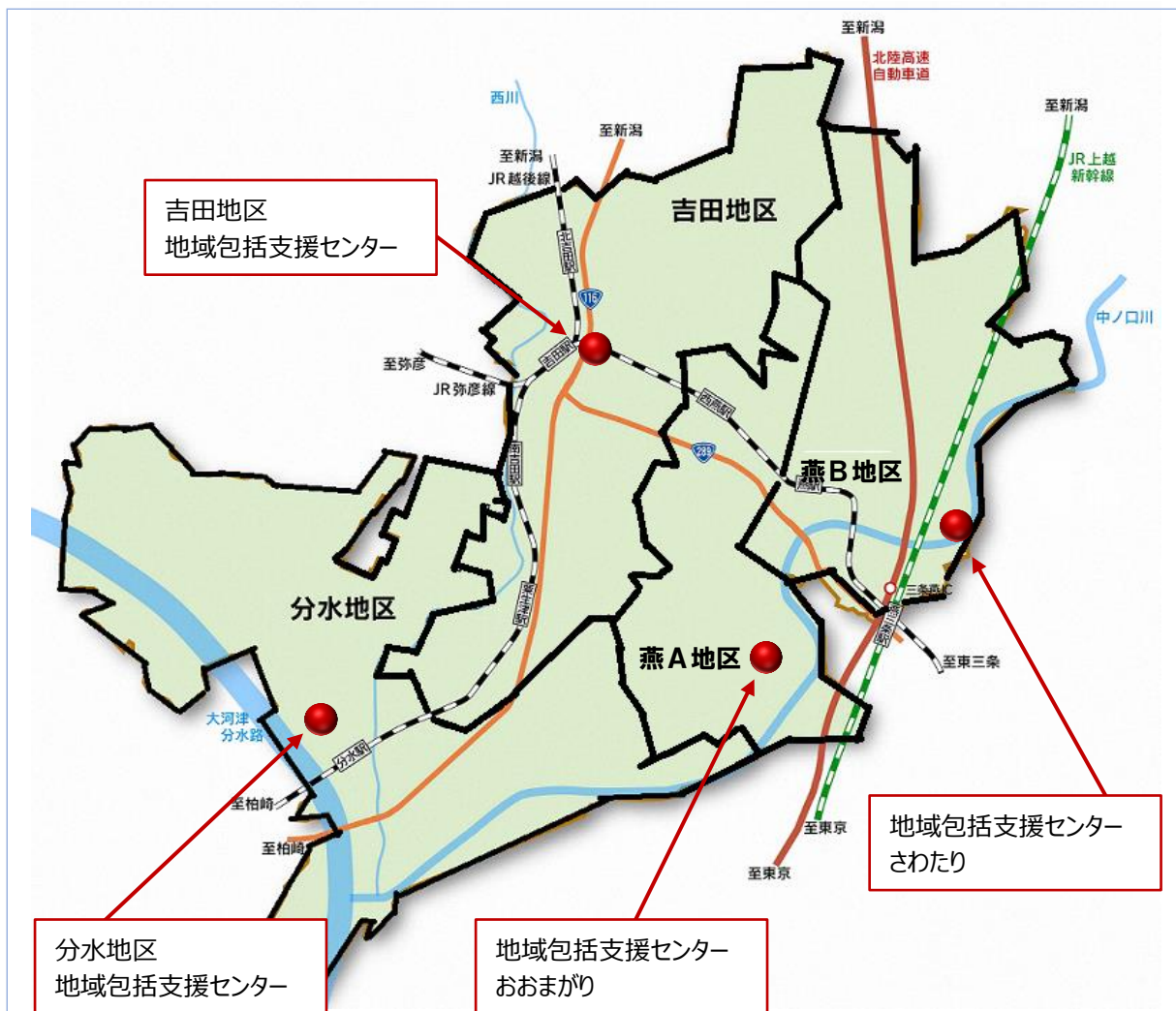
5 日常生活圏域と地域包括支援センター

(1) 日常生活圏域の考え方

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本市では、第8期計画においても、燕地区の2圏域と吉田圏域、分水圏域の4つの圏域を単位として日常生活圏域を設定します。

4つの生活圏域と地域包括支援センター



※地域包括支援センターおおまがり・さわたりでは、在宅介護支援センター（市内2箇所）を併設しています。

※燕A地区：西燕町、桜町、秋葉町（2丁目～4丁目）、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町

燕B地区：南、井土巻、東町、小高、佐渡、灰方、灰方南、関崎、三王湊、二階堂、又新、勘新、小古津新、大船渡、小中川、新生町、花園町、小牧、栄町、中川、四ツ屋、次新、児ノ木、松橋、長渡、舘野、長所、殿島、秋葉町（1丁目）、仲町、宮町、穀町、新町、朝日町、日之出町、幸町、本町、中央通、下太田、新栄町、寺郷屋、前郷屋

吉田地区：吉田地区全域

分水地区：分水地区全域

（２）地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源（保健・医療・福祉）などを活用し、多面的な支援を行うことを目的としています。

本市では、地域包括支援センターを各日常生活圏域に1か所ずつ、合計4か所設置しています。

地域包括支援センターの業務の要点の明確化を通じた質の底上げや、地域全体を対象としたケアマネジメント支援の実施、介護離職防止のための相談支援の充実等の業務に関する強化を行います。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの重要な役割を担うため、複合的な機能強化と体制強化を図っていきます。相談件数の増加などに対応するため、人員体制の強化や配置の適正化を進め、実施事業の評価項目の精査を行うとともに、適切な運営・業務の実施に向けた取り組みを推進します。

（３）地域共生社会の実現

医療や介護のニーズを持つ高齢者が増加する一方で、高齢者や障がい者といった対象ごとにサービスを提供する公的福祉サービスは、利用者の利便の観点やサービスの提供に当たる人材の確保の観点などで課題が生じています。障がい福祉担当課と情報を共有し、連携して「共生型サービス」の充実を図ります。

また、高齢化や人口減少、核家族化の進行に加え、生活を取り巻く環境やインターネットの普及によるコミュニケーション手段の変化等を受けて、地域や人とのつながりが薄れてきています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムを確立するためには、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制づくりを進めていくことが重要です。

介護予防・日常生活支援総合事業等を通じて、地域住民自らが介護予防に向けた活動の担い手となることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりを通じた地域における支え合い、助け合いの体制づくりを進めます。

地域包括ケアシステムを確立し、高齢者だけでなく障がい者や生活困窮者、子育て家庭など、地域での生活に困難を抱えるすべての人に対し、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現をめざします。

第4章 保健福祉事業の推進

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康づくりの支援は、「磨け！輝け！元気プランつばめ（第3次燕市健康増進計画）」に基づき、特定健康診査や各種がん検診等による早期発見・早期治療と、生活習慣病予防の推進を図り、生活習慣の改善に努めています。

介護予防・日常生活支援総合事業等を通じて、高齢者自身がサービスの受け手ではなく、担い手として活躍しており、家庭や地域で若い世代の元気づくりにも活躍されています。今後も自立して健康で自分らしく生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目指し、関係機関と連携を図り、健康づくりを進めていくとともに医師会と連携した生活習慣病予防対策にも継続して取り組みます。

1. 健康診査・検診等

① 特定健康診査

生活習慣病の予防および疾病の早期発見・早期治療を目的として、40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査について、積極的に受診勧奨を進め、「第3期特定健康診査等実施計画」を踏まえて、計画的な実施に努めます。

また、特定健康診査時に、つばめ元気かがやきポイント手帳の活用やその人に合った教室や相談会等について周知し、保健指導を実施します。

県と比較して、燕市はメタボリックシンドローム該当者の割合が高い状態で推移しています。生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム予備群・該当者の減少を目指し、広報などでメタボリックシンドロームに関する啓発や各種教室や個別相談会等を周知し参加を促します。

令和2（2020）年2月に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「完全予約制時間割」による特定健診を実施していますが、受診率の低下が見込まれる状況にあります。新型コロナウイルスの収束の目途がたたない現状においては、安心して受診できる新たな健診体制の構築が課題となっています。

特定健康診査（40～74 歳）

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者（人）	12,203	11,705	11,201	10,745
	受診者（人）	7,322	6,321	6,161	6,017
	受診率（%）	60.0	54.0	55.0	56.0
実績	対象者（人）	12,292	11,733	11,539	11,700
	受診者（人）	6,406	6,167	6,123	3,911
	受診率（%）	52.1	52.6	53.1	33.4
計画比	受診者（%）	87.5	97.6	99.4	65.0
	受診率（ポイント）	-7.9	-1.4	-1.9	-22.6

■計画

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標	対象者（人）	10,299	9,869	9,461
	受診者（人）	5,973	5,823	5,677
	受診率（%）	58.0	59.0	60.0

メタボリックシンドローム予備群（40～74 歳）

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
男性	受診者（人）	2,926	2,786	2,801	1,787
	予備群（人）	438	381	413	266
	目標（%）	10.0	14.0	13.0	12.0
	実績（%）	15.0	13.7	14.7	14.9
	計画比（ポイント）	-5.0	0.3	-1.7	-2.9
女性	受診者（人）	3,480	3,381	3,322	2,124
	予備群（人）	195	150	159	104
	目標（%）	5.0	5.3	5.3	5.2
	実績（%）	5.6	4.4	4.8	4.9
	計画比（ポイント）	-0.6	0.9	0.5	0.3

■計画

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
男性	目標（%）	10.0	10.0	10.0
女性	目標（%）	5.0	5.0	5.0

メタボリックシンドローム該当者（40～74 歳）

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
男性	受診者（人）	2,926	2,786	2,801	1,787
	該当者（人）	918	937	944	602
	目標（%）	25.0	28.0	27.5	27.0
	実績（%）	31.4	33.6	33.7	33.7
	計画比（ポイント）	-6.4	-5.6	-6.2	-6.7
女性	受診者（人）	3,480	3,381	3,322	2,124
	該当者（人）	442	433	410	263
	目標（%）	10.0	11.5	11.0	10.5
	実績（%）	12.7	12.8	12.3	12.4
	計画比（ポイント）	-2.7	-1.3	-1.3	-1.9

■計画

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
男性	目標（%）	25.0	25.0	25.0
女性	目標（%）	10.0	10.0	10.0

② 後期高齢者健診

75 歳以上の高齢者を対象とした健康診査は、新潟県後期高齢者医療広域連合から、燕市が委託を受けて実施します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者（人）	12,222	12,523	12,771	12,541
	受診者（人）	3,197	3,384	3,317	3,261
	受診率（%）	26.2	27.0	26.0	26.0
実績	対象者（人）	12,148	12,365	12,598	12,706
	受診者（人）	2,901	2,951	3,100	1,110
	受診率（%）	23.9	23.9	24.6	8.7
計画比	対象者（%）	99.4	98.7	98.6	101.3
	受診者（%）	90.7	87.2	93.5	34.0
	受診率（ポイント）	-2.3	-3.1	-1.4	-17.3

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診率（%）	26.0	26.0	26.0

③ 各種がん検診（65歳以上）

がん検診の受診率向上を図るため、定期受診による健康管理の重要性を普及啓発するとともに受診勧奨の実施、医療機関検診、休日検診など受診者が受けやすい検診体制づくりに努めています。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
肺がん 検診	対象者（人）	16,896	17,078	17,285	17,285
	受診者（人）	7,093	7,054	7,127	5,701
	目標（%）	—	47.0	47.8	48.5
	実績（%）	42.0	41.3	41.2	33.0
	計画比（ポイント）	—	-5.7	-6.6	-15.5
胃がん 検診	対象者（人）	16,896	17,078	17,285	17,285
	受診者（人）	2,761	2,588	2,524	2,019
	目標（%）	—	32.2	36.7	41.1
	実績（%）	16.3	15.2	14.6	11.7
	計画比（ポイント）	—	-17.0	-22.1	-29.4
大腸がん 検診	対象者（人）	16,896	17,078	17,285	17,285
	受診者（人）	5,573	5,453	5,667	4,533
	目標（%）	—	40.7	43.0	45.3
	実績（%）	33.0	31.9	32.8	26.2
	計画比（ポイント）	—	-8.8	-10.2	-19.1
乳がん 検診	対象者（人）	10,391	10,491	10,565	10,565
	受診者（人）	1,280	1,039	1,138	910
	目標（%）	—	41.9	43.9	45.9
	実績（%）	21.5	21.9	20.6	19.3
	計画比（ポイント）	—	-20.0	-23.3	-26.6
子宮がん 検診	対象者（人）	9,112	9,211	9,206	9,206
	受診者（人）	1,644	1,602	1,661	1,328
	目標（%）	—	60.9	61.0	61.5
	実績（%）	22.3	21.3	21.5	21.2
	計画比（ポイント）	—	-39.6	-39.5	-40.3

※ 受診率は第2次燕市総合計画に基づき平成30年度から変更されているため、平成29年度の目標（%）、計画比（%）は記載していません。

＜肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診受診率の計算式＞

「当該年度の受診者数」/「当該年度の対象者数」×100

＜乳がん検診・子宮がん検診受診率の計算式＞

（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度および当該年度における2年連続受診者数」）/「当該年度の対象者数」×100

【当該年度の対象者数】

（国勢調査人口）－（就業者数）＋（農林水産業者数）－（要介護4・5の者の数）－調整値

※ 各種がん検診については、健康増進計画と重複するため、本計画では計画値を設定しません。

④ その他の健（検）診

各種健（検）診の受診率が向上するよう啓発活動を行います。

骨粗しょう症検診（65歳・70歳女性）

骨粗しょう症の早期発見・早期治療につなげるとともに栄養・運動等の生活習慣を見直し、骨折予防を目指します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者（人）	－	1,287	1,263	1,148
	受診者（人）	－	270	278	264
	受診率（％）	－	21.0	22.0	23.0
実績	対象者（人）	1,259	1,267	1,260	1,253
	受診者（人）	278	300	295	198
	受診率（％）	22.1	23.7	23.4	15.8
計画比	対象者（％）	－	98.4	99.8	109.1
	受診者（％）	－	111.1	106.1	75.0
	受診率（ポイント）	－	2.7	1.4	-7.2

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診率（％）	23.5	23.5	23.5

糖尿病検診（65～70 歳）

糖尿病予防のため、健康診査の結果で軽度糖代謝異常の人を対象に 75g ブドウ糖負荷試験を実施し、検診時には健康教育も併せて行い生活習慣の改善や受診行動につなげています。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者（人）	180	310	300	290
	受診者（人）	58	47	45	44
	受診率（％）	32.2	15.2	15.0	15.2
実績	対象者（人）	315	395	335	215
	受診者（人）	47	75	57	未実施
	受診率（％）	14.9	19.0	17.0	－
計画比	対象者（％）	175.0	127.4	111.7	74.1
	受診者（％）	81.0	160.0	126.7	－
	受診率（ポイント）	-17.3	3.8	2.0	－

※糖尿病検診については、健康教育と重複するため、本計画では計画値を設定しません。

歯周疾患検診（70 歳）

歯周疾患の早期発見・早期治療を目指し、市内協力医療機関において、口腔内検査による歯周疾患検診を実施します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者（人）	－	1,809	1,838	1,599
	受診者（人）	－	289	312	288
	受診率（％）	－	16.0	17.0	18.0
実績	対象者（人）	1,408	1,382	1,383	1,203
	受診者（人）	160	156	128	125
	受診率（％）	11.4	11.3	9.3	10.4
計画比	対象者（％）	－	76.4	75.2	81.3
	受診者（％）	－	54.0	41.0	34.7
	受診率（ポイント）	－	-4.7	-7.7	-7.6

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診率（％）	10.4	10.4	10.4

長寿歯科健診（76歳・80歳）

高齢者自身が口腔機能維持を実践し、口から食べられる喜びを実現させ、充実した生活が送られるよう、高齢者の特性を踏まえた歯科健診を実施します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者（人）	1,969	1,707	1,875	1,719
	受診者（人）	492	171	244	206
	受診率（%）	25.0	10.0	13.0	12.0
実績	対象者（人）	1,932	1,717	1,882	1,724
	受診者（人）	194	144	206	207
	受診率（%）	10.0	8.4	10.9	12.0
計画比	対象者（%）	98.1	100.6	100.4	100.3
	受診者（%）	39.4	84.2	84.4	100.5
	受診率（ポイント）	-15.0	-1.6	-2.1	0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診率	13.0	14.0	15.0

2. 保健事業

① つばめ元気かがやきポイント事業（65 歳以上）

いつでも・どこでも・気軽に・自分のペースで・自分に合った健康づくりに取り組み、健康行動の習慣化を目指した「つばめ元気かがやきポイント事業」は、中高齢者を中心に登録を推進し、その後、働きざかり世代や子どもたちの参加を促進するため、ウェブサイトや「こども手帳」を導入して参加世代の拡大を進めてきました。

高齢者に対しては、望ましい健康習慣定着を図る毎日の記録や自分に合った健康イベントへの参加促進、生活習慣病予防、フレイル予防等の啓発に関する内容を掲載した「つばめ元気かがやきポイント手帳」を配布し、健康行動の定着を図ります。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	配布件数（件）	35	4,400	4,800	5,720
実績	配布件数（件）	21	4,560	4,384	4,000
計画比	配布件数（%）	60.0	103.6	91.3	69.9

※ 平成 29 年度は「健康手帳」の交付件数。

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配布件数（件）	4,000	4,000	4,000

② 特定保健指導（65 歳～74 歳）

特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者および予備群を対象に特定保健指導を実施します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	指導率（%）	57.0	57.5	58.0	58.5
実績	対象者（人）	486	428	483	309
	実施者（人）	273	324	357	226
	指導率（%）	56.2	75.7	73.9	73.1
計画比	指導率（ポイント）	-0.8	18.2	15.9	14.6

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指導率（%）	73.5	73.5	73.5

③ 人生 100 年時代の健康サポート事業～高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施～

健康診査・医療・介護・後期高齢に関するデータを相互に連携して、健康づくり・重症化予防・介護予防を一体的に行い、いつまでも健やかに過ごせる社会を実現するため、市民一人ひとりの人生 100 年時代に向けた健康づくりを進めます。

「人生 100 年時代の健康サポート事業」

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ^{*1}）

ア 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ^{*2}）

通いの場等において、データ分析等により把握した地域の健康課題をもとに、フレイル予防などの健康教育、健康相談等を実施

事業の実施にあたっては、庁内の関係部署（保健・医療・介護）や地域包括支援センター等が連携し、高齢者の心身の課題に対し保健事業に介護予防の視点を取り入れ、細やかな支援を実施します。

④ 健康教育（65 歳以上）

感染対策を講じ、新しい生活様式を踏まえた健康教育を実施します。

加齢に伴う身体機能の低下や病気になる方が増加するため、生活習慣病の予防や健康増進などに関する知識を身に付け、自らの健康管理や健康づくり活動ができるように地区組織や医療機関などと連携を取りながら、一層の支援を進めていきます。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	実施回数（回）	830	1,160	1,170	1,180
	延べ参加者（人）	11,300	19,100	19,200	19,300
実績	実施回数（回）	1,185	1,226	1,216	610
	延べ参加者（人）	19,754	21,375	21,808	11,000
計画比	実施回数（%）	142.8	105.7	103.9	51.7
	延べ参加者（%）	174.8	111.9	113.6	57.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	1,200	1,200	1,200
延べ参加者（人）	16,800	16,800	16,800

*1 ハイリスクアプローチ：疾患の発症リスク（危険性）の高い対象者に介入し、疾病を予防する方法

*2 ポピュレーションアプローチ：健康障害のリスク改善に向け、集団全体に働きかける方法

⑤ 健康相談（65 歳以上）

感染対策を講じつつ、生活習慣の改善や健康増進を目指し効果的なツールや媒体等を活用しながら、一人ひとりに合わせた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行います。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	実施回数（回）	310	210	210	210
	延べ参加者（人）	3,100	2,100	2,100	2,100
実績	実施回数（回）	214	212	173	90
	延べ参加者（人）	1,964	1,854	1,478	740
計画比	実施回数（%）	69.0	101.0	82.4	42.9
	延べ参加者（%）	63.4	88.3	70.4	35.2

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	180	180	180
延べ参加者（人）	1,530	1,530	1,530

⑥ 訪問事業（65 歳以上）

健診受診者に対して、健診結果から高血圧、高血糖、脂質異常、腎機能低下、心電図異常のある人や、医療機関からの保健指導依頼のあった人に栄養士、保健師、看護師による訪問指導を実施します。また、オーラルフレイル予防として、歯科衛生士による訪問指導を行うほか、健康相談の必要な方への訪問を実施します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	延べ被指導者（人）	370	220	220	220
実績	延べ被指導者（人）	270	300	359	220
計画比	延べ被指導者（%）	73.0	136.4	163.2	100.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ被指導者（人）	360	360	360

⑦ 機能訓練事業（65歳以上）

健康運動指導士による軽運動や作品づくり等を通じて、参加者の心身機能の維持向上に取り組むとともに、参加者同士の交流を通して心の健康の保持増進を図ります。

令和3（2021）年度以降は健康教育と一体的に実施します。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	実施回数（回）	12	12	12	12
	延べ参加者（人）	300	300	300	300
実績	実施回数（回）	15	15	14	13
	延べ参加者（人）	326	218	279	169
計画比	実施回数（%）	125.0	125.0	116.7	108.3
	延べ参加者（%）	108.7	72.7	93.0	56.3

※ 機能訓練事業については、令和3年度以降は「健康教育」と一体的に実施するため本計画では計画値を設定しません。

3. 食育事業

総合的な地域ぐるみの食育推進の視野を持ち、健全な食習慣の実践、食の循環や環境への配慮、食文化伝承、多様な暮らしや新しい生活様式への対応を強化することにより、食を通して健やかで心豊かになることを目指し、「食育プランつばめ（第2次燕市食育推進計画）」に基づき関係者と協働による事業の展開を図ります。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	実施回数（回）	30	50	50	50
	延べ参加者（人）	2,800	13,000	13,000	13,000
実績	実施回数（回）	40	49	45	24
	延べ参加者（人）	9,688	6,290	5,771	2,180
計画比	実施回数（%）	133.3	98.0	90.0	48.0
	延べ参加者（%）	346.0	48.4	44.4	16.8

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	45	45	45
延べ参加者（人）	5,800	5,800	5,800

4. 訪問歯科相談事業（歯っぴー相談）

初めて要介護3に認定された在宅の方への「歯っぴー相談」を燕・弥彦在宅歯科医療連携室の歯科衛生士の訪問で実施します。口腔ケアで肺炎を予防し介護状態の悪化を防ぎ、咀嚼・嚥下機能を維持・回復することで、生活の質の向上を図ります。

県の訪問歯科健診事業は、県予算の関係で平成30（2018）年11月に終了となり、令和（2019）年8月に再開したものの、再び急に終了する可能性があるということです。

そのため、令和元（2019）年12月から燕・弥彦在宅歯科医療連携室の協力を得て歯っぴー相談を開始しました。今後は歯っぴー相談の利用者数を評価していくこととします。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	県の訪問歯科健診 受診者数（人）	28	30	32	34
	歯っぴー健診 受診者数（人）	10	12	14	16
実績	県の訪問歯科健診 受診者数（人）	13	5	10	8
	歯っぴー健診 受診者数（人）	11	4	2	5
計画比	県の訪問歯科健診 受診者数（%）	46.4	16.7	31.3	23.5
	歯っぴー健診 受診者数（%）	110.0	33.3	14.3	31.3

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯っぴー相談利用者（人）	5	6	7

2 いきいきと活躍できる地域社会づくり

(1) 高齢者の社会参加と活動の場の整備

地域社会を支えるためには高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手になることが期待されます。

また、高齢者の社会参加は転倒やうつ傾向のリスクを低下させ、介護予防に効果があることがわかっています。

高齢者が生涯学習やスポーツ活動、趣味活動等に積極的に参加するなど、生きがいを持って生活していけるよう、就労や活動の場を提供します。

1. 社会参加事業

① 敬老事業

75歳以上の高齢者を対象に、それぞれの地域において敬老会事業を開催します。なお、燕地区においては、公民館事業として実施し、吉田地区、分水地区においては、まちづくり協議会へ事業を委託して実施します。

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、敬老会対象者全員に市内店舗で利用できるクーポン券の贈呈を行いました。

新型コロナウイルスの収束の目途がたたない現状においては、安心して参加できる新たな敬老事業のあり方が課題となっています。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	敬老会参加者数（人）	2,750	2,900	2,900	2,900
	敬老記念品等贈呈対象者数（人）	700	600	600	600
実績	敬老会参加者数（人）	2,798	2,721	2,741	未実施
	敬老記念品等贈呈対象者数（人）	564	623	497	539
計画比	敬老会参加者数（%）	101.7	93.8	94.5	—
	敬老記念品等贈呈対象者数（%）	80.6	103.8	82.8	89.8

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老会参加者数（人）	2,900	2,900	2,900
敬老記念品等贈呈対象者数（人）	600	600	600

② 高齢者の学習活動

高齢者および一般市民が、気軽に参加できる「つばめ目耕塾」などの講座や教室を開催し、学習の機会を提供することで、地域への関心を深め、いきいきとした人生を送るための手助けとなるように、内容の充実に努めます。

また、地域活動を進めるうえで必要な実践力を身につけてもらえるよう、公民館で活動する高齢者や各種サークル等への情報提供など、様々な面から支援します。

③ 高齢者のスポーツ活動

高齢者が健康でいきいきと暮らせるように、運動やスポーツをしたことのない人でも気軽にできる高齢者スポーツや、健康維持に効果のある運動プログラムを紹介し、興味や関心を持つきっかけづくりを図ります。

また、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ推進団体、社会福祉協議会や老人クラブ連合会などの関係団体と連携し、高齢者が無理なく参加できるスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、スポーツ活動を支援します。

2. 施設の利用

① 老人福祉センター

高齢者の健康増進とレクリエーションのために、老人福祉センター（2 か所）の運営や運営費の補助を行います。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数（人）	35,000	35,000	35,000	35,000
実績	利用者数（人）	23,174	19,784	16,717	10,000
計画比	利用者数（%）	66.2	56.5	47.8	28.6

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	17,000	17,000	17,000

3. 就労支援

① シルバー人材センター運営費補助事業

高齢者の就業の援助を通して、生きがいの充実や社会参加の推進を目的に活動を行うシルバー人材センターの運営費に補助金を交付し、事業の支援を行います。

また、健全運営が維持できるよう、会員組織活動の強化や業務発注量の拡大などについても活動を広報等で周知するとともに、積極的に支援します。

4. 老人クラブ活動の支援

① 老人クラブ補助事業

単位老人クラブと老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、健康づくりや介護予防、高齢者の孤立防止や交通安全、防災など、広い範囲において社会貢献の担い手として重要な役割を担っています。

会員数の減少について、高齢者の孤独防止の観点からも歯止めをかけるため、事務局と連携し老人クラブの育成指導と会員相互の親睦を図るとともに、会員増加策の支援を行います。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	クラブ数 (クラブ)	84	85	85	85
	会員数 (人)	4,300	4,100	4,100	4,100
実績	クラブ数 (クラブ)	85	81	78	78
	会員数 (人)	4,049	3,830	3,588	3,404
計画比	クラブ数 (%)	101.2	95.3	91.8	91.8
	会員数 (%)	94.2	93.4	87.5	83.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
クラブ数 (クラブ)	78	78	78
会員数 (人)	3,400	3,400	3,400

5. 外出支援

① 公共交通運行事業

高齢者世帯や高齢者人口の増加により、交通手段を持たない世帯が増えていくと考えられます。市全体の公共交通網を形成することで、高齢者を含めた市民が住み慣れた地域で日常生活を安心して過ごすことができるように、循環バス「スワロー号」、予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」及び弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」の運行を継続していきます。

今後も高齢者を含めた市民の外出機会の一助として、市民のニーズに対応した公共交通の充実に取り組みます。

3 地域全体で支える基盤整備

(1) 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が支援や介護を要する状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者の日々の見守りや生活支援、災害時の備えなどが、ますます重要となっています。また、認知症のケアや介護する家族への支援など一層の充実が必要です。

このため、民生委員・児童委員、自治会、まちづくり協議会、警察、消防や地域包括支援センター等と連携し、相談支援や医療、介護サービス等の提供とともに、互いに支えあう取り組みを促進し、地域包括ケアシステムを推進します。また、高齢者等の安全確保のため、緊急時における連絡体制の整備に努めます。

1. 災害や感染症対策に係る体制整備

① 避難行動要支援者名簿の整備

災害時に自力または家族の支援だけで避難することが困難な方を、本人から同意を得たうえで避難行動要支援者名簿に登録し、災害時における安否確認、避難支援や、平時における地域での見守り活動に役立てるとともに、災害対策の実効性を高めます。

また、個人情報の取り扱いに配慮し、名簿の更新については、自治会長や民生委員児童委員などと連携を図りながら推進していきます。

② 福祉避難所の設置・運営

災害時に指定避難所での避難生活を送ることが困難な高齢者や、障がい者などの方が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成しましたが、全国的に災害の頻発化・激甚化が進んできていることに加え、新たに感染症への不安も続いている現状を踏まえ、より現状に即したマニュアルへと更新し、実効性を高めるとともに、福祉避難所の設置拡充を図ります。

また、広域的災害支援体制の構築については、燕市地域防災計画と整合性を図ります。

③ 大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行に関する備え

大規模な災害の発生や世界的な感染症の流行などは予測不可能であり、様々な対応が必要となります。平時からの備えが重要であることから、防災や感染症対策についての周知啓発を図り、介護事業所等における避難訓練や研修の実施、必要物資の備蓄、県等と連携した災害・感染症発生時の応援体制などを支援していきます。

なお燕市では、新型コロナウイルス感染症対策として、介護サービス従事者などへのPCR検査への補助事業を行っており、安全・安心な介護サービスの提供に努めています。

(2) 在宅サービスと施設サービスの提供

地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、また、生活支援サービスや施設サービス等を利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されるよう、生活支援サービス等の充実に努めます。

1. 在宅サービスの充実

① 配食サービス事業

おおむね 70 歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯で世帯員全員が要支援、要介護認定を受けている人などを対象に、週 2 回以内の配食サービスを実施します。ケアマネジャー等の協力を得ながら安否確認を必要とする方の利用を進めます。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数 (人)	125	110	110	110
実績	利用者数 (人)	98	80	90	105
計画比	利用者数 (%)	78.4	72.7	81.8	95.5

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (人)	110	110	110

② 緊急通報システム設置事業

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病や災害時に迅速な対応を図るために、緊急通報装置を貸与します。

また、月に 1 度、あんしんセンターから連絡を入れ、利用者の見守りを行います。

今後も、高齢者がさらに安心して在宅で生活ができるよう支援していきます。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数 (人)	150	138	139	140
実績	利用者数 (人)	131	129	130	135
計画比	利用者数 (%)	87.3	93.5	93.5	96.4

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (人)	135	135	135

③ 徘徊高齢者家族支援サービス（高齢者徘徊探知システム貸与事業）

徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族を対象に、認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるようにするため、探知器（携帯 GPS）を貸与します。

地域包括支援センターなどと連携して利用の促進を図ります。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数（人）	9	2	2	2
実績	利用者数（人）	2	1	3	2
計画比	利用者数（%）	22.2	50.0	150.0	100.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	3	3	3

④ 老人日常生活用具給付事業

65 歳以上のひとり暮らしで、認知症や心身機能が低下している人を対象に、在宅生活における安全を図るために、火災警報器、自動消火器および電磁調理器の給付を行います。

地域包括支援センターなどと連携して利用の促進を図ります。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数（人）	3	5	5	5
実績	利用者数（人）	0	2	1	2
計画比	利用者数（%）	0.0	40.0	20.0	40.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	3	3	3

⑤ 高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業

おおむね 65 歳以上の高齢者で、要支援・要介護認定を受けている人などを対象に、世帯の収入の状況に応じて、バリアフリーなど、自宅の改造に要する費用の一部を補助します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数 (人)	20	20	20	20
実績	利用者数 (人)	23	8	18	20
計画比	利用者数 (%)	115.0	40.0	90.0	100.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (人)	25	25	25

⑥ 福祉タクシー介護料金助成事業

要介護 3 以上の認定者で、自宅や施設、病院間の移動に福祉タクシーを利用する際、ストレッチャーを使用しなければ移動ができない方を対象に、ストレッチャー利用介護料金の一部を助成します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	利用者数 (人)	19	8	8	8
実績	利用者数 (人)	6	9	10	10
計画比	利用者数 (%)	31.6	112.5	125.0	125.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (人)	10	10	10

⑦ 寝具乾燥サービス事業

要介護3以上の認定者で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具乾燥・消毒および丸洗いの費用を助成します。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	利用者数(人)	40	33	31	29
実績	利用者数(人)	35	32	40	45
計画比	利用者数(%)	87.5	97.0	129.0	155.2

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	45	50	50

⑧ 紙おむつ支給事業

要介護1から要介護5の認定者で常時紙おむつを必要とする方を対象に、経済的負担の軽減を図るために、紙おむつ券を支給します。

今後の事業継続については、国の動向を注視するとともに、県内他市町村の状況や市の財政負担を考慮しながら適正な対象者及び支給額を検討します。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	利用者数(人)	1,668	1,550	1,550	1,550
実績	利用者数(人)	1,489	1,483	1,562	1,600
計画比	利用者数(%)	89.3	95.7	100.8	103.2

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1,600	1,630	1,670

※今後の検討状況に応じて数値に変更が生じる場合があります。

⑨ 訪問理美容サービス助成事業

要介護3以上の認定者を対象に、市内の理美容店の出張理美容サービス費用の助成を行います。

令和2（2020）年度からサービスの対象を理美容店に拡大したため、美容室を利用できることについて周知を図ります。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	利用者数（人）	45	45	45	45
実績	利用者数（人）	54	42	47	55
計画比	利用者数（%）	120.0	93.3	104.4	122.2

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	55	60	60

⑩ 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業

市民税非課税世帯で一定の要件に該当する方を対象に、社会福祉法人等が提供するサービス費用の利用者負担額軽減制度を実施します。

受給者に対して、年に1度更新の勧奨案内を送付するとともに、制度の周知を図ります。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	対象者数（人）	実施	190	194	199
	助成法人数（法人）	実施	12	12	12
実績	対象者数（人）	162	165	149	150
	助成法人数（法人）	10	10	10	10
計画比	対象者数（%）	—	86.8	76.8	75.4
	助成法人数（%）	—	83.3	83.3	83.3

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数（人）	155	155	155
助成法人数（法人）	10	10	10

⑪ 在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業

市民税非課税世帯で一定の要件を満たす生計困難者が在宅で自立した生活を営めるようにするために、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業」とは別に、在宅の介護保険サービス利用料の一部を軽減します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	対象者数 (人)	40	20	20	20
実績	対象者数 (人)	13	9	10	10
計画比	対象者数 (%)	32.5	45.0	50.0	50.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数 (人)	10	10	10

⑫ 救急医療情報キット配布事業

救急医療情報キットとは、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「服薬内容(写)」「持病」などの医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

本市では、救急医療情報キットを無料で配付します。

2. 施設サービスの充実

① 養護老人ホーム入所措置事業

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者等で環境上および経済的理由により在宅での生活が困難な方を対象とした入所施設です。

近隣の市との連携により入所施設の確保を図るとともに、入所者に対して必要な支援を行います。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	入所者数（人）	28	28	28	28
実績	入所者数（人）	28	26	22	25
計画比	入所者数（%）	100.0	92.9	78.6	89.3

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入所者数（人）	28	28	28

② 生活支援ハウス運営事業

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの方で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため独立して生活することに不安な方を対象とした入所施設で、令和2（2020）年度の定員は10人となっています。

生活支援員を配置し、介護機能、居住機能および交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。

■実績

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	入所者数（人）	9	10	10	10
実績	入所者数（人）	8	9	10	10
計画比	入所者数（%）	88.9	90.0	100.0	100.0

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入所者数（人）	10	10	10

(3) 介護人材の確保・育成

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年に向け、介護を支える従事者の深刻な人材不足が懸念されています。更なる高齢化社会を見据え、地域包括ケアシステムを確立していくためには、介護人材をいかに確保するかが大きな課題となります。

① 介護の担い手研修

介護の専門資格がない人を対象にした介護の入門的な研修として、年2回開催します。介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型サービス(サービスA)に従事する資格が得られます。また、地域で住民主体の活動を実施するために必要な知識と技術を習得したいという人も対象としています。

② 介護人材確保育成事業

市内に住所がある介護事業所を対象に、事業所が負担する介護職員初任者研修・実務者研修受講費用、喀痰吸引等研修受講費用および介護福祉士資格取得に係る費用の一部を補助することにより、介護の現場で必要な資格の取得を支援し、市内の介護事業所に勤務する介護職員のスキルアップを図り、処遇改善と定着促進を図ります。

■実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
目標	対象事業所数 (事業所)		22	22	22
	対象職員数(人)		80	80	80
実績	対象事業所数 (事業所)	32	23	25	20
	対象職員数(人)	63	55	43	30
計画比	対象事業所数 (%)		104.5	113.6	90.9
	対象職員数(%)		68.8	53.8	37.5

■計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業所数 (事業所)	25	25	25
対象職員数(人)	30	30	30

③ 燕市次世代を担うキャリアテン介護職員等表彰事業 介護・福祉学びの収穫祭

介護の魅力発信とイメージアップとともに介護人材の確保・定着を図ります。

燕市次世代を担うキャリアテン介護職員等表彰事業では、介護職員等が自信と意欲を持って働き続けていただけるよう、次世代を担う若手職員（勤続10年以上）を表彰します。

また、表彰式に合わせ、介護職場のイメージアップを図るため「介護・福祉学びの収穫祭」を開催し、各事業所のPRポスター掲示や介護職員への感謝・応援メッセージの募集と展示、介護・福祉に関する各種講座を実施します。

④ 業務効率化の取り組みの強化

介護職員等に係る業務負担を軽減することにより介護人材の確保・定着を図ります。

業務効率化の観点において県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めます。

国や県が補助するICT化や介護ロボット導入支援などの各種補助制度について情報提供します。

4 地域における相互支援システムづくり

（1）高齢者の家族への支援

家族介護者は、身体的な負担とともに精神的に負担を強いられています。認知症関連事業と介護サービスや高齢者福祉サービスの充実を図りながら、地域の社会資源を活かした一体的な取り組みにより、認知症高齢者や家族等への支援の充実に努めます。

1. 高齢者の家族への支援

① 家族介護者交流事業

認知症の人や認知症の人を介護している家族、専門職、認知症サポーター、地域で暮らす人、誰もが自由に集える認知症カフェ、「オレンジリングカフェ」を市役所で定期的を開催し、認知症に対する知識の普及、最新情報の提供、介護予防（脳トレーニング）の体験等を行います。また、継続して参加してもらうため、地域の脳神経内科の医師や認知症サポート医からのミニセミナー、ハンドアロママッサージ体験、甘味の提供と栄養講座等、メイン企画の内容を毎回変えて開催します。

誰もが地域の身近なサポーターになれるように認知症の知識の普及を行うとともに、認知症の人やその家族の交流により、心身のリフレッシュを図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数を制限せざるを得ないため、実施方法等について検討します。

■実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
実施回数 (回)	4	4	4	3
延べ参加者数 (人)	141	169	159	75

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	4	4	4
延べ参加者数 (人)	100	100	100

② 生活支援短期入所事業

介護者の急な事情などにより、一時的に自宅などでの介護が困難な高齢者を対象に、介護保険サービスとは別に、短期入所事業を実施します。

■実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	延べ利用者数 (人)	60	70	70
実績	延べ利用者数 (人)	71	47	30
計画比	延べ利用者数 (%)	118.3	67.1	42.9

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数 (人)	60	60	60

③ 在宅介護手当支給事業

在宅で要介護 3 以上の認定を受けている人を介護する家族を対象に、介護者の精神的、経済的な負担の軽減を図るために、在宅介護手当を支給します。

■実績

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
目標	支給人数 (人)	754	685	685
実績	支給人数 (人)	672	572	600
計画比	支給人数 (%)	89.1	83.5	87.6

■計画

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支給人数 (人)	685	685	685

2. 家族等介護者の支援

家族等の介護者が抱えている問題は、精神面や体力での疲れなど自身の健康、仕事との両立、経済面等、多岐にわたります。

地域での孤立を防ぎ、精神的な負担の軽減を図ることを目的に、介護者サロン（燕地区1か所・吉田地区1か所）、分水地区介護者のつどい（分水地区1か所）、認知症の人と介護者のつどい（吉田地区1か所）の他、認知症カフェ（市内12か所）が開催されています。

介護者のつどいを継続し家族介護者が地域で孤立しないよう支援します。

また、介護離職防止のために、地域包括支援センターや労働部局等と連携し、家族介護者の相談窓口や支援制度の周知を行い、介護しながら働き続けることができる地域を目指します。

3. 地域で支え合う仕組みづくり

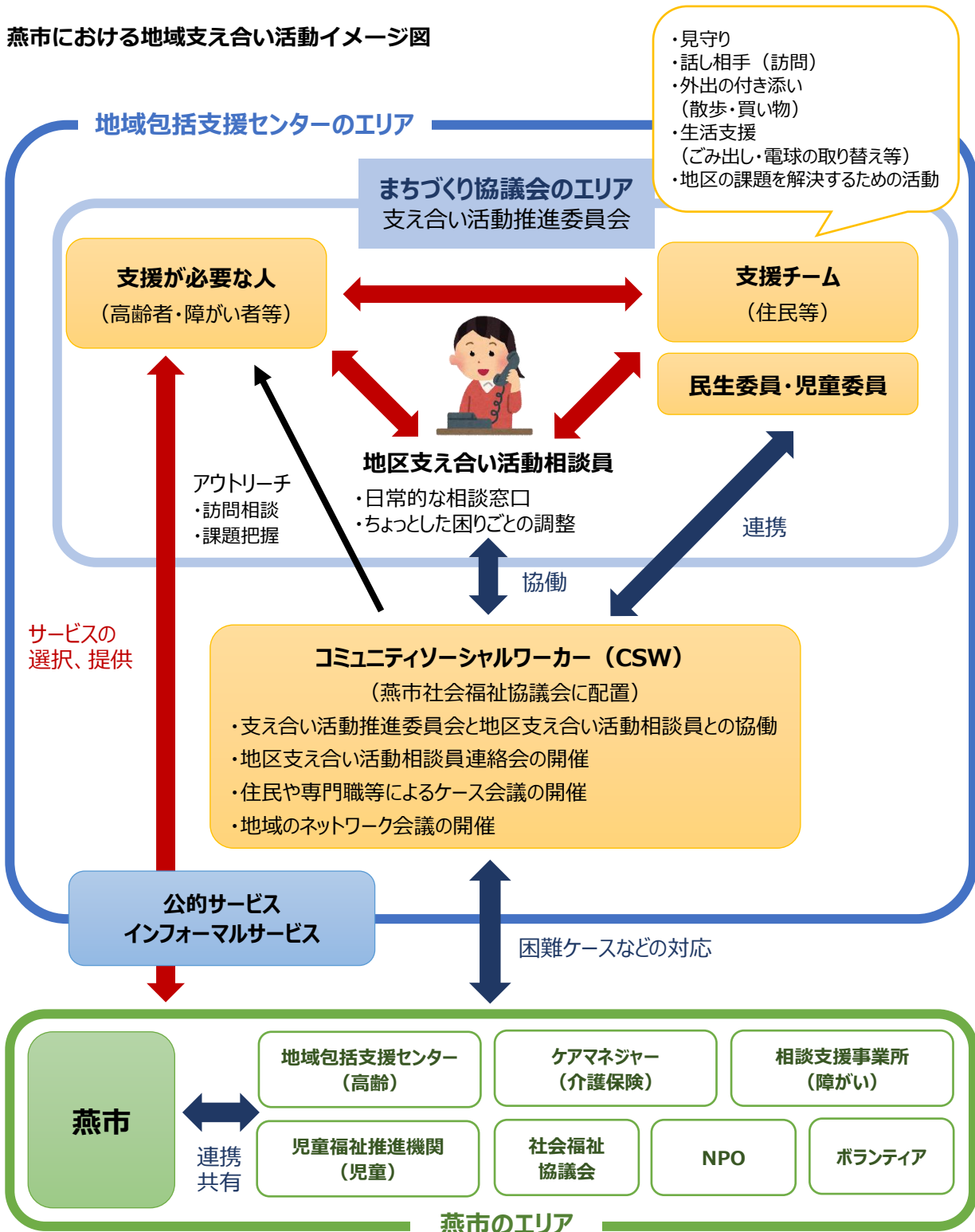
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者が年々増加していることから、地域で支え合う仕組みづくりをさらに進めていくことが必要です。

まちづくり協議会の地区ごとに支え合い活動推進委員会を立ち上げ、ふれあいサロンなどの通いの場の設置やワークショップの開催等、特色を持って地域の課題に取り組んでいます。現在7か所の支え合い活動推進委員会を、令和3（2021）年度末までに市内13か所のすべてのまちづくり協議会で立ち上げ、社会福祉協議会と連携し、住民相互の支え合い活動や見守りなど「地域共生社会」の実現に向けて支援するとともに、福祉のまちづくりを推進します。

新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛による閉じこもりや引きこもり対策として、通いの場の必要性が高まっています。感染防止対策との両立が大きな課題となりますが、高齢者等の閉じこもり防止や社会参加を促すために、通所型サービスBや介護予防の自主グループなど通いの場の拡大を目指します。

新たな通いの場の立ち上げや活動の継続のために、補助金制度の拡充や介護予防サポーターの養成を実施していきます。

燕市における地域支え合い活動イメージ図

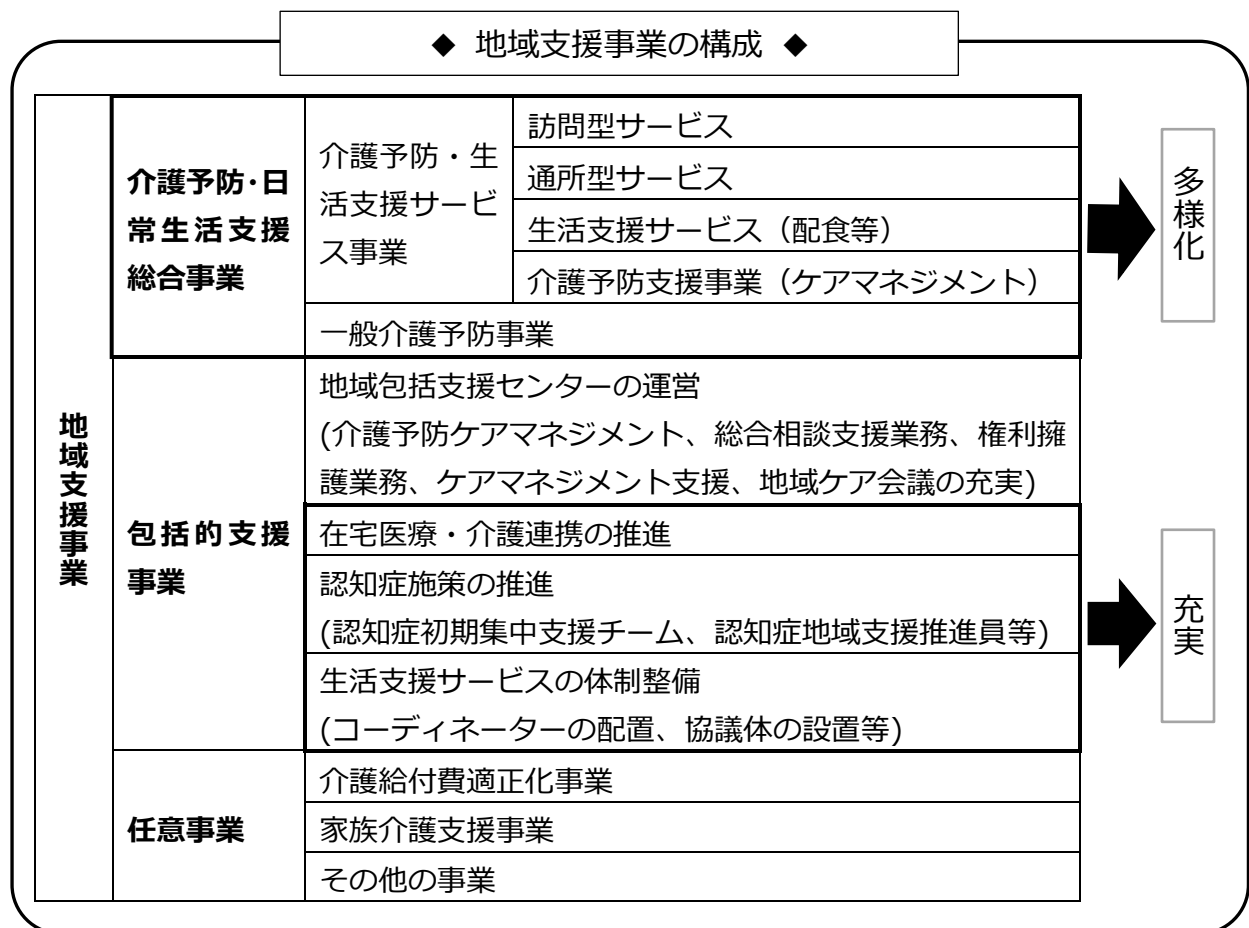


第5章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

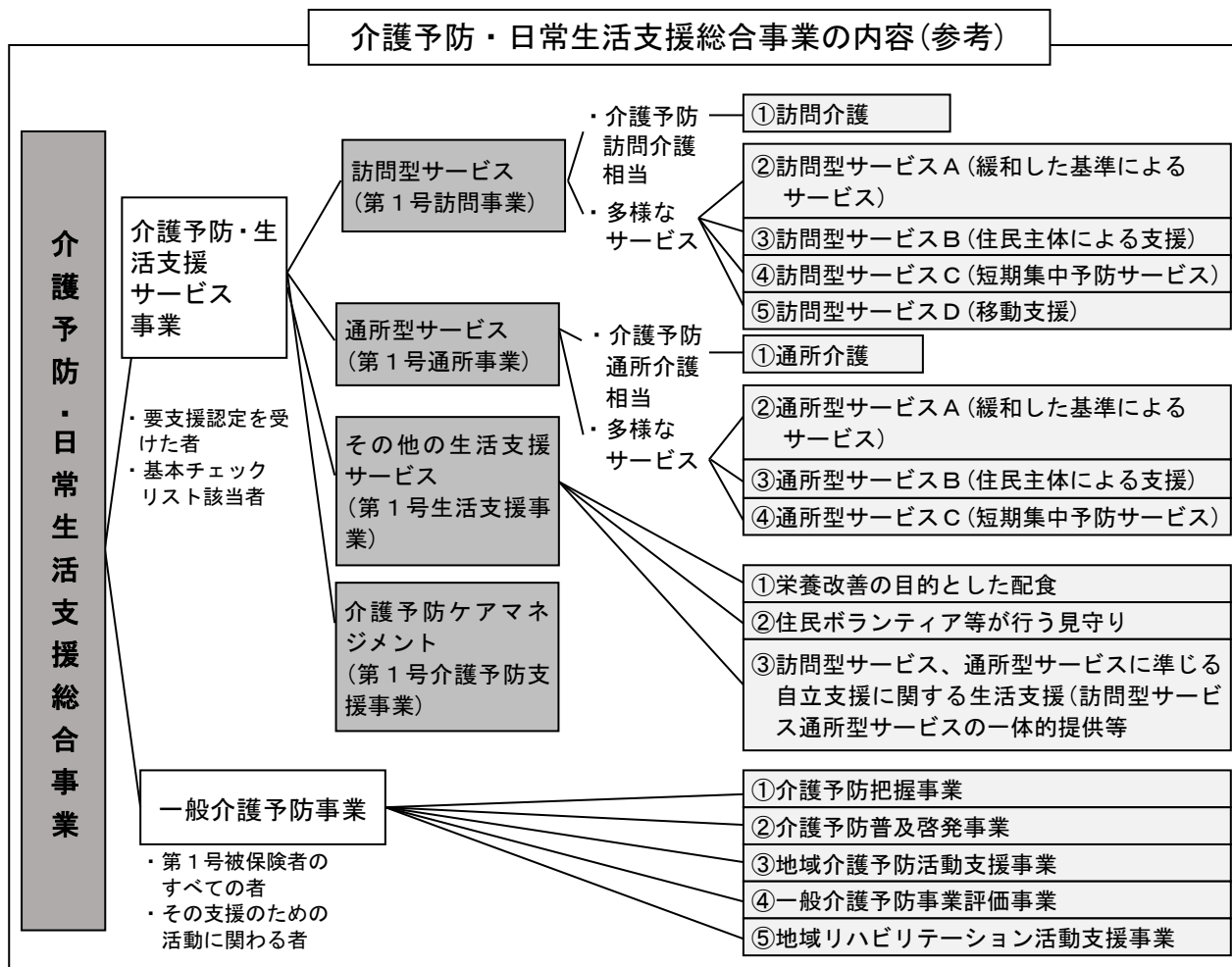
地域支援事業は、高齢者が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、実施する事業です。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業により構成されています。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険の制度改正により、介護保険サービスの予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業へ移行しました。これに伴い、従来の地域支援事業の中の介護予防事業が見直され、この訪問介護・通所介護（予防給付）を含んだ介護予防・日常生活支援総合事業へと移行しています。



介護予防・日常生活支援総合事業の一翼を担う介護予防・日常支援サービス事業は、訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス・介護予防ケアマネジメントで構成されています。

介護予防・日常支援サービス事業の対象者は、制度改正前の要支援者に相当する人ですが、制度改正後は、要支援認定を受けている人に限らず、基本チェックリストの該当者であれば、要支援者に相当する状態の人として、事業対象者とすることができます。

1. 介護予防・生活支援サービス事業

- ＜対象者＞
- ・ 要支援認定を受けた方（要支援者）
 - ・ 基本チェックリスト該当者

◇ 訪問型サービス

1) 訪問介護（旧介護予防訪問介護相当のサービス）

1 事業所が撤退しましたが、1 事業所が新規に開設し、事業所数としては 6 か所のままサービス提供ができていますが、事業所からは、ヘルパーの高齢化や職員不足の声が上がっています。事業所のサービス提供体制を確認し、必要なサービス量を確保していきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ利用者 人数	目標（人）	750	770	790
	実績（人）	535	649	790
	計画比（%）	71.3	84.3	100.0

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者人数（人）	800	820	840

2) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

有資格のヘルパーが家事支援サービスを提供している事業所が多くなっています。
訪問型サービスAの利用件数は減少傾向にあります。

令和2（2020）年10月から、燕市シルバー人材センターの会員が介護の担い手研修を受け訪問型サービスAの提供を開始しました。訪問型サービスAの件数の減少に歯止めがかかる見通しです。

有資格のヘルパーが身体介護に従事し、担い手研修修了者が訪問型サービスAで家事支援に従事するような役割分担を進めていきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ利用者 人数	目標（人）	510	520	530
	実績（人）	342	294	380
	計画比（%）	67.1	56.5	71.7

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者人数（人）	560	560	560

3) 訪問型サービスB（住民主体による支援）

新規の利用者が増えないことと、利用者が要介護になることで、訪問型サービスB利用者全体が減少しています。

さらに、令和2（2020）年10月から燕市シルバー人材センターの訪問型サービスがサービスBからサービスAに移行し、訪問サービスB実施団体は1か所となり件数も減少します。

今後は、支え合い活動の実施団体や通所サービスB実施団体に働きかけ、訪問型サービスBに取り組む団体を増やしていくことにより、住民主体のサービスを確保していきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ 利用者人数	目標（人）	300	310	320
	実績（人）	2,358	2,154	1,100
	計画比（%）	786.0	694.8	343.8

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者人数（人）	50	55	60

4) 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

通所型サービスへの参加が難しく、在宅で個別の関わりが必要な人を対象としていますが、3 か月という短期集中型で自宅訪問の中で心身機能の維持・向上を目指すことが適当な人を選別すること自体が難しく、サービス利用につながる人が少ないという現状があります。

今後は、必要とする対象者がサービスにつながれるよう、包括支援センターからの相談に対応していきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
訪問回数	目標（回）	40	15	60
	実績（回）	0	14	25
	計画比（%）	0.0	93.3	41.7
訪問実人員	目標（人）	4	5	6
	実績（人）	0	2	3
	計画比（%）	0.0	40.0	50.0

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数（回）	30	30	30
訪問実人員（人）	3	3	3

◇ 通所型サービス

1) 通所介護（介護予防通所介護相当のサービス）

サービスを提供している事業所数は、平成30年度が21か所、令和2年度が22か所で推移しています。

今後も高齢者人口の増加に伴い、利用者数の増加が予測されるため、事業所のサービス提供体制を確認し必要なサービスを確保していきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ利用者 人数	目標（人）	3,500	3,580	3,660
	実績（人）	3,395	4,119	4,200
	計画比（%）	97.0	115.1	114.8

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者人数（人）	4,250	4,300	4,350

2) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

通所型サービスAは計画値を大きく超えた利用数となっていますが、令和2年の春以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で自主的に利用を取りやめる人が出てきて稼働率が下がっている事業所があります。また、燕地区の通所型サービスAが令和3（2021）年3月で事業を終了するため、これまでのような大きな増加はないと考えます。

今後は、事業所のサービス提供体制を確認し、必要なサービスを確保していきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ利用者 人数	目標（人）	480	490	500
	実績（人）	926	1,348	1,300
	計画比（%）	192.9	275.1	260.0

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者人数（人）	1,400	1,450	1,500

3) 通所型サービスB（住民主体による支援）

通所型サービス B は誰でも参加できる地域の通いの場としての利用者は多くなっていますが、介護予防プランに基づき総合事業サービスとして利用する人がなかなか増えない現状があります。また、地域には様々な通いの場がありますが、開催頻度が少ない点や介護予防体操メニューを実施していない点で、通所型サービス B とならない通いの場があります。

今後は、これらの通いの場の活動を支援し、通所サービス B になれる団体を増やしていきます。特に燕地区に通所型サービス B 団体を立ち上げることを目指します。

[実績]

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ利用者 人数	目標（人）	295	300	305
	実績（人）	3,767	4,438	3,300
	計画比（%）	1276.9	1479.3	1082.0
通所型サービス B 登録団体数	目標（箇所）	5	6	7
	実績（箇所）	4	5	*6
	計画比（%）	80.0	83.3	85.7

*令和2年（2020）通所サービス B 登録団体数 燕地区0 吉田地区4 分水地区2

[計画]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者人数（人）	3,400	3,500	3,600
通所型サービス B 登録団体数（箇所）	7	8	9

4) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

80歳を境に介護認定を受ける人が増えてきているため、健康長寿訪問（節目年齢80歳で要介護要支援認定者・事業対象者でない人への状況把握訪問）を実施し、サービス対象者を選定してきました。しかし、10人程度参加者を固定してサービスを提供してきましたが、途中での参加が難しく、必要な時にタイムリーにサービスを提供することが難しい状況にありました。そのため、3～6か月の短期間でADL（食事や入浴などの日常生活動作）やIADL（家事や買い物などの手段的日常生活動作）の改善が必要な対象者が事業につながらないという課題がありました。

今後は、入院などがきっかけで一時的にADLやIADLが低下している人を対象に、個別に短期集中型でサービスを提供することで、心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることを予防し自立した日常生活を送ることができるよう、実施方法の見直しを図っていきます。

【実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
延べ開催回数	目標（回）	220	230	240
	実績（回）	190	122	55
	計画比（%）	86.4	53.0	22.9
延べ参加人数	目標（人）	1,700	1,800	1,900
	実績（人）	1,016	638	291
	計画比（%）	59.8	35.4	15.3

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ開催回数（回）	648	1,620	1,620
延べ参加人数（人）	1,620	1,620	1,620

※令和2年度までは年間2～3クール（1クール18回）と開催期間を設定し、1クール10人程度の集団でサービスを実施。令和3年度は集団でのサービスと並行して、通年で随時対象者を受け入れ、個別でサービスを提供する体制も整えていく。令和4年度以降は、通年で随時対象者を受け入れる個別サービスを実施していく予定。

2. 一般介護予防事業

＜対象者＞

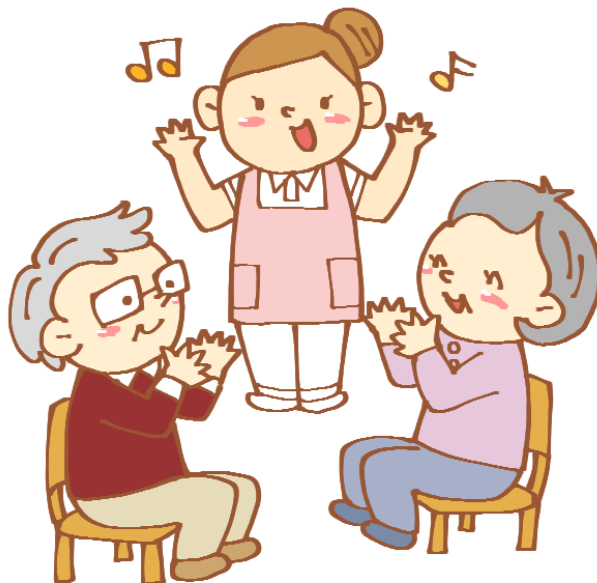
- すべての第1号被保険者の方
- 第1号被保険者の支援のための活動に関わる方

◇ 介護予防把握事業

燕市社会福祉協議会の協力を得て、それまで参加していた通いの場（ふれあいサロン、通所型サービスB等）に来なくなった人の把握や、健康づくり課の協力を得て、元気かがやきポイント手帳の取り組みをやめた人を把握し、その人たちへ訪問看護師による訪問を実施します。閉じこもりや機能低下の状態を早期に把握し介護予防事業につなげます。

＜現状と課題＞

介護予防の対象を早期に把握するために80歳への基本チェックリスト配布を実施しましたが、チェックリストに該当しても「まだ必要ない」と言われ、介護予防事業につなげられないことが多くあります。元気な時から介護予防に取り組むことを意識づけていくことが必要と考えています。



◇ 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、ポスターやパンフレットの作成・配布、介護予防講演会やレインボー健康体操お試し教室等を行います。

＜現状と課題＞

毎年開催回数に変化はありませんが、新規参加者が少なくリピーターが多い現状があります。新規参加者をどうやって増やしていくかが課題であり、65歳到達時、介護保険証を送付する際に介護予防事業のチラシを同封したり、市の特定健診を受けた方に事業のチラシを渡したりといった工夫をしています。

令和2年の春以降、新型コロナウイルスの影響で開催ができない時期があり、新しい生活様式に沿った開催内容を考えていく必要があります。

今後は、開催にあたり、介護予防に馴染みのなかった市民に積極的に周知し、今まで参加したことがない市民に介護予防を取り組んでもらえるようにします。

【実績】

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
開催回数	目標(回)	7	12	13	14
	実績(回)	19	19	11	8
	計画比(%)	271.4	158.3	84.6	57.1
延べ参加人数	目標(人)	400	400	420	440
	実績(人)	313	360	282	120
	計画比(%)	78.3	90.0	67.1	27.3

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	19	20	21
延べ参加人数(人)	350	370	390

◇ 地域介護予防活動支援事業

介護予防体操普及のためのいきいきつばめサポーター養成講座や、介護予防体操に取り組むきっかけを作る体験会等を開催します。当該事業を通じて参加者同士の交流を図り、運動継続のための住民の自主グループを増やしていきます。住民の積極的な参加を促すなど、地域づくりに資する視点をもって取り組みます。

燕市では、介護予防体操として「レインボー健康体操」と「スクエアステップ」を普及していきます。いきいきつばめサポーターは、レインボー健康体操やスクエアステップの実施方法や効果を理解し、地域での介護予防体操の普及と継続のために活動できるリーダーです。

＜現状と課題＞

いきいきつばめサポーター養成講座の修了生を地域活動につなげることが難しいです。サポーターの育成と自主グループの立ち上げをセットで行っていく等の工夫が必要です。令和2年の春以降、新型コロナウイルスの影響で開催ができない時期があり、新しい生活様式に沿った開催内容を考えていく必要があります。

今後は、サポーター養成後の支援も強化し、具体的な活動先などを提示できるようにします。

【実績】

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
開催回数	目標(回)	26	23	24	25
	実績(回)	30	29	30	23
	計画比(%)	115.4	126.1	125.0	92.0
延べ参加人数	目標(人)	400	310	320	330
	実績(人)	377	465	425	330
	計画比(%)	94.3	150.0	132.8	100.0

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	25	26	27
延べ参加人数(人)	350	370	390

◇ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行っていきます。

＜現状と課題＞

「介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査」に回答していますが、その結果の活用や課題整理等ができておらず、調査をうまく活用できていないところがあります。

一般介護予防事業を実施し、その都度事業評価を継続することが必要となるため、今後も「介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査」を含め依頼があった調査に回答していきます。

◇ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、介護予防のための地域ケア個別会議を年2回開催し、リハビリテーション専門職等の参加を促進します。

＜現状と課題＞

リハビリテーション専門職を活用した会議の開催を十分に行えていない現状があります。リハビリテーション専門職の得意とする分野について、ケアマネジャーや介護サービス事業所等の介護関係者の理解不足があり、連携がすすまない状態にあります。

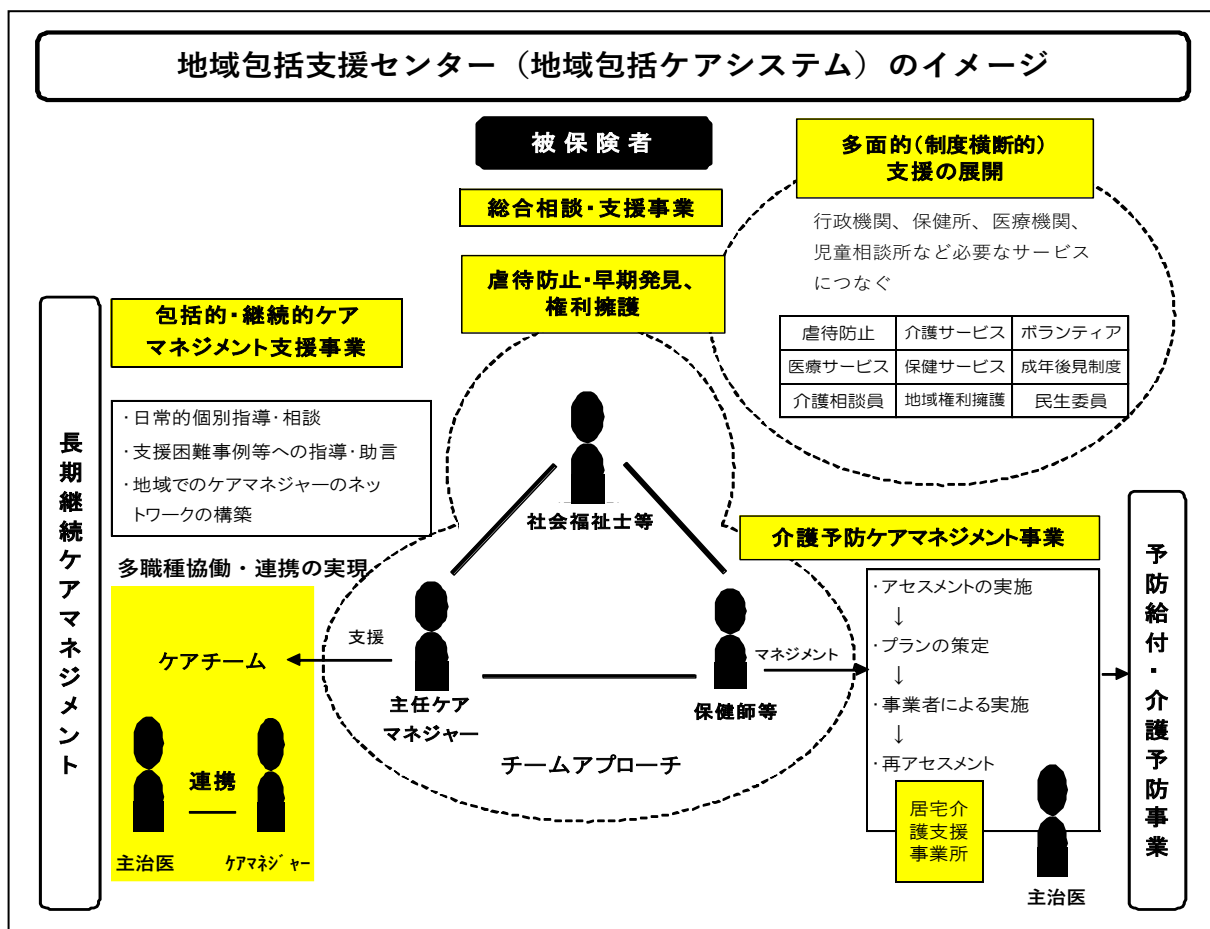
今後は、介護予防のための地域ケア個別会議を開催し、リハビリテーション専門職から、高齢者の生活行為の分析と自立に向けたケアプラン作成のための助言をいただきます。ケアマネジャーやサービス事業所は、その助言をケアプラン作成や高齢者への日ごろのかかわりに生かし、自立に向けたかかわりを行います。また、この会議を重ねることで介護予防に関する地域課題の発見と検討につなげていきます。

(2) 包括的支援事業

1. 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を担っています。地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員がそれぞれの専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、継続的・専門的な支援を実施します。

また、地域住民とともに介護事業者、医療、行政などの地域のネットワークを構築し、高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。



<現状と課題>

各種会議の実施で、地域づくりに必要な話し合いの場や関係者のネットワークの構築が進んでいます。今後は、各種会議から各包括圏域の地域の課題を抽出し、その課題の解決策の実施とその後の評価を行っていきます。

また、各地域の課題の抽出と解決策の実施、解決策の評価を行い、PDCA サイクルを回して地域包括ケアシステム構築を進めていきます。

2. 総合相談支援

地域包括支援センターには、総合相談窓口が設置され、介護、保健、医療サービスをはじめ、高齢者虐待、消費者被害、権利擁護等、あらゆる相談に対応します。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを各専門職がチームアプローチにより総合的に判断し、適切な支援につなぐとともに継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止します。高齢者の心身の状況や家庭環境などによっては訪問による相談も行っています。

地域包括支援センターに寄せられる相談は、高齢者数の増加に伴い、多様化・複雑化しており、相談件数の増加も見込まれています。

<現状と課題>

地域では一つの世帯が抱える課題が複雑化しています。地域包括支援センターは高齢者の介護や認知症の相談に限らず、8050 世帯や地域から孤立している世帯等への対応を求められています。

今後も、包括職員の相談スキルを向上し、市役所をはじめ多くの関係機関と連携をとり、多様化・複雑化する相談に対応できるよう努めます。

また、燕市としても、相談者の属性にかかわらず様々な相談を受け止めるため、介護・障がい・生活困窮・子ども等に関する部署の連携を強化し、包括的な相談支援体制の整備に向けて検討を進めていきます。

【実績】

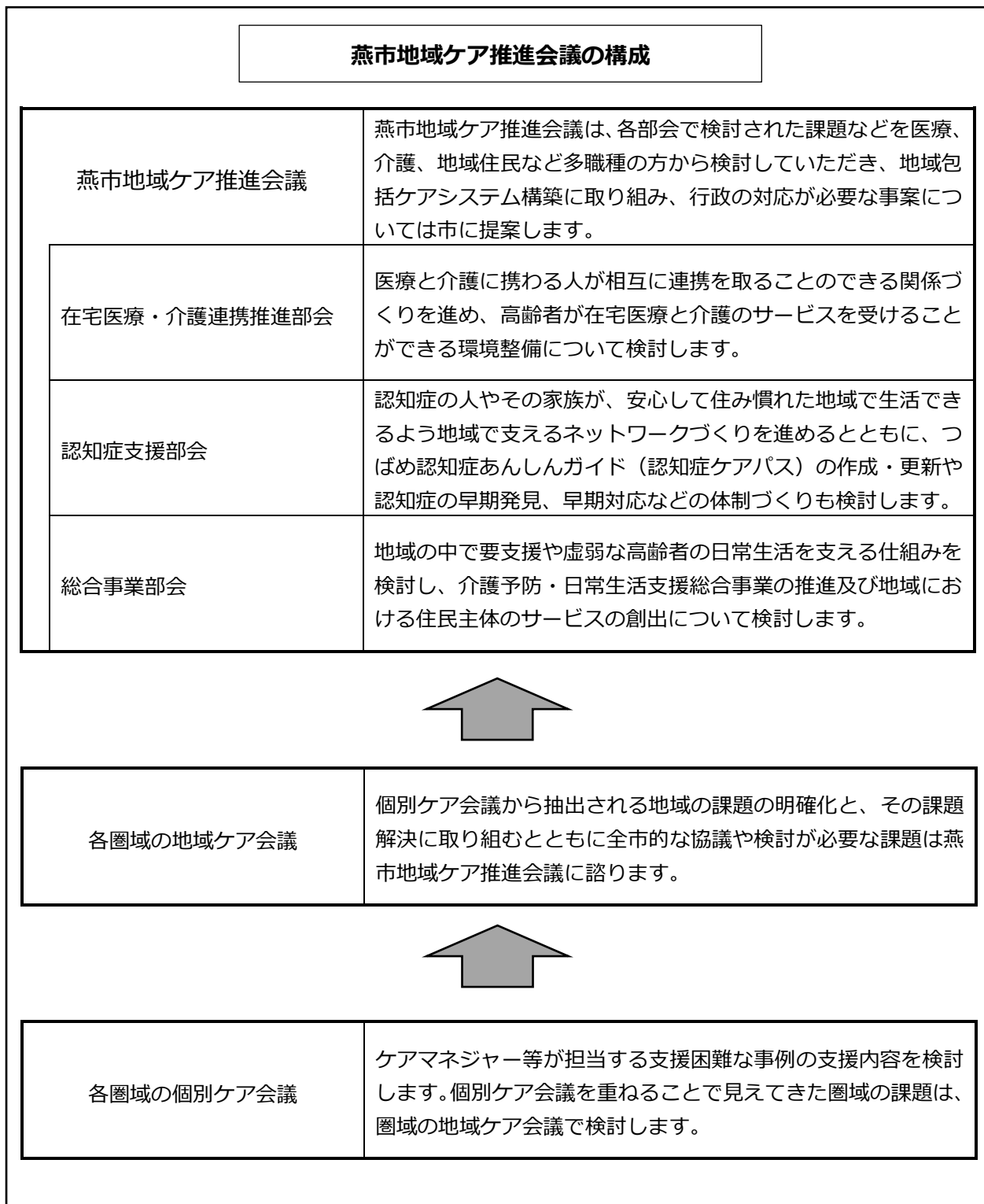
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
相談件数	目標（件）	13,500	13,500	14,000	14,500
	実績（件）	11,389	24,565	25,065	25,500
	計画比（%）	84.4	182.0	179.0	175.9

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	26,000	26,500	27,000

3. 燕市全体の地域ケア会議の設置・運営

医療・介護等の関係機関と連携を強化し、認知症対策や日常生活支援への取り組みを進めて、地域の課題解決機能の向上を図ります。地域ケア推進会議と3つの専門部会を燕市の医療・介護全般にわたる課題の検討集団として位置付け、地域包括ケアシステム構築を推進します。



＜現状と課題＞

現状の会議の開催は以下のようになっています。

- 燕市地域ケア推進会議（年2回）
- 在宅医療・介護連携推進部会（年3回）
- 認知症支援部会（年3回）
- 総合事業部会（年3回）
- 各圏域の地域ケア会議（各圏域で年2回）
- 各圏域の個別ケア会議（各圏域で年3～6回）

会議では、地域（業務）の困りごとを出し合うことはできていますが、困りごとの原因分析、解決すべき地域課題として抽出、課題解決に向けての取り組みの実行、取り組み結果の確認・評価といった問題解決の一連の流れができていません。

今後は、地域支援事業関係の担当者が集まって地域ケア推進研修や地域ケア会議部会で、それぞれの問題点や疑問点を解決し、地域課題解決のプロセス（PDCA サイクル）を実践し、地域包括ケアシステム構築に取り組んでいきます。



令和元年度 地域ケア推進会議

4. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護に携わる人が相互に連携を取ることができる関係づくりを進め、高齢者が在宅医療と介護のサービスを受けることができる環境整備を図ります。

要介護者などが退院した後、地域で生活できるようにすることが求められており、誰もが安心して在宅療養ができるよう燕・弥彦医療介護センターを運営し、医療・介護の切れ目のない連携を進めます。

＜現状と課題＞

医療・介護従事者の連携強化のため、同じ事業でもやり方や内容を工夫しながら実施しています。

今後も、燕市の地域課題と在宅医療・介護事業の目指す方向性を紐づけ、地域の実情に合わせた事業の実施が必要となるため、在宅医療・介護連携推進事業はデータなどを基に評価し、取り組みに活かしていきます。

在宅医療・介護連携推進事業
a) 地域の医療・介護の資源の把握 ⇒地域の医療機関や介護事業所等の分布、医療機能を把握し、地図化または名簿化、在宅医療の取り組み状況、医師の相談対応が可能な日時等を調査した結果を市民や関係者に公表し、共有化します。
b) 在宅医療・介護連携の課題の抽出 ⇒地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者が参画し、在宅医療・介護連携の状況と課題について協議します。
c) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ⇒地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスが24時間365日提供できる体制を目指します。
d) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援（在宅医療・介護連携支援センターの運営） ⇒在宅医療・介護の連携支援の拠点設置・運営により、在宅医療と介護サービス担当者（看護師、社会福祉士）の連携を支援するコーディネーターを配置し、ケアマネジャーなどからの相談に対応します。
e) 地域住民への普及啓発 ⇒市民を対象にしたシンポジウムの開催や出前講座、パンフレットの作成により、これまで病院での医療が中心だった市民から、在宅医療に関心を持ってもらいます。
f) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ⇒急性期から慢性期に至る医療機関の連携パスを地域まで延長し、保健・福祉のサービスを連動させる取り組み（地域連携パス）を運用し、在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を共有し、在宅での看取り、急変時の対応に関する情報を提供します。
g) 在宅医療・介護関係者の研修 ⇒地域医療・介護の関係者などがグループワークを通じて、顔の見える化を図るよう、関係者を対象にした医療研修を開催します。

a) 地域の医療・介護の資源の把握**<現状と課題>**

月1回ホームページのデータ更新を行い、在宅医療・介護に関わる専門職が情報を入手しやすいよう努めています。

今後も、病院とケアマネジャー間の連絡・コミュニケーションがとれ、連携しやすくなるようなホームページの運用を継続していきます。また、在宅医療の現状、病院とケアマネジャーの連携の状況などを確認するための調査も継続実施していきます。

b) 在宅医療・介護連携の課題の抽出**<現状と課題>**

年4回在宅医療介護連携推進部会を開催し、医療・介護における課題やその解決方法について協議しています。協議内容は医療介護センター運営会議でも報告を行い、医療介護センター事業に生かしています。今後も、在宅医療介護連携推進部会で医療・介護の現状や課題について多職種が連携して協議・検討の上、必要な対策を進めていきます。

c) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進**<現状と課題>**

施設での看取りが増えているという現状から、ショートステイでの看取りに関するワーキングを立ち上げました。今後も在宅療養の状況を見ながら、必要な医療・介護サービスの体制を整備します。

今後は、看取り対応が増えてきているショートステイでの看取りに関するガイドラインの作成をすすめます。また、検討会議を通して訪問診療医や訪問看護の体制について検討していきます。

d) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援（在宅医療・介護連携支援センターの運営）**<現状と課題>**

主に電話での相談が多く、相談内容ではセンター事業について、研修や会議についてなどが多くなっています。また相談者は包括支援センターからが1番多く、次いで民生委員や地域のサロン関係者が多くなってきました。少しずつホームページや口コミでセンターが周知されてきています。

今後も、相談しやすい体制づくりのため、センターの周知をするとともに相談業務を継続していきます。

e) 地域住民への普及啓発

<現状と課題>

出前講座でアンケートを実施し、出前講座の効果について検証しました。出前講座受講後、人生最期の過ごし方について家族や親族と相談した人の割合が増えています。元気なうちから医療・介護が必要になった時のことを考えておく必要があるため、今後も在宅療養についてより多くの人から興味を持ってもらえるよう内容や方法を工夫し、普及啓発を行っていきます。

f) 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援

<現状と課題>

平成 30 年 3 月に作成したつばめ・やひこ入退院連携ガイドを使用した入退院連携を図ることで情報共有の支援を進めています。現在、二次医療圏での内容の統一について検討しています。

今後は、必要時にガイドの見直し、修正を行い、ホームページにも反映させます。また、二次医療圏内での入退院連携ガイドの統一を図り、情報共有がよりスムーズに行えるようにしていきます。

g) 在宅医療・介護関係者の研修

<現状と課題>

現在の取り組みとしては、燕・弥彦在宅医療を考える会、意思決定支援研修などを実施しています。また、多職種での連携を図るため、令和元年度は多職種入退院連携協議会も実施しました。

今後は、多職種間でのさらなる連携の強化、これまで参加がなかったりハビリ職などとの連携についても検討していきます。そのための多職種参加型の研修会を実施し、関係者同士のつながりをつくることに努めます。

5. 生活支援体制整備事業

住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく生活支援コーディネーターを配置しました。また、生活支援コーディネーターと多様な主体（住民、専門職、専門機関、自治体、企業等）の参画による定期的な情報の共有の場として協議体を生活圏域ごとに設置しました。これにより、現在の地域の良い点や課題を出しあい、将来の地域の姿を想像しながら、どんな地域にしたいのかを考え、地域の良いところの活用や課題の解決に向けて具体的に話しあう体制ができました。

今後はこの協議体を活用し、支え合い意識を醸成することで地域でお互いに支え合える体制づくりを検討していきます。

1) 資源の開発

免許の返納や身体機能の低下から高齢者の困りごととなっている「移動・外出支援」について、市民による送迎サービスの創出等、解消するための手立てを検討していきます。

2) 生活支援の担い手（人材）の確保

高齢者の社会参加を促しお互い様の気持ちで支え合う地域づくりを目指します。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、「支援活動へメンバーとしての参加意向がある」との回答した人が6割、「活動の企画・運営として参加意向がある」と回答した人が3割あることから、「介護の担い手研修」や「新たなサービス立ち上げ研修会」を開催し、生活支援の担い手（人材）の発掘と確保に努めます。

また、地域の社会資源を把握し、既存のものを上手く活用するとともに地域に不足するサービスの創出に取り組みます。

3) ネットワークの構築

サービス提供主体間の連携を促進するため、協議体を活用したり情報交換会を開催します。

6. 認知症施策の推進事業

認知症の高齢者や家族が、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

＜現状と課題＞

認知症支援部会で出た意見をもとに、ツールの更新や内容を変更するなど、その現状にあったもので認知症支援を行うことができていますが、部会での意見と実際に支援側となる地域住民との間には、考え方や協力可能範囲が異なるため、すぐに施策に反映するのが難しい現状があります。

今後も、認知症支援部会は継続し、国が示す支援内容も確認しながら、認知症当事者やその家族が安心して暮らせる地域を目指します。

1) 認知症初期集中支援推進事業

保健師等による支援チームが家庭訪問を行ってアセスメントを実施し、多職種で構成される会議において決定した、解決すべき課題に対する支援策や予防策を高齢者やその家族などが実践できるように、包括的・集中的な支援を行います。

＜現状と課題＞

燕市の各圏域においては年間2ケースに関わることを目標に活動してきましたが、なかなかチームにつなげられない現状があります。

今後は、より早期に相談や支援ができる体制づくりを行い、チーム員の支援力の向上を目指し、令和3年度は、各圏域から年間3ケースに関わることを目標に活動します。そのためにもチームのことを多くの方に周知し、チームの支援体制の構築を進めます。

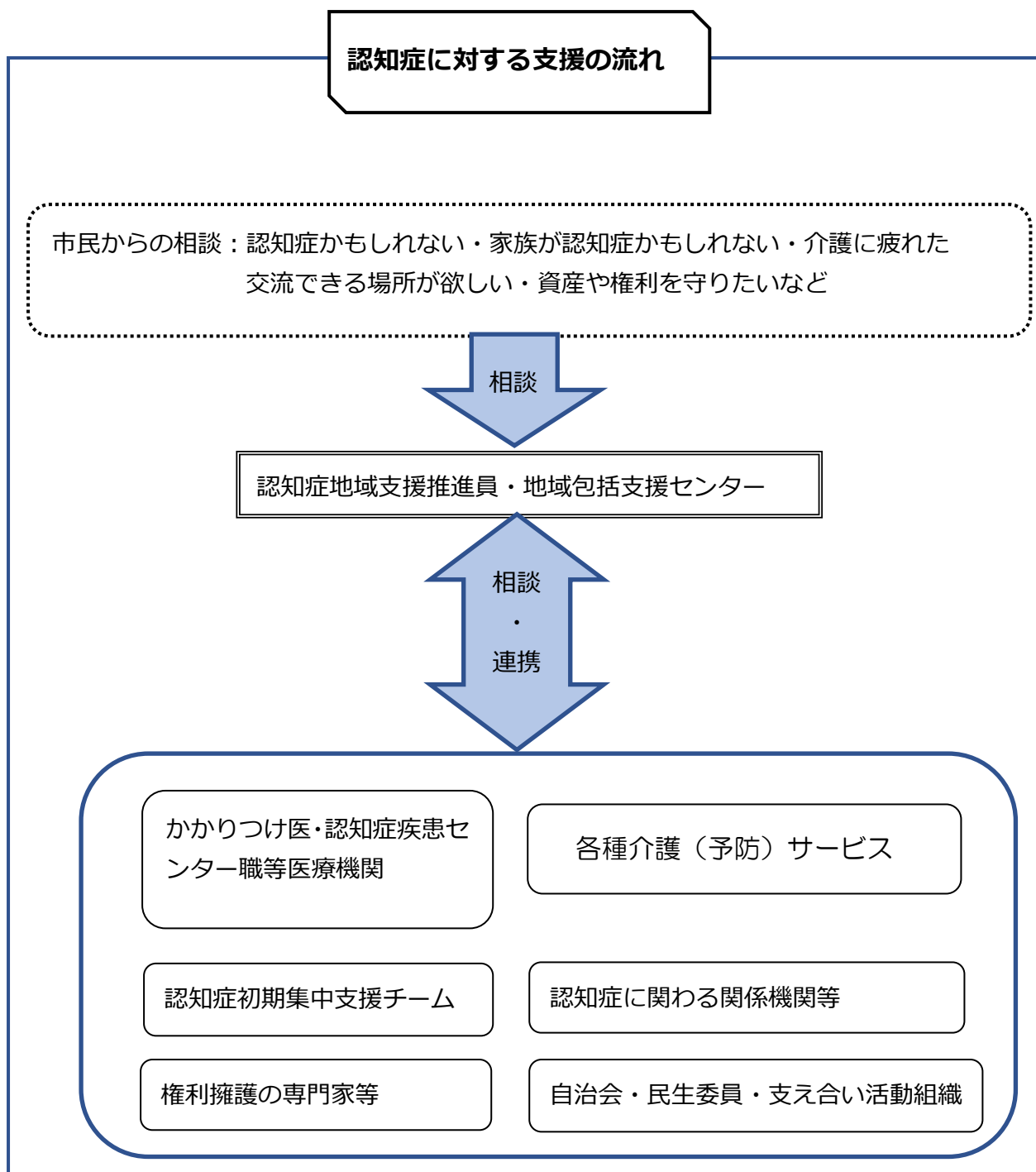
2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活のために必要なサービスが継続的に提供できるケア体制の構築に努めます。

＜現状と課題＞

認知症と診断されてからの早期介入ができるように、地域の脳神経内科クリニックには支援キットを配置し、必要な人には医師から渡してもらうなど、認知症になった本人やその家族を支えられるように寄り添った支援を行っています。

今後も、認知症当事者やその家族を地域で支え、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、本人や家族からの意見を聞き情報交換を行っていきます。



3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

認知症施策推進大綱	燕市の取組
1 普及啓発・本人発信支援	・ 認知症地域支援推進員の配置 ・ 認知症サポーターの養成と活動の支援 ・ オレンジリングカフェや認知症支援部会への本人家族の参画と発信支援
2 予防	・ 高齢者の虐待防止
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ つばめ認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）の作成、普及 ・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人や家族の参画
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等	・ 若年性認知症の人や家族に支援ハンドブックを配布し周知に努める ・ 認知症サポーター養成講座での啓発 ・ チームオレンジコーディネーターの配置 ・ 認知症サポーターステップアップ研修の実施 ・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症カフェへの技術支援 ・ 高齢者の集いの場の整備 ・ 見守り体制の整備 ・ 成年後見制度の活用促進
5 研究開発・産業促進	・ 最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る

＜現状と課題＞

認知症サポーター養成講座は毎年 20 回程度行っており、平均 20 名が参加しています。受講者のアンケートでは、「認知症の人の対応の仕方が分かった。これからの業務で生かしていきたい」と言った感想があり、行う効果は大いにあると思われます。地域住民を対象とした養成講座では、若い世代の参加者の受講が少ないことが課題となっています。

今後も、高齢者を支える世代の理解を深めてもらうため、工夫をしながら、認知症サポーター養成講座を開催してきます。

【実績】

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
認知症 サポーター養成	目標（人）	500	500	500	500
	実績（人）	506	562	489	50
	計画比（％）	101.2	112.4	97.8	10.0

【計画】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症サポーター養成（人）	500	500	500



令和元年度 認知症サポーター養成講座

(3) 権利擁護の充実

高齢者が、認知症等による判断能力の低下があっても、尊厳のある生活が送れるよう、虐待の防止及び早期発見、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築に取り組むとともに、成年後見制度の周知や利用にあたっての手続きを円滑に進める体制の整備を図ります。

1. 権利擁護事業

地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、認知症高齢者等の権利擁護相談を実施していきます。また、そのために関係機関との連携を強化していきます。

<現状と課題>

認知症高齢者等が増加することが見込まれるため、事業を継続し関係機関が連携し、高齢者の権利擁護支援を実施していく必要があると考えています。

今後も、地域包括支援センターにて権利擁護に関する業務を行います。消費者被害については、市民相談推進員とも連携し、市内の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に情報を発信することで、同様の被害が出ないよう周知を図ります。

[計画]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消費者被害情報の発信（件）	12	12	12

2. 高齢者虐待対策

市と地域包括支援センターが主体となって、相談窓口の明確化、支援の連携・体制づくり、虐待防止の知識の啓発や人材育成を行うことにより、虐待の発生しにくい地域づくりを目指し虐待の予防を図っていきます。

また、虐待事例発生時には、民生委員児童委員、介護保険サービス提供事業所のほか、県など関係機関・専門機関との連携により、適切な対応を行うとともに、高齢者虐待の実態把握や県事業である高齢者権利擁護相談支援事業の活用に努めるなど、虐待防止の体制整備を推進します。

<現状と課題>

虐待相談にかかる対応については、燕市高齢者虐待対応マニュアルを基に関係機関と連携して行っています。

今後は、虐待を予防し早期発見につなげるためのさらなる取り組みが必要です。

市民や関係機関向けの研修会を開催することで虐待の予防と早期発見ができる体制づくりが図れるよう、市民向けに作成したリーフレットを市役所の窓口に設置したり、地域包括支援センターの訪問時に配布することで、啓発活動を行っていきます。

【実績】

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
相談・通報件数	目標（件）	50	45	45	45
	実績（件）	40	43	42	51
	計画比（%）	80.0	95.6	93.3	113.3
虐待と 判断した件数	目標（件）	45	30	30	30
	実績（件）	11	13	13	18
	計画比（%）	24.4	43.3	43.3	60.0

【計画】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待に関する研修会の開催（件）	1	1	1

3. 成年後見制度の普及促進

認知症などにより、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない高齢者などを援助する「成年後見制度」については、上位計画である燕市地域福祉計画と整合性を図り、地域の関係機関と連携し、制度の普及促進や利用促進を図ります。（具体的な取り組みについては、第7章に記載）

(4) 任意事業

1. 介護給付適正化事業

市内の居宅介護支援事業所等を対象に「ケアプランの質の向上支援研修」を年1回実施し、自立に資する適切なケアプランの作成を支援します。

その他、認定調査状況チェック、住宅改修等の点検、医療情報等の突合、縦覧点検、介護給付費通知等を実施し、介護給付の適正化に努めます。

＜現状と課題＞

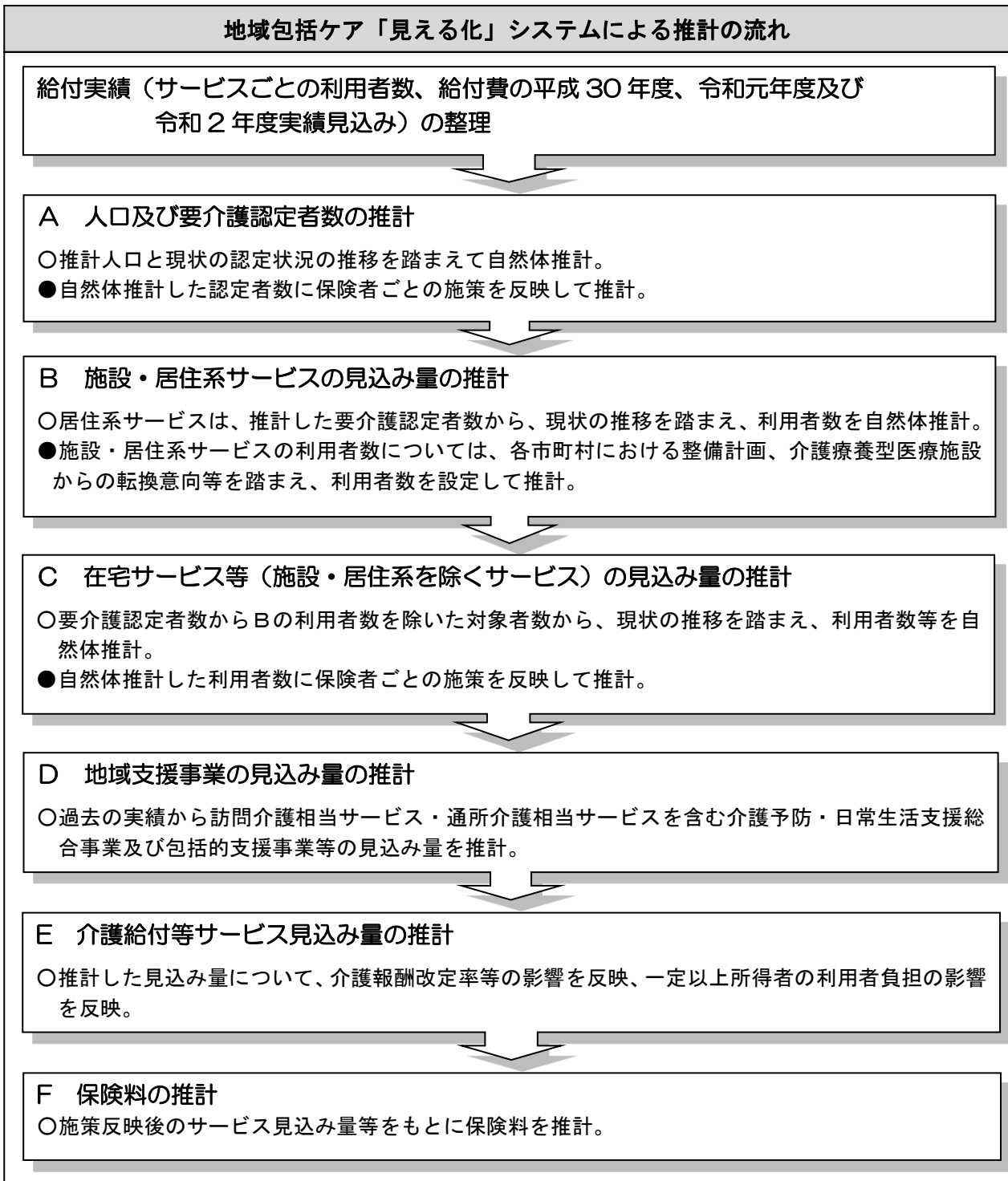
介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、事業者がサービスを適切に提供していく必要があります。そのため介護給付費適正化事業を継続していくことが必要です。

今後は、自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進するために必要な保険者の機能や、関係機関の役割について明確にするとともに、利用者の状態に応じた適切なサービスの提供により、自立につながる適切なケアマネジメントを推進するため、「ケアプランの質の向上支援研修」を年1回実施します。その他必要な介護給付適正化事業を実施し、介護給付の適正に努めます。

第6章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計

国の示す地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し、介護保険サービスの事業量及び保険料の推計を行いました。推計は、以下のような流れになります。

なお、推計は第8期計画期間である令和3～5年度ですが、中長期についても推計を行っています。



1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計

(1) 高齢者等の人口推計

本市の総人口は、年々減少し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度で75,524人、高齢者人口は24,294人、高齢化率は32.2%と予測されます。今後も高齢化は進行し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には、総人口63,115人、高齢者人口は23,626人、高齢化率は37.4%となるものと予測されます。

【高齢者等の人口推計】

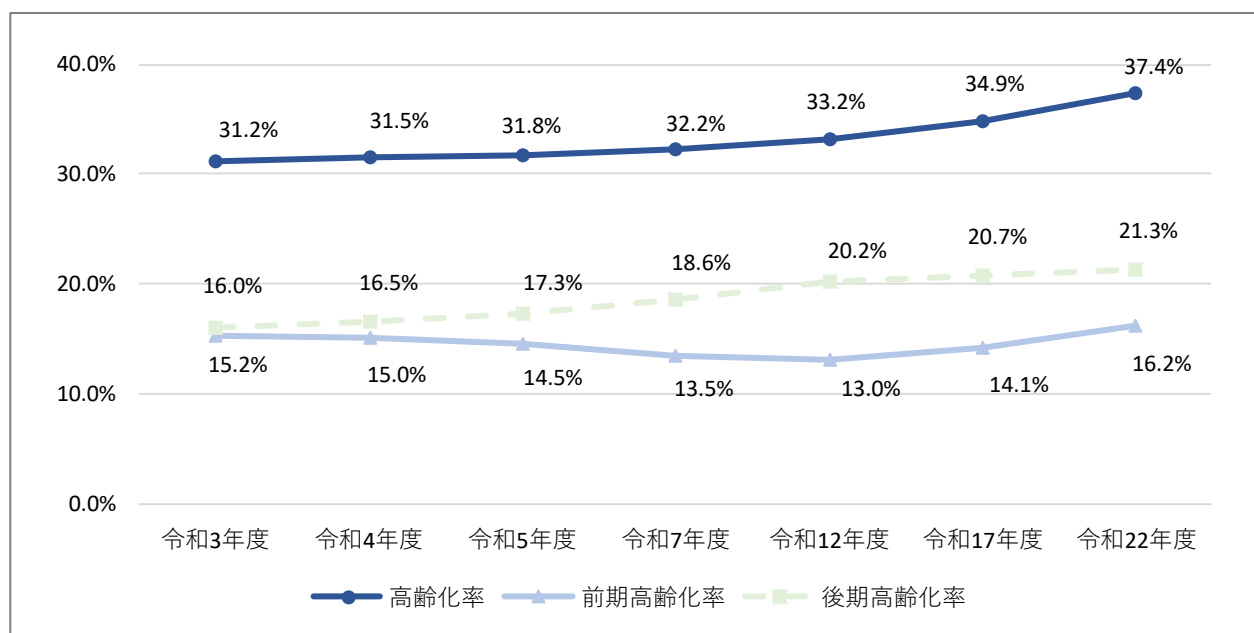
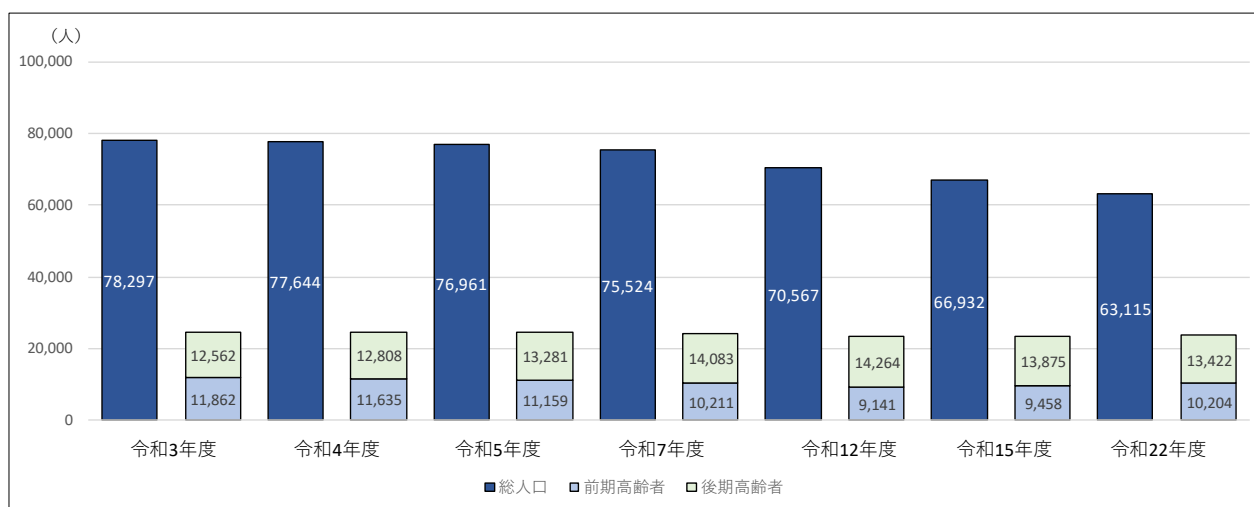
(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総人口	78,297	77,644	76,961	75,524	70,567	66,932	63,115
40歳未満	27,534	27,053	26,511	25,471	22,891	20,971	19,179
40～64歳	26,339	26,148	26,010	25,759	24,271	22,628	20,310
高齢者人口	24,424	24,443	24,440	24,294	23,405	23,333	23,626
前期高齢者	11,862	11,635	11,159	10,211	9,141	9,458	10,204
65～69歳	5,577	5,325	5,072	4,738	4,680	5,029	5,435
70～74歳	6,285	6,310	6,087	5,473	4,461	4,429	4,769
後期高齢者	12,562	12,808	13,281	14,083	14,264	13,875	13,422
75～79歳	4,392	4,366	4,660	5,279	4,787	4,027	4,015
80～84歳	3,932	3,987	3,972	3,964	4,504	4,038	3,419
85歳以上	4,238	4,455	4,649	4,840	4,973	5,810	5,988
高齢化率	31.2%	31.5%	31.8%	32.2%	33.2%	34.9%	37.4%
前期高齢者	15.2%	15.0%	14.5%	13.5%	13.0%	14.1%	16.2%
後期高齢者	16.0%	16.5%	17.3%	18.6%	20.2%	20.7%	21.3%

※高齢化率については、端数処理の関係上、内訳と合計が合わない場合があります。

※地域包括ケア「見える化」システムより

〔高齢者等の人口推計〕



(2) 要介護認定者数の推計

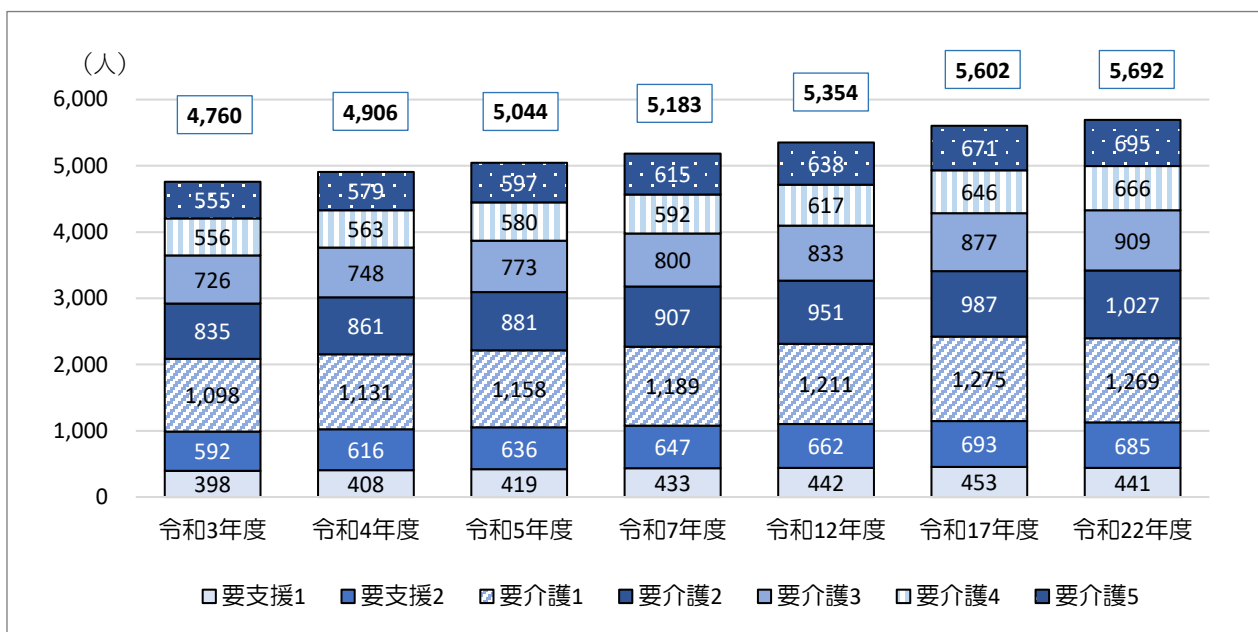
高齢化に伴い、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）も増え続け、令和7年度には5,085人、認定率は20.9%と見込まれます。その後も増加し、令和22年度には5,616人、認定率は23.8%に達するものと見込まれ、認定者の伸びは高齢者数の伸びを上回っています。

【要介護認定者数の推計】

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
認定者数	4,760	4,906	5,044	5,183	5,354	5,602	5,692
第2号被保険者	100	99	98	98	92	87	76
第1号被保険者	4,660	4,807	4,946	5,085	5,262	5,515	5,616
要支援1	398	408	419	433	442	453	441
要支援2	592	616	636	647	662	693	685
要介護1	1,098	1,131	1,158	1,189	1,211	1,275	1,269
要介護2	835	861	881	907	951	987	1,027
要介護3	726	748	773	800	833	877	909
要介護4	556	563	580	592	617	646	666
要介護5	555	579	597	615	638	671	695
認定率	19.1%	19.7%	20.2%	20.9%	22.5%	23.6%	23.8%
高齢者数	24,424	24,443	24,440	24,294	23,405	23,333	23,626

※地域包括ケア「見える化」システムより



2 介護保険事業の安定運営

地域包括ケア「見える化システム」の推計によると、本市の総人口は今後減少が見込まれていますが、要支援・要介護認定者数は令和 22（2040）年まで増加し続けると見込まれています。

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて、住み慣れた地域で暮らすことができるようにするとともに、介護者の負担軽減や介護離職の防止のために、必要なサービスを適切に提供できるよう、地域包括ケアシステムの確立を目指してサービス提供体制の確保・充実と質の向上に取り組みます。

（１）介護保険サービス基盤の整備

在宅介護実態調査の結果から、施設等への入所・入居は「検討していない」が 59.6%、「検討中」が 19.3%で、「申請済み」は 14.4%となっています。（無回答 6.7%）

要介護度の重度化に伴い、「検討していない」割合は低くなる傾向がみられ、また、単身世帯では「検討していない」割合が低くなっています。

また、在宅介護実態調査の結果から、在宅生活の継続には、訪問系サービスの利用を軸としながら、必要に応じて通所系・短期系といったサービスを組み合わせて利用していくことが効果的だと考えられています。

① 居宅介護サービス基盤

居宅介護サービスには、事業者が要介護者の住まいへ訪問する訪問系サービス、要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。要介護者の状態に応じてサービスを個別又は組み合わせて提供します。

要介護度の重度化に伴い複数のサービスを組み合わせて利用する割合が高くなることから、すべての日常生活圏域で必要なサービスを利用することができるよう、需要動向の把握に努め、必要に応じて整備意向のある事業者に情報を提供し整備を働きかけます。

② 地域密着型サービス基盤

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、地域密着サービスの整備を図っています。

第 8 期計画では、新たに小規模多機能型居宅介護サービス定員 29 人を整備し、既存の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を改修することにより 2 床増床します。また、既存の広域型通所介護（デイサービス）定員 30 人と短期入所生活介護（ショートステイ）20 床を地域密着型通所介護 18 人に転換し、残りの部分を小規模多機能型居宅介護（登録定員は 29 人）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）11 床を創設します。

■ 地域密着型サービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 場所	—	1 場所
認知症対応型通所介護	2 場所 (12 人)	—	2 場所 (12 人)
小規模多機能型居宅介護	8 場所 (206 人)	2 場所 (58 人)	10 場所 (264 人)
認知症対応型共同生活介護	12 場所 (186 人)	1 場所 (13 人)	13 場所 (199 人)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 場所 (0 人)	—	0 場所 (0 人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4 場所 (116 人)	—	4 場所 (116 人)
看護小規模多機能型居宅介護	0 場所 (0 人)	—	0 場所 (0 人)
地域密着型通所介護	5 場所 (81 人)	1 場所 (18 人)	6 場所 (99 人)

■ 日常生活圏域別 地域密着型居住施設数（定員数）

1・認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護				
	第7期計画末 整備状況	令和3年度 整備計画	令和4年度 整備計画	令和5年度 整備計画	第8期計画末 整備目標
燕	4 場所 (81 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	4 場所 (81 人)
吉田	5 場所 (51 人)	0 場所 (2 人)	1 場所 (11 人)	0 場所 (0 人)	6 場所 (64 人)
分水	3 場所 (54 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	3 場所 (54 人)
合計	12 場所 (186 人)	0 場所 (2 人)	1 場所 (11 人)	0 場所 (0 人)	13 場所 (199 人)

2・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

区分	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護				
	第7期計画末 整備状況	令和3年度 整備計画	令和4年度 整備計画	令和5年度 整備計画	第8期計画末 整備目標
燕	2 場所 (58 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	2 場所 (58 人)
吉田	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)
分水	2 場所 (58 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	2 場所 (58 人)
合計	4 場所 (116 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	0 場所 (0 人)	4 場所 (116 人)

③ 施設・居住系サービス基盤

施設サービスは、在宅生活を継続するのが困難な高齢者が施設に入所して利用するサービスです。

なお、整備にあたっては、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加や既存の設置状況、要介護認定者のニーズなどを勘案し、バランスに配慮して進めていきます。

第8期計画では、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を10床整備します。

■施設・居住系サービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設	7 か所 (589 人)	0 か所 (10 人)	7 か所 (599 人)
介護老人保健施設	3 か所 (292 人)	—	3 か所 (292 人)
介護医療院	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
地域密着型施設（定員）【再掲】			
認知症対応型共同生活介護	12 か所 (186 人)	1 か所 (13 人)	13 か所 (199 人)
地域密着型介護老人福祉施設	4 か所 (116 人)	—	4 か所 (116 人)
地域密着型特定施設	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
特定施設入居者生活介護（定員）			
養護老人ホーム	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
有料老人ホーム	2 か所 (97 人)	—	2 か所 (97 人)
サービス付き高齢者向け住宅	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)
合 計	28 か所 (1,280 人)	1 か所 (23 人)	29 か所 (1,303 人)

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅については、都道府県・市町村間の情報連携強化が求められていますが、燕市は権限移譲しているので、情報は市で主体的に把握しています。

なお、近隣市町村の情報については県からの情報提供を踏まえ、動向を見極めながらサービス見込量を検討しています。

■ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス事業所数（定員数）

区分	第7期計画末 整備状況	第8期整備計画	令和5年度 整備目標
住宅型有料老人ホーム	1 か所 (14 人)	—	1 か所 (14 人)
サービス付き高齢者向け住宅	0 か所 (0 人)	—	0 か所 (0 人)

（２）地域支援事業の確保策

介護予防事業については、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業の予想される財源の確保と適切なサービス提供に努めます。

（３）保険者機能の強化

介護保険制度の円滑な運営のためには、制度改正の内容を的確に市民や介護サービス事業者提供し、理解を深めることが重要であり、市民や事業者への情報提供を一層充実し、制度改正への迅速な対応を行います。

また、介護サービスの提供が適正なものとなるよう、利用者の自立支援のために、介護サービスの質の確保と介護報酬請求等の適正化を図ります。

3 介護保険サービス事業量等の見込み

(1) 介護保険サービス見込み量

計画期間中の介護サービス事業量及び給付費については平成 30 年度、令和元年度の実績及び、令和 2 年度の見込みを基に認定者数、各種サービスの利用率等を加味して、サービスごとに量と給付費の見込みを算出しています。

① 居宅介護サービス

[居宅介護サービスの見込み]

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問介護			
人数(人)	3,648	3,660	3,672
給付費(千円)	174,373	180,401	181,765
訪問入浴介護			
人数(人)	336	348	348
給付費(千円)	24,495	26,219	26,573
訪問看護			
人数(人)	3,144	3,156	3,168
給付費(千円)	122,983	123,416	125,542
訪問リハビリテーション			
人数(人)	24	24	24
給付費(千円)	870	871	871
居宅療養管理指導			
人数(人)	1,164	1,236	1,296
給付費(千円)	8,863	9,429	9,862

[居宅介護サービスの見込み]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護			
人数(人)	12,420	12,948	13,524
給付費(千円)	1,014,258	1,057,017	1,112,832
通所リハビリテーション			
人数(人)	3,468	3,612	3,744
給付費(千円)	256,983	271,412	285,003
短期入所生活介護			
人数(人)	5,040	5,052	5,304
給付費(千円)	514,185	531,377	565,726
短期入所療養介護(老健)			
人数(人)	396	420	420
給付費(千円)	40,184	43,557	43,557
短期入所療養介護(病院等)			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
福祉用具貸与			
人数(人)	15,540	16,464	17,208
給付費(千円)	174,197	185,437	195,556
特定福祉用具購入費			
人数(人)	240	252	252
給付費(千円)	7,606	8,009	8,009
住宅改修費			
人数(人)	192	204	204
給付費(千円)	16,775	17,936	17,936
特定施設入居者生活介護			
人数(人)	972	1,020	1,032
給付費(千円)	175,865	184,659	186,805
居宅介護支援			
人数(人)	22,596	23,808	24,852
給付費(千円)	335,375	354,125	370,164

② 地域密着型サービス

[地域密着型サービスの見込み]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
人数(人)	48	48	48
給付費(千円)	6,662	6,666	6,666
夜間対応型訪問介護			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
認知症対応型通所介護			
人数(人)	180	180	180
給付費(千円)	16,484	16,713	16,745
小規模多機能型居宅介護			
人数(人)	2,076	2,100	2,520
給付費(千円)	384,094	390,323	468,863
認知症対応型共同生活介護			
人数(人)	2,232	2,268	2,268
給付費(千円)	594,737	604,454	604,454
地域密着型特定施設入居者生活介護			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
人数(人)	1,440	1,440	1,440
給付費(千円)	408,639	408,865	408,865
看護小規模多機能型居宅介護			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
地域密着型通所介護			
人数(人)	2,604	2,712	2,820
給付費(千円)	133,496	139,613	145,325

③ 施設サービス

[施設サービス利用者数の推計]

(単位：月平均人数)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	要介護1	17	17	17
	要介護2	28	28	28
	要介護3	150	150	150
	要介護4	162	162	162
	要介護5	190	190	190
	計	547	547	547
介護老人保健施設	要介護1	21	21	21
	要介護2	42	42	42
	要介護3	75	75	75
	要介護4	75	75	75
	要介護5	98	98	98
	計	311	311	311
介護医療院	要介護1	0	0	0
	要介護2	1	1	1
	要介護3	11	11	11
	要介護4	17	17	17
	要介護5	46	46	46
	計	75	75	75
3施設サービス合計		933	933	933

[施設サービスの見込み]

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設				
	人数(人)	6,564	6,564	6,564
	給付費(千円)	1,747,518	1,748,487	1,748,487
介護老人保健施設				
	人数(人)	3,732	3,732	3,732
	給付費(千円)	1,063,043	1,063,633	1,063,633
介護医療院				
	人数(人)	900	900	900
	給付費(千円)	359,992	360,192	360,192

④ 介護予防サービス

[介護予防サービスの見込み]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
介護予防訪問看護			
人数(人)	624	648	648
給付費(千円)	15,081	15,327	15,327
介護予防訪問リハビリテーション			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導			
人数(人)	108	108	108
給付費(千円)	1,572	1,573	1,573
介護予防通所リハビリテーション			
人数(人)	696	732	756
給付費(千円)	25,301	26,546	27,527
介護予防短期入所生活介護			
人数(人)	72	72	72
給付費(千円)	3,775	3,813	3,813
介護予防短期入所療養介護(老健)			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

[介護予防サービスの見込み]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防福祉用具貸与			
人数(人)	4,164	4,368	4,560
給付費(千円)	21,141	22,190	23,176
特定介護予防福祉用具購入費			
人数(人)	84	84	84
給付費(千円)	2,856	2,856	2,856
介護予防住宅改修			
人数(人)	132	144	144
給付費(千円)	13,064	14,294	14,294
介護予防特定施設入居者生活介護			
人数(人)	72	72	72
給付費(千円)	4,312	4,314	4,314
介護予防支援			
人数(人)	4,872	5,148	5,364
給付費(千円)	21,692	22,934	23,896

⑤ 地域密着型介護予防サービス

[地域密着型介護予防サービスの見込み]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護			
人数(人)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護			
人数(人)	216	228	228
給付費(千円)	16,506	17,591	17,591
介護予防認知症対応型共同生活介護			
人数(人)	24	24	36
給付費(千円)	5,767	5,770	8,655

(2) 標準給付費の見込み

介護サービス総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加え標準給付費を算出しました。

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	7,712,744	7,870,019	8,096,453	23,679,216
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	258,444	243,435	248,529	750,408
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	147,649	151,020	154,180	452,849
高額医療合算介護 サービス費等給付額	19,000	19,630	20,041	58,671
算定対象審査支払手数料	4,053	4,188	5,344	13,585
標準給付費見込額	8,141,890	8,288,292	8,524,547	24,954,729

● 特定入所者介護サービス費等給付額

特定入所者介護サービス費等給付は、低所得者への負担軽減のために居住費・食費について、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える額を保険給付としています。

● 高額介護サービス費等給付額

高額介護サービス費等給付は、低所得者への負担軽減のために、1 か月あたりの介護保険サービスの利用者負担の合計額が所得に応じた限度額を超える場合、その限度額を超える額を保険給付としています。

● 高額医療合算介護サービス費等給付費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が所得条件により基準額を超えた場合に応じ、負担軽減を行います。

● 算定対象審査支払手数料

算定対象審査支払手数料は、県の国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料です。

(3) 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業にかかる事業費を見込みました。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・日常生活支援総合事業の見込み】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
訪問介護相当サービス	16,067	16,077	16,081	48,225
訪問型サービス A	4,800	5,085	5,085	14,970
訪問型サービス B	60	60	60	180
訪問型サービス C	162	162	162	486
訪問型サービス D	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0
通所介護相当サービス	114,655	137,877	153,043	405,575
通所型サービス A	22,775	24,515	24,515	71,805
通所型サービス B	1,416	1,416	1,416	4,248
通所型サービス C	11,880	11,880	11,880	35,640
通所型サービス(その他)	50	50	50	150
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	23,795	26,175	28,792	78,762
介護予防把握事業	748	748	748	2,244
介護予防普及啓発事業	1,350	1,350	1,350	4,050
地域介護予防活動支援事業	9,776	9,776	9,776	29,328
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	119	119	119	357
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	471	518	712	1,701

② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

【介護予防・日常生活支援総合事業の見込み】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	104,000	104,000	104,000	312,000
任意事業	43,644	43,644	43,644	130,932

③ 包括的支援事業（社会保障充実分）

【介護予防・日常生活支援総合事業の見込み】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
在宅医療・介護連携推進事業	16,961	16,961	16,961	50,883
生活支援体制整備事業	28,702	28,702	28,702	86,106
認知症初期集中支援推進事業	1,148	1,148	1,148	3,444
認知症地域支援・ケア向上事業	7,114	7,114	7,114	21,342
認知症サポーター活動促進 ・地域づくり推進事業	0	100	150	250
地域ケア会議推進事業	2,170	2,170	2,170	6,510

(4) 介護保険事業費の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の総事業費は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費 (A)	8,141,890	8,288,292	8,524,547	24,954,729
地域支援事業費 (B)	411,864	439,646	457,678	1,309,188
介護保険事業費 (A+B)	8,553,754	8,727,938	8,982,225	26,263,917

4 介護保険料の推計

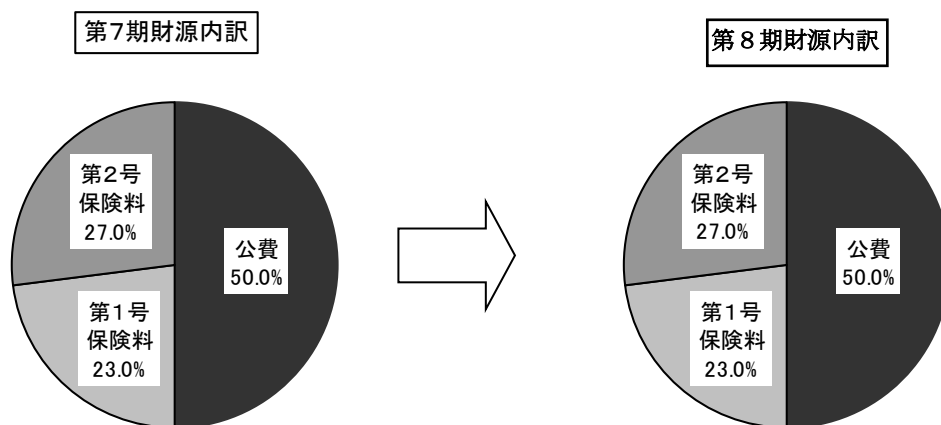
(1) 介護保険料の方針について

第8期介護保険料（令和3年度～令和5年度）については、第8期計画期間3か年の介護保険サービス見込み量を設定し、介護保険事業費を算定した上で、保険料算定の諸要件及び国の指針をもとに算定しています。

① 保険料算定の諸要件

○第1号被保険者の介護保険料負担率 23%

【保険給付費の財源内訳】



○財政調整交付金見込額

第1号被保険者のうち75歳以上の高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のため交付されます。

② 保険料に関する国の指針

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中で、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じて、保険料を段階的に設定してあります。第8期においては、第7期に引き続き所得段階を9段階とし、負担の平準化を図ります。

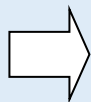
(2) 第1号被保険者の保険料推計

① 介護保険料の基準額の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数	24,424 人	24,443 人	24,440 人	73,307 人
前期(65~74 歳)	11,862 人	11,635 人	11,159 人	34,656 人
後期(75~84 歳)	8,324 人	8,353 人	8,632 人	25,309 人
後期(85 歳~)	4,238 人	4,455 人	4,649 人	13,342 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	25,062 人	25,081 人	25,079 人	(a)75,222 人
標準給付費見込額 (円)	8,141,889,663	8,288,291,709	8,524,547,499	24,954,728,871
地域支援事業費見込額 (円)	411,863,773	439,646,290	457,678,232	1,309,188,295
第1号被保険者負担分相当額 (円)	1,967,363,290	2,007,425,740	2,065,911,918	6,040,700,948
調整交付金相当額 (円)	417,500,722	426,204,950	438,916,837	1,282,622,508
調整交付金見込額 (円)	359,051,000	375,060,000	405,559,000	1,139,670,000
調整交付金見込交付割合	4.30%	4.40%	4.62%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0050	1.0004	0.9912	
所得段階別加入割合補正係数	1.0255	1.0255	1.0255	
準備基金取崩額の影響額 (円)				682
準備基金等の残高 (円) (令和2年度末の見込み)				921,641,914
準備基金等取崩額 (円)				600,000,000
準備基金取崩割合				65.1%
保険料収納必要額 (円)				(b)5,583,653,456
予定保険料収納率	97.50%(c)			
保険料基準月額(b÷c÷a÷12) (円)	6,344			

保険料基準額

第7期 年額 75,600円
(月額6,300円)



第8期 年額 75,600円
(月額6,300円)

② 保険料段階の設定について

所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行い9段階としています。

世帯非課税（第1段階から第3段階）については、第7期より導入された公費による軽減の仕組みを継続し、低所得者の負担軽減を図ります。第7段階は本人が市町村民税課税者で合計所得金額120万円以上210万円未満、第8段階は210万円以上320万円未満、第9段階は320万円以上で負担能力に応じた保険料率を設定します。

〔段階別保険料〕

所得段階	対象者		料率	年額保険料 (円)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円以下		0.50 (0.3)	37,800 (22,700)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円超120万円以下	0.75 (0.5)	56,700 (37,800)
第3段階		本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が120万円超	0.75 (0.7)	56,700 (52,900)
第4段階	本人が市町村民税非課税で世帯員が市町村民税課税	本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円以下	0.90	68,000
第5段階 (基準段階)		本人の「課税年金収入額」及び「合計所得金額」の合計額が80万円超	1.00	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額120万円未満	1.20	90,700
第7段階		本人の合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	98,300
第8段階		本人の合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	113,400
第9段階		本人の合計所得金額320万円以上	1.70	128,500

※（ ）内は公費による低所得者保険料軽減措置後の年間保険料

第7章 成年後見制度の利用促進

1 燕市における高齢者の成年後見の現状と課題

(1) これまでの主な取り組み

地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、認知症高齢者等の権利擁護相談を実施しています。

本市では、親族による成年後見の申立が困難である人を対象に、市長による審判の請求を行うとともに鑑定費用など必要な費用及び後見人報酬の助成をしています。

(2) 燕市における高齢者の状況

本市の総人口は減少し続けている一方で、高齢者人口、後期高齢者人口ともに増加し続けています。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

(3) 成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度の利用状況をみると、令和元（2019）年度の利用者数は高齢者と障がい者を合わせて168人です。

成年後見制度の利用者数の人口比は新潟県平均とほぼ同様の0.21%で、申し立て件数は微増傾向にあります。

(4) 成年後見人を受任可能な専門職の状況

親族以外の成年後見は、主に専門職が選任されますが、受任可能な弁護士、司法書士、社会福祉士は、本市のみで18人、近隣地域*で合わせても64人となっています。そのため、後見人の育成・支援が必要です。

■ 成年後見人を受任可能な専門職の状況

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	合計
近隣地域（人）	4	18	42	64
本市のみ（人）	1	7	10	18

令和2年8月燕市実施「成年後見人を受任可能な専門職数の調査」より

* 近隣地域とは：新潟市西蒲区、三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村を含む地域

(5) アンケート調査等の結果

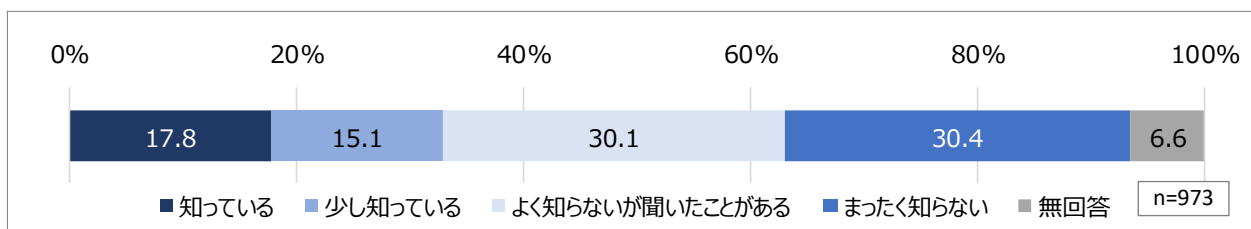
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和元（2019）年12月時点において、市内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の市民から無作為抽出した方を対象に、健康状態や日常生活の状況、福祉サービス等の利用状況、利用意向等について回答していただきました。

本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

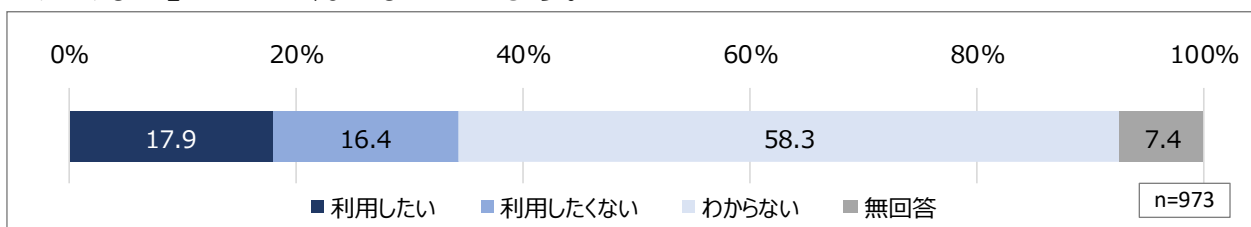
●成年後見制度の認知度

「知っている」と「少し知っている」を合わせると32.9%となっています。一方で「まったく知らない」が30.4%となっています。



●成年後見制度の利用意向

「わからない」が58.3%と最も高くなっています。「利用したい」は17.9%、「利用したくない」は16.4%となっています。



燕市における成年後見制度に関する実態把握調査

調査目的

地域における成年後見制度の利用ニーズなどの実態を把握するため。

調査内容

- 調査月：令和2年5月（調査基準日：令和2年4月1日）
- 調査対象事業所：燕市内で高齢または障がい福祉サービス事業を実施している次の62事業所
 - ・地域包括支援センター 4 箇所
 - ・居宅介護支援事業所 18 箇所
 - ・介護保険サービス事業者（ケアマネジャー必置の事業所） 35 箇所
 - ・障がい者相談事業所 5 箇所

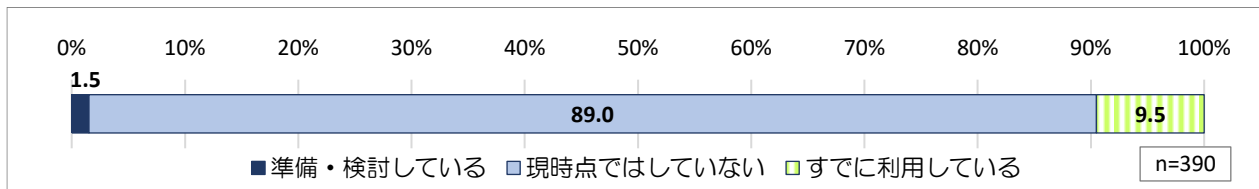
●調査対象者：調査対象事業所で支援する燕市在住者または出身者で、後見類型が想定される次の要件のいずれかに該当する方

- ・主治医意見書上で認知症日常生活自立度がⅣまたはⅤの高齢者
- ・療育手帳 A を所持する 20 歳以上の知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する 20 歳以上の精神障害者

本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

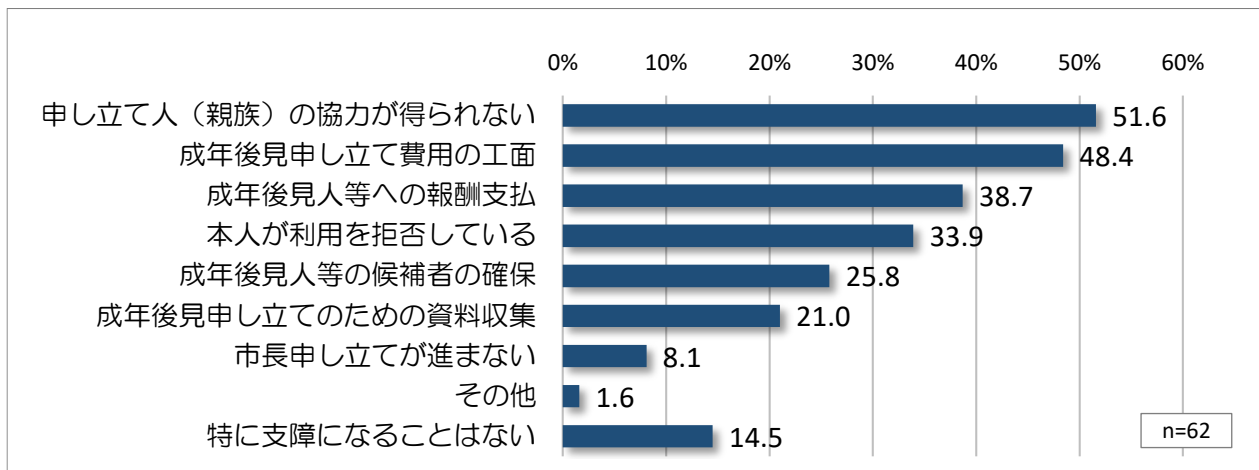
●成年後見制度の申し立ての準備・検討状況

調査対象者 390 人のうち、「準備・検討をしている」のは全体の 1.5%、6 人とどまりました（うち認知症高齢者 4 人、知的障がい者 2 人）。大多数は「現時点ではしていない」状況ですが、「すでに利用している」人も 9.5%（37 人）となっています。



●成年後見制度の申し立てを行ううえで支障になると思われること（複数回答）

「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」に協力していただいた 62 事業所が、成年後見制度の申し立てに向けて準備・検討を進めるうえで支障になると思うことは、「申し立て人（親族）の協力が得られない」が 51.6%と最も高くなっています。次いで「成年後見申し立て費用の工面」、「成年後見人等への報酬支払」と資金面の課題の割合が高くなっています。



(6) 燕市の課題

燕市の高齢者の状況やアンケート調査等の現状把握により、成年後見制度の利用を促進するためには、次の課題を解決していく必要があります。

1. 成年後見制度の認知度の低さ

福祉に関するアンケート調査結果から、認知症高齢者ご本人またはそのご家族に成年後見制度が浸透していない実態がうかがえます。

また、本市の人口と比較して成年後見制度の利用者の数は少なく、これは制度の認知度の低さも一因となっていると考えます。

このことを踏まえ、市民や関係機関に対し、成年後見制度を周知し、啓発していく必要があると考えます。

2. 包括的な体制やネットワークの未整備

国の基本計画では、「本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する」こと、および、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を図る」ことが求められています。

本市においては、包括的な体制やネットワークは未整備であり、これらを計画的かつ段階的に構築していく必要があると考えます。

3. 専門的な支援ができる後見人の不足

燕市における成年後見制度に関する実態把握調査の結果から、成年後見制度申し立ての支障となっている理由の一つは、「申し立て人（親族）の協力が得られない」ことだとうかがえます。

本市における高齢者人口は年々増加傾向にあり、単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。遠方に居住する親族等が成年後見を受任することは困難なためだと考えます。

このような方の成年後見は複雑な事情を抱えることも多く、より専門的な支援が必要ですが、これに対応できる専門職の数は市内・近隣地域ともに十分とは言えません。

成年後見制度の利用を促進するためには、複雑・多様化するニーズに対応ができる専門性の高い後見人を増やしていく必要があると考えます。

2 施策の展開

(1) 成年後見制度の周知および啓発の強化

市民一人ひとりが制度を正しく理解することにより、必要な人が適切に制度を利用することにつながっていくことから、折に触れて周知・啓発に取り組みます。

また、成年後見制度を通して、人権についての意識の醸成を図るため、広報やパンフレットなどを活用して周知・啓発を実施します。

【目標】

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和5年度
① 広報誌等への掲載（回）	－	1
② 市民への周知チラシの配布（回）	－	1

(2) 地域連携ネットワークの構築に向けた調整

判断能力が十分でないことにより財産の管理や日常生活等に支障がある人達に対し、地域ケア会議やすでに弁護士等の専門職と連携している社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」構築を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に専門的に助言し、必要に応じてチーム^{*1}の編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりの検討を進めます。

【目標】

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和5年度
① 包括的な相談支援体制の機能強化に向けた研修会等の開催（回）	－	2
② 中核機関 ^{*2} のあり方等に係る協議の回数（回）	－	2

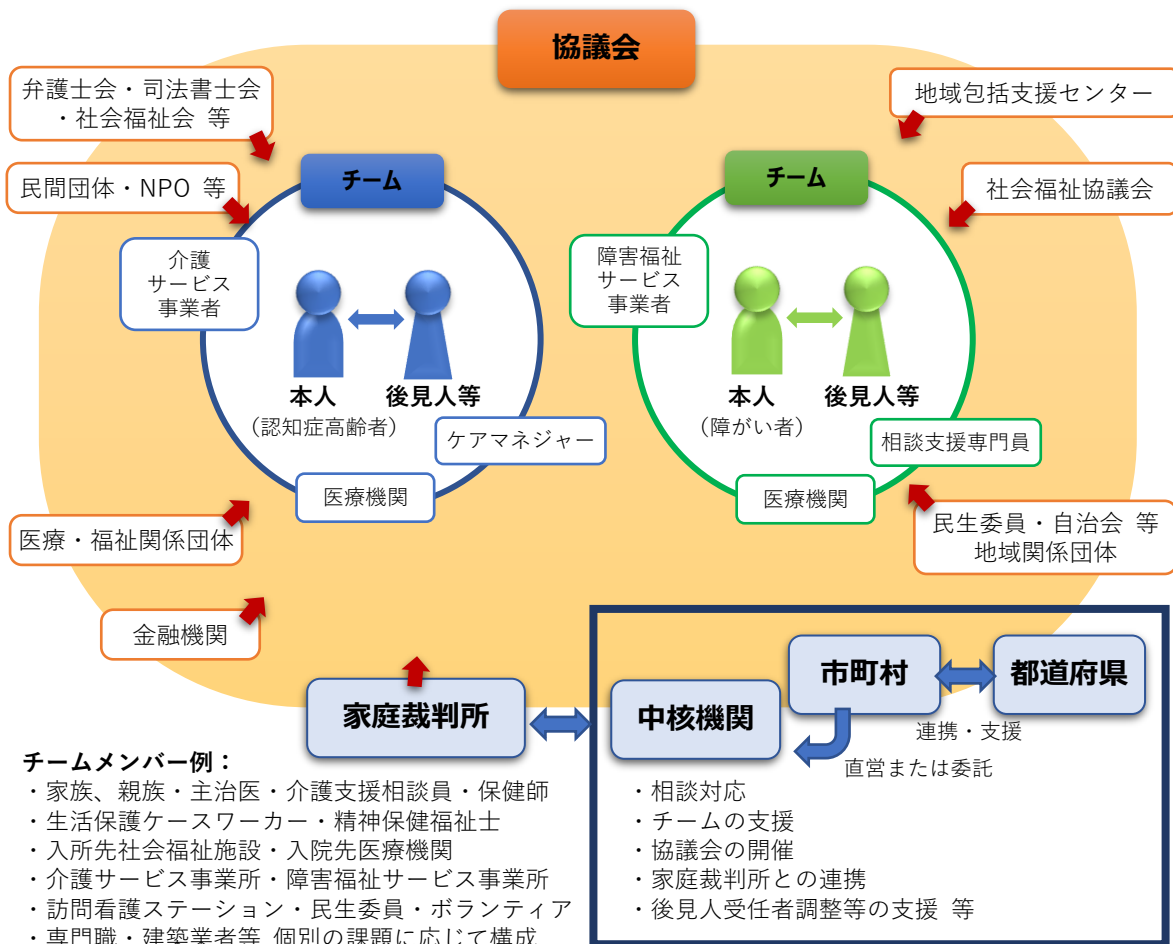
*1：チームとは：協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。

*2：中核機関とは：権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担うものです。

●地域連携ネットワークのイメージ●

地域連携ネットワークの役割

- ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



(3) 後見人等の育成・支援

成年後見を受任できる方を増やしていくため、将来的には親族後見人や市民後見人を育成していく必要はあるものの、認知症高齢者等の複雑・多様化するニーズに対応していくため、後見人との連携強化に努めます。

【目標】

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和5年度
① 中核機関のあり方等に係る協議の回数（再掲）（回）	－	2
② 後見人の支援策等に関する協議の回数（回）	－	2

(4) 助成制度の在り方の検討

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想されることから、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

認知症などにより、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない高齢者などを援助する「成年後見制度」については、上位計画である燕市地域福祉計画と整合性を図り、地域の関係機関と連携し、制度の普及促進や利用促進を図ります。

生活困窮により成年後見の申立費用が捻出困難である人を対象に、必要な費用の助成について検討をしていきます。

【現状】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
市長申立て 件数	目標（件）	6	8	10
	実績（件）	3	1	2
	計画比（％）	50.0	12.5	20.0
後見人報酬の 助成件数	目標（件）	8	9	10
	実績（件）	10	15	24
	計画比（％）	125.0	166.7	240.0

【目標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数（件）	3	3	3
後見人報酬の助成件数（件）	15	18	21

第8章 事業の円滑な運営と推進体制

1 計画実現のための体制づくり

(1) 介護サービス等の質的向上

利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、サービス量の拡大に応じた質の確保と向上に向けた取り組みが必要です。そのため、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修や講習会等の参加を促進し、資質の向上を図ります。

(2) 広報活動の充実

介護保険サービスの利用促進や円滑な提供を実施するため、広報誌や民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者などと連携しながら幅広く情報提供を行い、介護保険制度や改正内容の啓発に努めます。

(3) サービス情報の提供

高齢者が必要な時に必要なサービスを受けられるよう、広報誌や市ホームページなどを積極的に活用し、必要な情報を高齢者に配慮した分かりやすい内容で提供するように努めるとともに、利用に際しての様々な相談に適切に応じられるよう取り組みます。

(4) 庁内体制の整備

市は、持続可能な介護保険制度の適切な運営に向けて、適正な要支援・要介護認定、介護保険サービスの確保、保険料の徴収などに努めていきます。さらに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的、一体的に推進していきます。

また、福祉事業・保健事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化などの関連施策等の実施のため、関係各課と十分な連携をとって適切な対応を図ります。

(5) 地域福祉の体制の整備

今後も高齢化が進展する中で、地域包括支援センターや社会福祉協議会、NPO やボランティア、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会などの市内の関係機関・団体との連携を強化し、地域住民がともに助け支え合う地域づくりや地域コミュニティ組織の連携を支援し、地域ケア体制、高齢者見守り体制の充実に努めます。

2 サービスの円滑な提供

市内の指定居宅介護支援等の介護事業者が、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、または指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの介護事業者と連携して、適切な居宅サービス計画等を作成することができるよう、介護事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供に努めます。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けて、医療機関相互の連携強化や訪問看護体制の充実などにより在宅医療・介護の連携を推進します。

(1) 介護予防・健康づくりの推進

要支援または要介護になるおそれのある高齢者を対象に介護予防のための事業を実施するとともに、介護予防プログラムへの参加を促進するため情報提供や関係機関等と連携を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

在宅サービスは、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者の情報提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

日常生活圏域での適正なサービスの質的向上、サービス提供については、利用者が選択しやすいサービス提供事業者の情報提供、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上など、サービス提供体制の充実に努めます。

施設サービスは、入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮しながら、施設整備を推進します。

(3) 地域人材の発掘・育成

介護従事者の人材確保については、今後見込まれる介護需要や施設整備に対応するため、介護事業所と協議し、可能な人材確保策を検討します。

介護人材育成のための市の助成制度の活用により、各種研修やセミナー等への参加促進に努めるとともに、県と連携を図りながら、介護サービス事業者の質の向上を図ります。

高齢者が安心して介護保険サービスや保健福祉サービスを利用できるよう、事業者への適切な支援やサービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、今後、介護需要が一層高まることから障がい福祉分野、保健医療分野とも連携した、福祉や介護の人材確保、育成、定着支援に関する総合的な取り組みを推進します。

3 介護給付費適正化事業

保険給付費は年々増加する見込みです。団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けた介護サービス提供基盤の整備を進め、県、介護保険サービス事業者、介護支援専門員等との連携により、介護保険給付費の適正化に努めます。

(1) 要介護認定の適正化

介護保険制度では、介護度によって保険給付の限度額が異なることから公平・公正な認定を行うことが重要であるため、年1回以上定期的に認定審査会委員研修を実施し、公平・公正な要介護認定の審査・判定業務に努めます。

また、訪問調査員研修会の実施や認定調査関連情報の提供を図り、認定調査員の質的向上にも努めます。

(2) ケアマネジメント等の適正化

県の介護給付適正化計画と連携して、介護支援専門員の資質向上を図るため研修機会を充実し、ケアマネジメントの適正化を図ります。

(3) 住宅改修の適正化

施工後に確認調査を実施し、その改修で不適切な事例が生じていた場合は、必要に応じた実地検査や指導を行い、住宅改修の適正化を図ります。

(4) 事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化

事業者からの介護報酬請求が適正に行われているか、定期的に検査を行うとともに、利用者に対しても介護給付費を年2回(9月、3月)通知し適正利用を呼びかけます。また、医療情報との突合や縦覧点検を行い、不適切な事例があった場合は、県との連携により必要に応じた検査や指導を行い、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化を図ります。

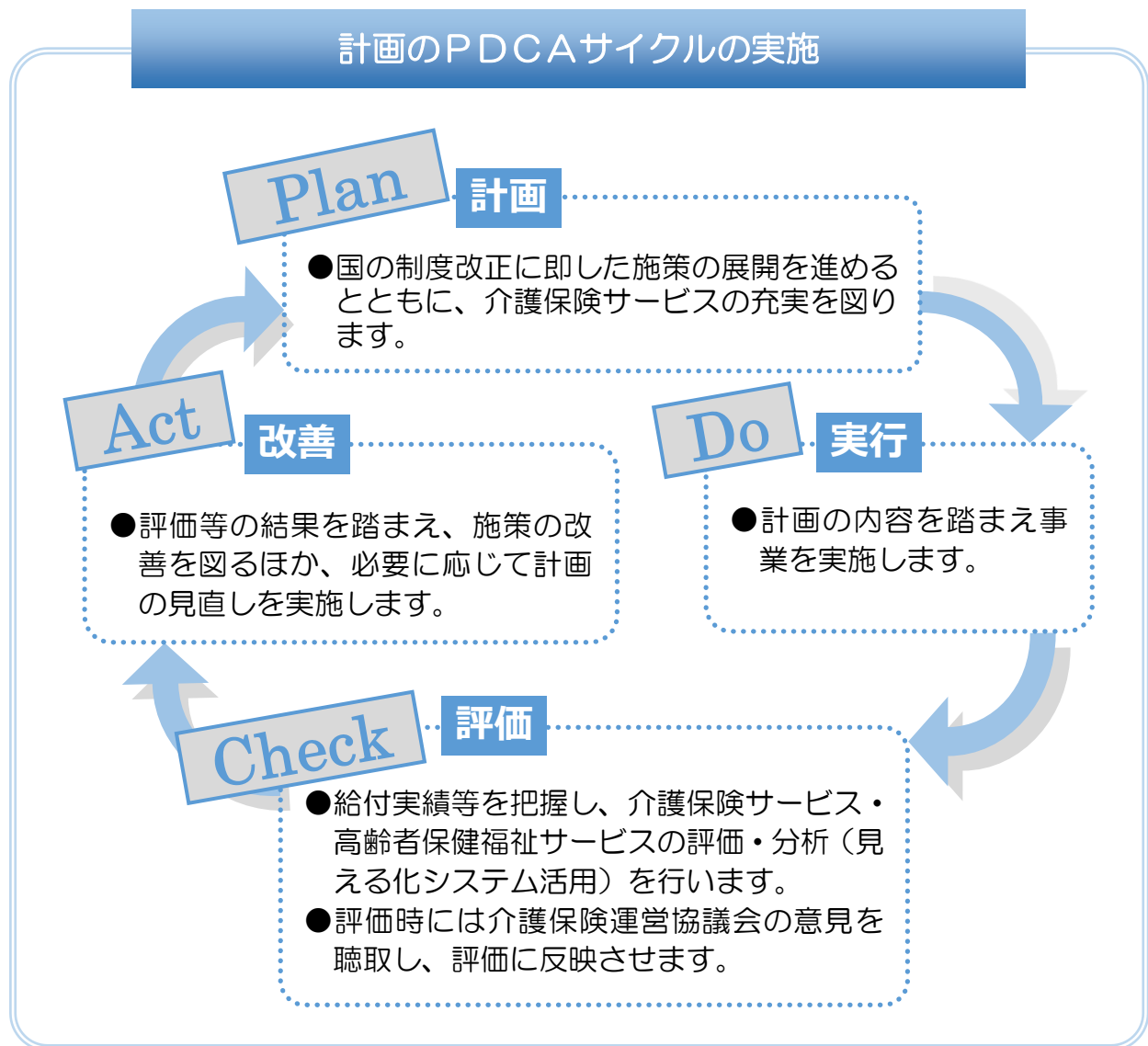
4 計画の進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握することが重要になります。

そのため、年度ごとに計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

また、計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を介護保険運営協議会等で点検・評価していきます。



資料編

1 用語解説

か 行

介護医療院

介護保険施設の一つで、平成 30 年 4 月に創設。長期の療養が必要である要介護者に対し必要な医療と日常生活上の世話をを行うことを目的としている。

介護給付

要介護 1～5 の対象者に実施される給付のこと。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つで、介護サービスを受けられる医療機関。急性期医療・治療が一段落したあと、さらに病院での療養が必要な方などが利用する。新たな指定は行われておらず、令和 5 年度末までに介護医療院等に転換するなどの対応を行う。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、原則要介護 3 以上の常に介護を必要とする高齢者が入所する。「特別養護老人ホーム」がこれにあたり、入浴や排泄、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、病院と施設の間間的な施設と位置付けられている。施設内では在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

従来の「小規模多機能型居宅介護」の通所・宿泊・訪問介護に新たに「訪問看護」の機能を加えた、医療・介護ニーズの高い在宅療養者向けのサービス。

基本チェックリスト

65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。基準に該当すると介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが利用できる。

居宅サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。

大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける方が日帰りで施設を利用するタイプに大きく分けられる。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける方の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護のこと。

さ 行

在宅介護

介護が必要な高齢者や障がい者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」といった要介護者の様態や希望に応じた機能を組み合わせて対応ができる施設での介護。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

た 行

第1号被保険者

市民のうち 65 歳以上の方。

第2号被保険者

市民のうち 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる。

短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を受けられる。

地域支援事業

65 歳以上の方を対象に、要介護状態（要支援や要介護）にならぬよう、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。リスクを抱えた特定の高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し事業を進める。

内容としては

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業）
- ② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営・在宅医療・介護連携の推進・認知症施策の推進等）
- ③ 任意事業（介護給付費適正化事業・家族介護支援事業等）

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームを地域密着型介護老人福祉施設という。家庭的な雰囲気の中で介護サービスを受けられる。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

地域密着型サービス

要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。地域密着型サービスとしては、

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下）
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模の通所介護。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム（軽費老人ホームを含む）の入所者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。

調整交付金

国から交付される介護給付費交付金の内、後期高齢者の年齢や所得状況などによりその額が増減する交付金のこと。

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受けている方が、日帰りで施設サービスを利用すること。
行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている方が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や利用者からの連絡によって利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを行うこと。

特定健康診査

健康診査で、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40 歳から 74 歳までの被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している方が対象の介護保険制度によるサービス。そこを住居とし様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画という利用計画を立てサービスを提供する。

特定入所者介護サービス費

施設入所の居住費・食費が利用者の自己負担となったことにともない創設された低所得者対策のひとつ。利用者負担が過重にならないように居住費・食費の負担には上限が設定されており、これと実際の居住費・食費との差額を補うために給付される。

な 行

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・脂質異常・高血糖などの危険因子を併せ持つ状態を、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームという。

日常生活圏域

高齢者が日常、住み慣れた地域で生活を持続することができるよう、住民の生活形態や地域づくりの単位などで設定される生活圏域のこと。

認知症

一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護関係者など誰でも自由に参加して、日頃、疑問に思っていることや困っていることなど情報交換や居場所づくりをして、認知症に対する理解を深め、孤立しがちな患者とその家族を地域で支えていく取り組み。

認知症ケアパス

認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合や認知症の進行に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、サービス提供の流れなどをわかりやすく示したもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や、機能訓練を行う。

は 行

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、レンタルでの福祉用具指定を受けた用具が料金の1割負担で利用できる。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、心身の脆弱性が出現した状態ではあるが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上を図ることが可能で、健康な状態と介護が必要な状態の中間を意味する。

訪問介護

ホームヘルパーが介護を受ける方の自宅を訪れて、日常生活の世話をを行うサービス。

訪問入浴介護

在宅にて介護を受けている方が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが利用者宅を訪問して、リハビリテーションを行う。

保険料収納必要額

$(標準給付費見込額 + 地域支援事業費見込額 \times 23\%) - (調整交付金見込額 - 調整交付金相当額) - 準備基金等取崩額$ により計算される。

や 行

夜間対応型訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）などが定期的または必要に応じて夜間に利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話をを行う。

要支援・要介護

訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が審査する介護認定審査会によって決定される要支援・要介護状態区分のこと。現在は要支援が1、2の2段階、要介護が1～5の5段階のあわせて7段階となっている。

予防給付

要支援1、2の対象者に実施される給付のこと。

2 燕市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

NO	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	被保険者の代表 (4人)	亀倉 党馬	第1号被保険者	
2		峯島 祥子	第1号被保険者	
3		蝶名林 稔	第2号被保険者	
4		八子 安起子	第2号被保険者	
5	保健・医療及び 福祉の関係者 (7人)	菊川 公紀	燕市医師会	
6		佐藤 和之	燕歯科医師会	
7		金子 幸枝	介護老人保健施設エバーグリーン	
8		佐々木 勝則	特別養護老人ホーム分水の里	
9		宮腰 誠	(有)介護サービスみどり園	
10		佐藤 祥子	燕市地域包括支援センターおおまがり	
11		星井 勝博	小規模多機能センターみなみよしだ	
12	学識経験者 (4人)	霜島 高子	(福)燕市社会福祉協議会	
13		高橋 是司	新潟県老人福祉施設協議会	
14		佐藤 稔	燕市民生委員児童委員協議会	会長
15		西郡 饒	(公社)燕市シルバー人材センター	会長代理

3 燕市介護保険運営協議会の開催経過

年 月 日	内 容
第1回開催 令和2年5月29日 (書面開催)	○第8期介護保険事業計画策定スケジュールについて ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の報告について ○在宅介護実態調査の報告について
第2回開催 令和2年8月18日	○第7期介護保険事業計画の進捗状況について ○第8期介護保険事業計画に係る基本指針について ○介護施設等整備意向調査の結果について
第3回開催 令和2年10月15日	○第8期介護保険事業計画に係る人口推計、要介護認定者数等の推計、 計画第3章(案)について ○保険料推計について
第4回開催 令和2年11月19日	○第8期介護保険事業計画(素案)について ○パブリックコメントの実施内容について
第5回開催 令和3年2月16日	○パブリックコメントの実施結果について ○第8期介護保険事業計画(案)について

燕 市
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
第 8 期 介 護 保 健 事 業 計 画

発行日：令和 3 年 3 月

発 行：燕市健康福祉部 長寿福祉課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

電 話：(0256) 77-8177

F A X：(0256) 77-8138

<https://www.city.tsubame.niigata.jp>
